

令和2年3月第108回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和2年3月5日（木）
○開会年月日 令和2年3月5日（木）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 大西啓介君	2番 関根律之君
3番 向井一富君	4番 久保美博君
5番 森永和夫君	6番 菊地幸雄君
7番 泉浩壽君	8番 大木雄君
9番 山本徹君	10番 才野俊夫君
11番 下野安彦君	12番 林博君
13番 山崎正史君	14番 寺岡保君
15番 中田厚寛君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 小野植正久君
総務課長 山岡敦君	住民課長 二宮善徳君
税務課長 吉川博徳君	保健福祉課長 曾根岡伸也君
会計管理者 稲葉勉君	建設デザイン課長 正岡和猶君
町並・地域振興課長 林慎一郎君	産業振興課長 入海孝君
小田支所長 大森豊茂君	環境政策室長 中嶋優治君
政策調整班長 畑野亮一君	上下水道対策班長 上石富一君
危機管理班長 松岡裕樹君	
教 育 長 山岡晋君	学校教育課長 泉邦彦君
自治・学習課長 黒澤賢治君	
代表監査委員 赤穂英一君	農業委員会会長 堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 林 純 司 君 書 記 和 氣 啓 介 君

○議事日程（第1号）

令和2年3月5日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び令和2年度施政方針

日程第 5 一般質問

日程第 6 令和元年請願 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求め
受理第2号 る請願書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、令和2年3月第108回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長及び各課長・班長等の16名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、林 博議員。13番、山崎 正史議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る2月27日開催の議会運営委員会において協議され、本日から19日までの15日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第1号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承下さい。これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び令和2年度施政方針

○議長（森永和夫君） 「日程第4 招集あいさつ及び令和2年度施政方針」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに令和2年3月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告が1件、議認が2件、条例の制定が1件、条例の一部改正が16件、指定管理者の指定が6件、計画の一部変更が1件、町道路線の変更が1件、補正予算が7件、当初予算8件、人事案件が17件、諮問1件の合計61件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが世界の脅威となっております。国内においても連日感染者が増えており、その対策として2月27日には安倍総理が全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日からの休校を要請、これを受けて愛媛県では県立高等学校等について3月4日からの休校を決定、内子町におきましても4日から25日まで町立の小学校、中学校の休校を決定いたしました。ただし、小学校1年生から3年生や特別支援学級の児童・生徒で諸事情により家庭で過ごすことが難しい児童・生徒を15時まで受け入れることとしたほか、幼稚園でも家庭で過ごすことが難しい園児を受け入れることといたしました。また、これに合わせて3月中の不定多数が集うイベント等の中止、延期の措置を取りましたが、3月2日には愛南町で県内初となる感染者が確認されたため、内子町においても直ちに対策本部を設置し、観光関連施設の利用制限及び、体育館等町管理施設の貸し出し中止、イベントや会議等の原則中止または延期等の追加措置を決定したところでございます。東京オリンピック・パラリンピックの開催も含め、経済への深刻な影響も懸念されます。内子町におきましても、愛媛県と連携して感染の拡大防止に向けて万全を期するとともに、地域経済への影響を注視し、速やかに必要な対策を取っていきたいと考えています。それでは、令和2年度における町長としての施政方針を述べさせていただきます。昨年12月20日に閣議決定された国の令和2年度予算案は、幼児教育・保育の無償化や、医療、介護など社会保障費の増、消費税引き上げに伴う景気対策などにより、前年度比1.2%増の102兆6,580億円と8年連続で過去最高を更新し、昨年に続き100兆円の大台を超えました。その一方で、国・地方の長期債務残高は1,122兆円に及び、なおも更なる累積が見込まれ、また、国債費が毎年的一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあります。地方財政の面では、地方交付税が16兆5,882億円と前年度比2.5%増となったほか、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円が確保されました。また、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための予算として「地域社会再生事業費（仮称）」4,200億円が計上されたほか、昨年度から始まった森林環境譲与税も400億円が確保されています。内子町におきましては、今後これらの財源を有効に活用し、事業を執行していきたいと考えていますが、地方交付税交付金の減少や社会保障費の増大が続く中で、厳しい財政運営が続いています。令和2年度内子町一般会計予算につきましては、「第2期内子町総合計画」基本構想の戦略に基づいた事業について、重点的に予算を配分する一方で、事業の効率化を意識し経費の見直しを図っています。その結果、

令和2年度内子町一般会計当初予算(案)は、歳入歳出それぞれ、87億3,100万円となり、今年度当初予算と比較して、2,750万円、0.3%の減額となっております。一般会計当初予算に充当いたします財源は、国庫・県支出金が11億5,057万7,000円。地方債が5,400万円。その他特定財源として7億4,806万6,000円。一般財源が67億7,835万7,000円でございます。なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業につきましては当初予算には計上せず、今後の補正予算で計上していく予定でございます。さて、令和2年度は私に取りまして、3期目の最後の年になります。公約の実現に向けて、現在着手している様々な事業の仕上げをしていきたいと考えています。まず、安全・安心なまちづくりでは、防災拠点である自治会館や消防詰所の整備を進めます。具体的には、内子東自治センターの耐震改修工事を行います。また、和田自治会館及び平野自治会館新築工事の設計委託を行います。消防詰所につきましては、平岡4部詰所の新築工事を行います。このほか、防災行政無線戸別受信機につきましても引き続き整備を進めます。災害への備えは、今後も最優先の課題として対応していきたいと考えております。次に、住環境整備につきましては、かねてより進めておりました内子町上水道第7次拡張工事、満穂地区と県営中山間地域総合整備事業の合同事業が、令和2年12月に完成する予定でございます。工事完成後は、県から浄水場等の資産譲渡を受け、速やかに給水を開始したいと考えております。次に、社会保障の分野ですが、令和2年度は「地域福祉計画」、「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「第8期介護保険事業計画」を包括した「内子町総合福祉計画」の策定を予定しております。今後の福祉政策の根幹となる計画でありますので、各分野の意見を集約し、地域の実情を反映した計画となるよう努力したいと思っております。また、地域医療につきましては、その体制の維持が喫緊の課題となっております。内子町を含む大洲・八幡浜圏域で将来必要な医師の数は365人と推計されていますが、2016年12月現在の医師の数は271人で94人も不足しています。看護師その他の医療スタッフも足りておらず、地域医療は危機に瀕しています。将来発生する可能性が高いと言われていた南海トラフ地震や、多発する風水害、地域の高齢化を考えたとき、医療資源の確保は欠かせません。しかし、この問題は市町や圏域レベルで解決できる問題ではありません。国の抜本的な医療改革が必要であります。地域の皆さんが望む医療の形を大切に、それを実現するために、国や県に強く働きかけていきたいと考えています。次に、学校教育の分野でございますが、令和2年度は「内子町教育大綱」の見直しを予定しております。またICTを活用した学習活動に対応するため、小学校・中学校へWi-Fi環境を整備致します。こちらにつきましては、補正予算での対応を予定しています。また、英語教育の分野では、中学生を対象とした英語検定試験への助成を引き続き行います。また、英語指導助手ALTの増員を図りたいと考えています。これらを通して、子どもたちの英語力の向上に寄与したいと考えているところでございます。地域教育の分野では、小田地区に続いて五十崎地区でもコミュニティスクールを発足させます。地域と一体となった学校運営が進むことを期待しているところであります。次に、内子運動公園の整備につきましては、野球場の整備を進めているところであります。完成後は、日本スポーツマスターズ2020の軟式野球会場として使用されるほか、今年度実施したNPBガールズトーナメント2020についても引き続き会場になる予定です。また、東京オリンピック・パラリンピックに関しましては、4月23日に聖火リレーを予定しております。新型コロナウイルスの影響が心配

されますが、予定どおり開催されることを願っています。次に、産業振興の分野ですが、地場産品の販路拡大では、町産品の販路開拓に要する経費の一部を補助する制度に、昨年も10事業者から補助申請がありました。首都圏、関西圏、香港、台湾など海外での販促に取組まれ、売上高も平成30年度は1億9,500万円でしたが、今年度は約2億1,000万円を見込んでおります。事業者の中には、海外で独自に販路を拡大し、会社全体での海外シェアを50%まで高めたいと力を注がれているところもあります。今後も引き続き事業者と連携し、地場産品の販路拡大に取り組んでまいります。農産物につきましては、ぶどうの雨よけ施設などの整備に要する資材費の一部を補助する制度に、昨年も20件を超える要望がありました。総事業費は1,653万3,000円で補助金は734万4,000円でありました。農作業の効率化や高品質な農産物の生産を進め、内子産農産物の高付加価値化・産地の差別化に向けて、今後も引き続き支援してまいります。

続きまして、当面する事務事業等についてご報告いたします。ご報告いたします内容は、1番目に、第25回シクロクロス全日本選手権大会内子大会について。2番目に第1回愛媛国際映画祭について。3番目に県市町広報コンクール「広報うちこ」8年連続特選について。最後に、機構改革についてでございます。

まず第25回シクロクロス全日本選手権大会についてご報告いたします。12月7日、8日の両日、小田川豊秋河原特設コースを会場に第25回シクロクロス全日本選手権大会が開催されました。当日は、全国から240人の選手が参加し、熱戦が行われました。初日の夜には、内子座で前夜祭が開かれ、有力選手がセリから登場するなど、内子座ならではの演出で会場を沸かせました。特設コースも、公道や河川堤防を利用した障がい箇所の設定など、通常できないコース設定となっており、選手及び役員、コーチ等の評価も高く、内子座の前夜祭も含めて過去一番の大会との声もありました。この大会の経済波及効果は約2,300万円と算出されており、地域経済にも少なからず寄与できたものと考えております。今後も機会があれば、全国的な大会の誘致を図りたいと考えています。

次に、第1回愛媛国際映画祭についてご報告いたします。愛媛国際映画祭実行委員会が主催する第1回愛媛国際映画祭が、1月17日から2月2日の間、愛媛県内10市町を会場に開催されました。内子町では1月18日、19日の両日、内子座を会場に、内子町でもロケが行われた「ソーキンの見た桜」や、無声映画時代の活動弁士にスポットを当てた周防正行監督の「カツベン！」など6作品が上映され、延べ600人にご来場いただきました。18日には、内子町出身の富永昌敬監督の「パンドラの匣」が上映され、ご本人が登場した舞台挨拶では、会場からの質問が絶えず盛り上がりました。19日には、オープニングイベントが松山市道後で行われ、「内子こども狂言記」に出演した「内子こども狂言くらぶ」の子どもたちが後閑広監督とともにレッドカーペットを歩かせていただきました。この「内子こども狂言記」は、愛媛県出身で東京藝術大学大学院教授を務める梶井省志氏に、東京芸術大学と内子町との連携事業として、企画・制作を依頼したものであります。「内子こども狂言くらぶ」の活動を追ったドキュメンタリー映画で、狂言の入門編としてその魅力にも触れることができる作品であります。今回は、内子座と愛媛県立美術館で上映されましたが、今後も町内外で上映会を開催していく予定であります。なお、愛媛国際映画祭は来年度以降も開催される予定であります。内子町の魅力を発信し、文化・芸術活動への理解

促進に繋がるよう引き続き参加していきたいと考えております。

次に、「広報うちこ」愛媛県広報コンクール特選についてご報告いたします。「広報うちこ」は、昨年の全国広報コンクール広報紙部門（町村部）で2年連続となる内閣総理大臣賞を受賞いたしましたが、その前段となる愛媛県広報コンクール広報紙部門（町部）におきましても、今年も特選に選ばれました。これは、8年連続となる快挙であります。6月に内子町で開催される第57回全国広報広聴研究大会に向けて、良い結果となりました。全国広報コンクールでの評価を期待しておるところであります。

最後に、令和2年4月1日より施行予定としております行政組織の変更についてご報告いたします。住民ニーズに対応するため、令和2年4月1日より、子育てに関する手続きや相談窓口を一本化し、総合的かつ横断的に健やかな子どもの成長を支援する「こども支援課」を創設いたします。また、産業振興課で所管しております工業振興に関する業務を町並・地域振興課へ移管し、商工業、観光の振興を一体的に図ることを目的として「商工観光班」を創設いたします。これにより、産業振興課の名称は「農林振興課」に改めることといたします。なお、「こども支援課」につきましても、本庁に隣接する町民会館2階に、また「商工観光班」につきましても、内子分庁2階の町並・地域振興課内にそれぞれ事務所を置くことといたします。農林振興課については現状のまま変更はございません。いずれも、より機能的で専門性をもった部署へと改革するものでございます。申請・相談のワンストップ化を図ることはもちろんのこと、地域経済の活性化や起業支援、人材確保にもつなげたいと考えており、本定例会には関係する条例の一部改正条例案を提出させていただいておりますので、議員各位のご理解を賜りたく存じます。以上、4件の事柄についてご報告申し上げました。令和2年度は、第2期内子町総合計画後期計画及び第2期内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年になります。次の5年間に内子町がより輝けるよう、事業・施策を展開してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ及び令和2年度施政方針」を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（森永和夫君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答と致します。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は、前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、5名であります。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、久保美博議員の発言を許します。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○4番（久保美博君） 皆様、おはようございます。4番、久保美博です。三寒四温を繰り返しながら春になっていき、もう春は目の前に来ていると思います。今は、新型コロナウイルスによる国内で感染拡大が止まらない中、愛媛県で感染者が確認されました。毎日のように感染者の増加している情報が報じられております。私たちにできることは感染拡大を防ぎ、感染予防に努めることだと思います。情報社会の中で、デマやうわさの情報による買いだめによる紙製品の不足、小中高校等の休校で生活に大きな影響を落としております。いつもの生活ができるように一日も早く終息につながればと思う一人であります。

それでは通告書に従い3項目について質問をさせていただきます。1項目といたしまして、命を守る防災・減災について4点ほど質問させていただきます。去年は台風災害が相次ぎ、各地で甚大な被害をもたらしました。台風15号、19号は、東日本で多くの犠牲者を出し、河川の氾濫や土砂崩れなど国土に大きな爪痕を残しました。近年、豪雨被害は全国で相次ぎ、また、阪神淡路大震災以降も繰り返し発生している地震災害を見ると日本の国土がいかに脆弱な国土か改めて知らされる思いが致しました。頻発する豪雨災害や巨大地震への備えが着実にカタチになりつつあり防災、減災、復興への取り組みが進められています。

1点目は、暴風等により倒木が停電に影響し、また緊急物資の輸送等にも影響し復旧の足かせにもなりますが、自治体が電力会社の承諾を得て速やかに樹木を伐採し、停電の早期復旧を目指すことが大事で、いざというときに官民の協力が欠かせない電力会社、医薬品販売会社等との協力協定の締結はできているのか伺います。

2点目は、水害への備えで「逃げ遅れゼロ」を目指すために「マイ・タイムライン」を取り入れた「災害避難カード」を作成し活用する考えはないか伺い致します。

3点目は、細やかな生活視点を持つ女性の視点を生かすことは、子ども、高齢者、障がい者など災害弱者の視点を生かすことにつながると思います。自主防災組織に「女子会」を作る考えはないか伺いいたします。

4点目は、災害時に使える井戸が各地区にどれだけあるのか確認しているのか伺いいたします。

2項目は、自転車保険加入啓発について伺いいたします。自転車の利用者は、健康ブームもあり利用シーンが多様化していると思います。観光客や訪日外国人向けのサイクルツーリズムが普及するなど利用者や用途は広がっており、車種もスポーツタイプや電動アシスト付きなど多彩になっている一方、自転車関連の事故は年々増えており、歩行者をはね重傷を負わせた事故があります。当時小学5年生の少年側に約9,500万円の高額賠償支払い判決がありました。愛媛県では損害賠償保険の加入が2020年4月から努力義務から義務化されます。安心して乗ってもらうために保険の大切さを伝え、保険加入に向けた啓発をどのように進めるのか伺いいたします。

3項目は、行政手続きの負担軽減について伺いいたします。暮らしていく上で、行政手続きだけでも大変であります。特に、家族が亡くなった後に行う手続きだけでも死亡届の提出、相続など多岐にわたる手続きが必要になります。そこで、各種手続きなどの行政情報のほか、病院や学校、福祉施設の案内など日常生活に欠かせない情報を掲載した冊子あるいはハンドブックの作成をする考えはないか伺いして、私の質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 只今の久保美博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方から只今の久保美博議員の質問に答弁をさせていただきます。まず、最初に命を守る防災減災対策についての協定等ができているかというご質問でございます。まず、現在、内子町において災害関連の協定する協定数は、令和2年2月26日現在で24の協定となっております。その中で主な相手先、それから締結日でございます。平成26年11月12日に四国電力宇和島支社と電力供給施設の復旧等、可能な限り優先してというような内容で締結を結んでございます。また、平成22年9月21日には、愛媛県LPGガス協会大洲支部と避難所等へLPGガスボンベ供給や炊き出し資機材貸出等につきまして、締結を結ばせていただいております。また、平成22年10月6日におきましては、内子町商工会建設部会と道路や橋梁などへの応急対策、それから土砂流木などの撤去こういったものの内容で連携を結ばせていただいております。医療救護に関しましても、町・県・団体等広く団体で結んでおります。また、愛媛県におきましては、県内の大手コンビニチェーンをはじめとした関連事業所と県内帰宅困難者が発生した場合の支援協定なども結んでおるような状況でございます。当然ですが、災害協定を結んでいないから支援を受けられないということはございませんが、協定を結ぶことで、日常から合同での防災訓練の実施などを通じ、担当窓口との連携が密になることなど、メリットがございますので、今後も協定いただける事業者ございましたら、積極的に防災協定を締結していきたいと考えてございます。

続いて命を守る防災減災についての2つ目、「マイ・タイムライン」についてでございます。ご質問にあります「マイ・タイムライン」は行政等が告示しますタイムラインに基づいて、町民一人ひとりの生活環境や家族構成を考慮して、自分たちで考え作り上げるものとなります。今後町作成のタイムラインを町民のみなさんへ告示するとともに、マイ・タイムラインというものが、どういったものなのか、どうやって作ればいいのかなど、情報の提供をそれぞれ自主防災組織や防災士連絡会など関係機関の協力を得ながら情報連携を図り、独自のマイ・タイムラインを作っていただけるよう、地域への周知を図ればと考えてございます。また、マイ・タイムラインの有用性は、災害が起きた時、どのタイミングで、どういう行動をとるのか、家族の中での意識の統一を図れるなど有事の際の備えとしていただくことはもちろんですが、マイ・タイムラインを作るため、みなさんが例えば家族内で話し合うなど、防災への関心を深めていただける契機の一つにもなりますので、積極的にマイ・タイムラインを作成いただけるよう、行政としても努めてまいりたいと思っています。

3つ目、命を守る防災減災についての「女子会」を作るお考えはというところでございます。防災に限らず、男女をとりまく環境や問題は、多様化・複雑化しています。それらに対処・対応していくためには、一人ひとりの積極的な参画が必要であり、幅広く意見を求め、関わっていただくことが大切なことだと思います。ご指摘のとおり防災に女性が携わっていただくことは、男女共同参画の視点からも非常に重要なことです。ご提案のとおり組織内に女子会を作り、女性の意見を組織内にうまく反映できる仕組みづくりは良い考えの一つだと思います。ただし、画一的に女性部門をつくるのではなくて、例えば自主防災組織に位置づけされている各部門の責任者を男性

だけでなく女性も配置することで、女性の意見を取り入れることも可能だと思います。いずれにいたしましても、女性の意見を取り入れることができる環境を整えることが重要であります。その形、在りようについては、それぞれの自主防災組織の自主性を尊重しつつ、可能な限り行政として男女共同参画については自主防災組織へ提案していかなければならないと考えております。

命を守る防災減災について、4つ目の井戸の調査、把握についてでございます。井戸につきましては、どこにどれだけ存在するのか、町では確認をしてございません。おそらく、大小様々な井戸が町内には存在するのではないかと推測されます。平成30年9月議会において、久保議員から防災・減災対策についてご質問がございました。その際の再質問におきまして、自治会内で井戸の調査をされたところのご報告がございました。それぞれの自主防災組織では、自助・共助を基本的な考えとして、最近では、いろいろな災害を想定した訓練等を、工夫を凝らして行っていたいております。災害時においては、地域の状況を把握しておくことが何より重要で、そのことが迅速な対応を大きく左右することになります。また、日頃から顔の見えるお付き合いがいかに構築されているか、また、プライバシーに配慮しつつも、家庭の状況等の把握をはじめ、どこにどんな機材や物資があるか等の把握も非常に重要です。井戸の把握もその一つだと考えており、すでに調査をされておられる自治会などもあるとお聞きしております。井戸はただちに飲料水としては利用できませんが、例えば洗濯やトイレの洗浄、散水など雑用水として用途は広くございます。水不足によって不衛生な環境が生まれ、多くの震災関連死を記憶をしているとの報告もございます。また、ある自治体では震災対策用井戸として、利用可能な井戸の指定に関する要綱などが制定されるなど井戸の活用に向けた動きも進んでございます。当町におきましては、確認等につきましては、地域事情に一番詳しい自主防災組織等の皆様とも相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思います。今後におきましても、地域の皆様方には継続して、地域のあらゆる状況等の把握に努めていただきたいと考えております。町といたしましては、その活動を精一杯支援して参りたいと考えています。

次に自転車保険加入啓発についてでございます。2015年4月1日、全国ではじめて兵庫県が「自転車保険の加入」を義務づける条例を施行したことがきっかけとなり、自転車保険の義務化は全国に広がりつつあります。議員ご指摘のとおり、愛媛県では、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の一部を改正し、令和2年4月1日から自転車損害賠償保険への加入を義務化することとしております。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、全国的に、自転車利用者が加害者となる交通事故において、加害者側が高額な損害賠償を請求される事案が発生しています。今回の改正は、加害者となった方の賠償責任の補償や被害者の経済的救済を図るもので、自転車利用者、未成年者の保護者、自転車を事業で使用する事業者、自転車貸付事業者については、自転車に関係する交通事故により生じた損害を補償するために自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。また、学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒等に対し、自転車保険等に関する情報を提供するよう努めなければならないとされています。内子町におきましても、この度の改正の趣旨を十分理解し、町民の方に安全に、安心して、楽しく自転車に乗っていただけるよう啓発に努めたいと考えておきまして、早速「広報うちこ4月号」で周知を図るとともに、今後も機会を捉え、学校や交通安全協会等ともタッグを組みながら、制度の普及・周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、行政手続き負担軽減について答弁をさせていただきます。日常生活に欠かせない情報を掲載した冊子の作成についてでございますが、死亡時などに様々な手続きが必要になることは議員ご指摘のとおりであります。このため、内子町では、出生や婚姻、転入、転居、就職、退職、離婚、死亡等、様々な場面で必要になる手続きについてチェックリストにまとめ、ホームページで公開するとともに、それぞれの手続きの際に窓口で説明、資料の配布をしてございます。それらに加え、子育てに必要な行政情報を一つにまとめた、内子町安心子育てガイドを平成27年に発行してございます。こちらは、令和2年度に改訂版を発行する予定でございます。その他の情報を網羅した冊子につきましては、合併時に暮らしの便利帳を町費で発行、平成23年には町内のスポンサー協力を得て業者に委託し、暮らしの内子ガイドブックを作成した経緯がございますが、冊子につきましては、情報がすぐに古くなることから、現在のところ発行にいたってございません。今後につきましては、昨年5月に「デジタル手続法」が可決され、国の行政手続きについて、これまでの紙媒体の申請から電子申請主体へと変更されてございます。それに伴い、マイナンバーを利用した手続きの簡略化も進められており、自治体においても今後、随時対応していく予定です。現行の手続きからかなり変更になることも予想されますので、必要な情報につきましては、更新が容易なホームページでの提供を基本とし、必要に応じてそれぞれの手続きの場において、わかりやすい紙媒体を提供することで、住民の皆さまの利便性を確保したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上、私の方から、答弁とさせていただきます。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 私の方で質問致しました、各官民との協力協定の締結なんです、ありとあらゆるそういう方法での取り組みがされておることによって町民の安全安心を安定的に確保できるようになっておるんだということによって安心をいたしました。

次のマイ・タイムラインなんです、行政の方から各自治会の方へ作成するようにということで進めると。自分の命をどう守るかなんですが、これは平成30年度大洲の肱川流域の氾濫で大洲市の三善地区ですかね、あそこでテレビ等での報道があったように、そこで作っておられる災害避難カード、これは個人の情報、こういうカードを首にかけて、避難をします。そこで誰が来たかチェックもできるし、どうやって逃げるか。あと、家族などの頼りになる人の緊急連絡先、これらも入っております。もし、自分の身内の方でどこへ連絡すればそういった他人の情報が入るかということで、カードの中に情報が入っております。これは、名前、性別、血液型、生年月日、住所、電話番号、留意事項は飲んでいる薬などそういった情報を載せるようになっております。これは非常にいい例だと思いますのでそういったことで内子も各自治体、自治会を通じて個人の情報を記載したカードを作っていけばより命を守れるうえで役に立つのではないかとということでよろしく取り組みをお願いしたいと思います。それと通告書には入れてないんですが、前にも私、災害備蓄品で液体ミルクの備蓄導入はということをお勧めしたんですが、その後この備蓄品の導入についてはあるかないかお伺いしたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 液体ミルクにつきましては、まだ確保ができておりませんのでまた今後の課題にさせていただいたらと考えております。それから、マイ・タイムラインに関連してみよし地区の事例を紹介していただきました。これにつきましても各自主防災会への情報提供も徹底しながらいい事例でございますので広めていきたいなと考えてございます。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） ぜひ液体ミルク、これは私も購入してみたんですが、アルミ缶だったんですかね、あまり大きくない240ミリくらいですか。あれも金額的には1個が230円か40円だったと思います。あまり高額なものではないんですが、実際、小さい子どもに飲んでもらったらおいしく飲んでました。これはやはり今の子どもを救う上でも災害時には非常に役に立つと思います。ぜひ導入の方向で進めていただきたいと検討していただけたらと思います。それと女性の視点でのお話したわけなんですけど、結局、避難所に避難した時に女性の目線での対応ができるということで非常に意味があると思いますので、今後においても自主防災組織に向けての女子会を作るといような方向で進めていっていただきたいと思います。

それでは自転車保険の加入についてお伺いしたいと思います。4月から義務化ということで、取り組むわけなんですけど、今は自転車通学、中学生の自転車通学生がおると思うんですが、これらについては、中学生においては保険は全員加入しておるということでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今の中学生の自転車通学の加入状況ということでございますけれども、まず自転車通学生、現在106人おります。その中での加入率ということでございますけれども、この保険につきましては、自動車保険や火災保険などの特約で加入しているとか様々な加入の方法、タイプがございますので、例えば本人が知らない間に家族が加入しているとかそういったケースもございますので、正確な数字は把握が難しい状況ではございますけれども今の106人のうち加入は40人。不明または未加入が66人という状況でございます。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） この自転車保険の未加入率が高いということだと思うんですが、内子高校の自転車通学生は、100%加入ということで加入が義務付けられて通学許可を出しているというふうになっております。これは中学生であっても命を守る上で安心して通学ができるように保険の加入は100%であるべきだと思っております。ぜひ、学校に向けて保護者に向けての必要性を訴えて100%加入になるようにつとめていただけたらと思います。それと関連して町の観光ルートのところに、レンタサイクルが置いてあるんですが、これらについての保険の加入の状況はどうなんでしょうか。

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） 今のご質問にお答えします。町の方でレンタサイクル今、29台もっておりますけれども、その保険については、購入した時に、サービスで保険がついて

いるのもありますし、そうでないタイプのもございます。議員ご承知のように昨年、レンタルサイクル事業も観光協会の方に事業を委託しておりますので、そのあたりどのような契約形態になっているのか、観光協会とも早急に協議して対応したいと考えております。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） 今のレンタルサイクルについてはですね、観光客に貸して事故でもしてということになると大変なんで、これは早急に観光協会に確認していただいてこれも加入は必ずしておかないと大変なんでその辺は十分取り組んでいただけたらと思います。あと行政手続きの負担軽減なんです、これはお年寄りが役場に来ること自体をおっくうに思っておる方が非常に多いというふうなことで、窓口に来ると手続きに対するチェックリストがあつてそれによって進めるということなんです、これは役場に来て初めてわかることなんで、やはり町民にとってはもし家族の方が亡くなって何の手続きをどういうふうにとどこに行つてやったらいいのかを一目でわかるということはやはりそういった取りまとめた冊子、ガイドブックみたいなのを作っておけば、非常に役立つんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか、そんなに難しい話じゃないと思うんですが、そういった取り組みをはっきりやって町民にサービスとして冊子を作ってお渡しして負担軽減につなげるという取り組みをしたらと思いますがどうでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 特にお亡くなりになられた時には、ご家族とかいろんな関係者の方、大変慌ただしくバタバタされておられると思います。ですから、窓口で来られた時にこの次はこう、この次はこうというようなものを分厚いものではなくて、少し簡単なものでも、これ制度が変わりますから、それがいつまでに有効性があるかというのはちょっと考えないといけないんですけど、現時点の状態でこういう手続きになりますよというのは少し簡単なものを提示するということは可能かというふうに思いますので、検討してみたいというふうに思ってます。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保美博議員。

○4番（久保美博君） ぜひ検討していただいて、町民サービスにむけて取り組んでいただけたらと思います。最後に、手続きの関係で相続等も関係してくると思うんですが、農業用地、固定資産税とか税の手続きがあるんですが、そういった冊子を作つて手続きがスムーズにいくと農地の耕作放棄地等も解消できるようにつながるのかなというふうに思いますので、ぜひそういったことで取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午前11時5分より再開します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、林博議員の発言を許します。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○12番（林博君） 12番、林です。気になることがありますので、一般質問をさせていただきます。

世界中に蔓延した新型コロナウイルスの感染によって、世界中がさがしく経済面においても大きな影響が出始めているようです。3月2日には愛媛県にも感染者が発生し、直ちに、町においては対策本部を立ち上げ早期対応をされておりますが、町民の安全・安心な生活環境確保、感染防止をお願いしたいと思います。また、日に日に感染者が増えておりますが、感染された方も被害者でございます。感染者が町内から出ないことを願うわけですが、万一、発生した場合には、被害者という意味を含めまして、対応もお願いをあわせてしておきたいと思います。

3月議会にあたり通告しています林業振興についてと、男女共同参画社会の推進について質問を致します。初めに、林業振興についてお尋ねいたします。内子町森林組合は、年間搬出間伐300から320ha、除伐120ha、下刈100haの森林整備を実施されているようでございます。組合はもとより、事業体や関係者・森林所有者の理解と協力があつての実績だと思っております。その結果、小田原木市場の取り扱い量は、平成25年1万9,000m³だったものが現在3万3,000m³、約1.7倍にまで増加している状況であります。森林組合の森林整備は、森林づくり協定をもとに森林所有者の承諾を得て、計画、施業を進められておりますが、担当者は「近年所有者の所在確認・連絡が難しくなっており、連絡場所が確認できた場合も感覚的にはあるが、所有者の6割以上が町外になってきているようです。」と言われております。町外所有者の増加は、私の経験上からも感じております。地域の所有者で相談し、森林基盤整備のために林道開設をしておりますが、所有者を尋ねて県外まで連絡して実施をしている状況でございます。今後も町外所有者は増加することが予想できます。平成31年度から施行された森林経営管理法における自治体の対応は、林業振興、放置林拡大防止に寄与する施策と期待をしているところでございます。森林経営管理法については、以前、同僚議員が質問されましたが、国からの省令、ガイドラインが示されていないということでしたので、同僚議員の許可を得て法の詳細と前回答弁の内容について再度質問をさせていただきます。所有者から管理委託された森林の中で再委託する林分と町が管理していく林分の区分基準があるのでしょうか。また、再委託をしていく林業経営者の選定はどのように対応をされていくのでしょうか伺います。

次に、通告の3番、4番一緒の形になるわけですが、所有者自らが管理できない場合に意向調査をして委託を受けて管理をしていくものですが、放置林的なものや多数の相続権利者がいる場合など、必要な意向調査は実施できるのでしょうか。また、一部同意が得られない林分の伐採の特例があるという以前の答弁でしたが、その特例についてお伺いいたします。同僚議員の答弁で道路に転用する場合に、一定の手続きによって対応できるという答弁がありますが、その一定の手続きとはどのようなものか伺いを致します。林業所有者が売買や相続などで変更した場合には、土地登記と合わせて行政への届出が必要であると認識していますが、届出の状況をお伺いいたします。これまでの林業行政事務に加え、新たに対応していかなければならない森林経営管理法の

対応は、新たな組織のもとで対応していかなければ、実施できないと考えますが所見をお伺いいたします。

次に、総合計画の町づくり戦略である6次産業による森業の振興について質問を致します。町面積の約8割が森林であり、すばらしい木材資源を有する内子町にとってまた長引く木材価格低迷によって森林所有者の管理意欲が低下している状況においては、まちづくり戦略としての的を得た施策であり、早期に実績が上がることを期待する一人であります。6次産業に向けて調査委託をされ、それをもとに町の計画をつくって地域商社を核として推進をしていくものと理解しております。町が株式を保有している株式会社内子・森と町並みの設計社は、林業6次産業における地域商社としての役割をしていくのか確認の意味でお伺いを致します。次に、株式会社内子・森と町並みの設計社が地域商社としての位置づけであるならば、町が作成した6次産業化の当初事業計画と現在の実績に、大きな差が生じていますが、どう考えるおるのか。6次産業の町の計画を再検討や変更を考えているかお伺いを致します。株式会社内子・森と町並みの設計社は、株式会社小田森林ロクハウジングを社名変更、定款変更、取締役の体制変更をして経営をされていますが、その会社の状況をお伺いいたします。株式会社内子・森と町並みの設計社が新規事業に取り組むために活用を考えておられる株式会社農林漁業成長産業化支援機構の現状をどう認識されているかお伺いを致します。

最後に、男女共同参画社会の推進について質問を致します。先般、全国の地方議会の総定数に占める女性議員の状況が新聞に掲載されていました。昨年6月1日現在で、14%にとどまり、女性議員が一人もない議会は全国1,788議会中、302議会16%との調査結果の記事がありました。2018年には、男女の候補者数を均等にするよう促す「政治分野の男女共同参画推進法」が成立していますが、議会における男女均等には程遠い状況であります。内子町議会も現在、女性議員がいない302議会の1つであります。以前には女性議員がおられて、男性の視点では気づきにくいところの活動・発言があったことを記憶しております。女性議員の大切さは認識をしておるつもりでございます。女性の方が議員活動をしていく上では、女性ならではの障がいがあるものだろうと推察をしています。議会として検討することも必要とも考えております。町内においては、それぞれの地域、組織、立場で活躍されている女性もたくさんおられると認識しています。しかしながら、そのようなものが見えてこない状況も否定できません。本議会の議案に「内子町新町計画の一部変更」の議題がありますが、その内容にも男女共同参画の実現という施策が追加をされています。まちづくりの上で大切なことであり、一層推進する必要がある上での追加と理解するところではありますが、町の男女共同参画の状況をどう捉えておられるか、所見を伺います。家庭生活、人権教育、個人の考え方の違いなどいろんなことが関連、関係していますので、ある時期をもって共同参画が完結できるものではなく、少しずつ継続して速やかに形成していくべきものと考えますが、新町建設計画の施策としての具体的な対応、対策をお伺い致します。以上で総括質問を終了致します。

○議長（森永和夫君） 只今の林博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） 私の方から一番目の質問でございます農業振興につきまして答弁をさせていただいたと思います。まず、最初に1番目の森林経営管理法の基準・ガイドラインについてというところでございます。まず初めに、再委託と町が管理するものの区分というご質問でございます。森林所有者に対して行います、経営管理の意向調査の結果、自らが経営を行わず、市町村に森林の経営管理を委託するとされた場合でございます。その森林が林業経営に適した森林につきましては、意欲と能力のある林業事業体が経営管理実施権の設定を受託する場合、「再委託」するとしております。一方、「町が管理する森林」につきましては、委託を受けた森林が林業経営に適さない場合や林業事業体が実施権の設定に応じない場合、または、応じるまでの間の森林については、町が管理する森林と区別致します。具体的に申し上げますと、森林の生育状況や地形、搬出するための林道の状況や面的なまとまりなどを勘案しつつ、森林所有者の施業方法の意向や、関係者からも聴き取りを行いながら、経営できる森林かどうかを判断して区分することとなります。

次に、2番目でございます。再委託する林業経営者の選定はというご質問でございます。林業経営者につきましては、愛媛県が規定します要件に、適合する者を公表するという定めになっており、その登録者の中から市町村が選択をするという運びとなっております。令和2年1月末現在の状況でございますが、町内で施業できる者として、県が公表している林業経営者は、愛媛県森林組合連合会、それから内子町森林組合、それから高知県高知市に事務所がございます、株式会社あすなろ四国支社の3社でございます。この中から選定をするということになります。

次に、3番目でございます。同意が得られない伐採の特例というご質問でございます。町に委託しない森林につきましては、所有者、自らが経営管理をおこなっていただくか、委託先を探していただいて経営管理することとなります。所有者が経営管理を行なわない森林につきましては、町が適切な施業が行われるよう指導に努めるということとなっております。委託されました森林の管理を町が実施するにあたりましては、経営管理権集積計画を定めなければなりません。同計画書には、森林所有者をはじめとする関係権利者全員の同意が必要ということとなります。所有者の一部又は全部が不明な森林については、計画は定めることができないということとなっております。そのため、一定の手続きを経た場合に、不明所有者が計画に同意したものとみなす特例措置が設けられていますことから、手続きを経た上で森林は町が経営管理権を取得し、施業ができることということとなっております。

次に、4番目でございます。意向調査をして希望があれば、委託する方針であるが、必要な調査はできているのかというご質問でございます。意向調査の対象となる森林につきましては、過去10年間程度、施業履歴のない人工林の民有林でございます。また、2つ目として、森林経営計画を策定されていない森林や事業者に経営管理を委託されていない森林を対象として調査をいたします。対象となる森林の抽出にあたりましては、既に、内子町森林組合を中心に森林経営計画やそれから経営管理委託契約を締結している森林がございますので、情報の共有を行いながら、森林を特定する予定として致しております。現在の進捗状況でございますが、現在、受託状況の取りまとめを依頼しておりますが、まだ、状況把握までには至っていない状況でございます。調査後の施業を考えますと、町内全域を対象とした一斉調査というところが不向きであるため、現在までの施業履歴や面的なまとまり、林道などの整備状況など得られた情報の中から、町と関係

者で協議を行って、順位の高い区域や森林を特定し、令和2年度中には意向調査を実施したいというふうに考えております。

次に、道路に転用する場合の一定手続きということでございます。森林の経営管理の委託を受けた場合でございますが、事業実施に必要となります、林内作業道の開設につきましては、森林所有者に対しまして、町又は町が再委託した者が同意を頂くということとなります。一方で、林道及びその他の道路の改良工事におきまして、当該森林が道路用地として買収される場合でございますが、町は森林所有者の方から森林の管理に関する委託を受けたということでございますので、所有権そのものを委託をされたというものではございません。用地を買収ということになりましたら別に森林所有者の同意を得る必要がございます。議員ご質問がございましたように、30年6月の定例会の方で向井議員さんの方からご質問がございまして、答弁はさせていただきました。その際、森林経営を委託された場合には、先ほど言いました林内作業道の開設が可能になるということで、広域的な把握、取り組みもできるということでご答弁をさせていただきましたので、森林管理の委託の範囲内のご答弁ということでご理解をいただいたらというふうに思います。

次に、森林所有者が変更したときの届出の状況でございます。届出については、森林法に定めるところの手続きとなっております、直近の平成30年度の届出の実績でございますが、届出件数は75件でございます。先ほど久保議員さんのご質問がありましたように、受付の方で相続等の手続きをされた場合に受付から森林所有者の変更をとということでご案内をいただいて手続きを受けておるという状況でございます。

次に、最後になります、一般林業行政事務とは別の組織で対応すべきと考えるがということでございます。森林経営管理法の意向調査、それから聴き取りによりまして意向を管理計画に反映させ、経営に適する森林なのか、また、適するのであれば、森林所有者にどの程度の所得が見込めるかなど、専門的な知識を要する事案もあるというふうに考えております。まず、先ほど申し上げました意向調査で一定の区域を選定し、県の指導も仰ぎながらモデル的に進め、適切な管理に取り組んでまいりたいというふうに考えております。職員のスキルアップでは、研修会などの機会を通じて専門性を高め、そのうえでどのような体制が良いのか判断してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問でございます。6次産業による「森業」の振興ということでございます。まず、一つ目に、「地域商社は、株式会社森と町並みの設計社なのか」という、ご質問でございます。内子版地域商社の設立にあたりましては、素材生産、木材加工、ログハウスの生産販売などに携わっていただきました「元株式会社小田森林ログハウジング」が基軸となる計画と致しており、平成29年10月第25期から新体制が図られ、平成30年3月の臨時株主総会の承認を経て定款変更され、同年4月より、「株式会社内子・森と町並みの設計社」に社名変更され、地域商社としての機能も兼ね備えているところでございます。

次に、二番目の「町の当初事業計画と実績に大きな差異がありということで、計画書の変更はあるのか。」というご質問でございます。会社として事業計画を遂行されるために、定款変更されて、併せて会社の目的なども整理、変更されたというところでございます。事業内容につきましては、従来からの森林整備事業や建築事業・木材加工事業を柱として運営されているところで

ございまして、「当面は、従来の事業を安定・拡充させる取り組みを行う」とされておりますので、新たな事業については、今後展開が期待されるところでございます。現在の状況では計画の変更というところについては考えておりません。

次に、三番目でございます。地域商社の経営状況に対します、ご質問でございます。地域商社としての機能も兼ね備えております「株式会社内子・森と町並みの設計社」に対して、同社の発行済み株式のうち、内子町がその27%を占めているところではございますが、地方自治法等の関連法令上、本議会におきまして経営状況等をご報告すべき株式会社には該当いたしません。そのために詳細な事項については差し控えさせていただきたいと思いますが、直近となります、第26期の決算につきましては、全国的な住宅建築件数の減少や、それからログハウスの需要低迷というふうなところで、約195万円余りの当期純損失を計上されているという状況でございます。

次に、四番目でございます「株式会社農林漁業成長産業化支援機構の現況」ということでございます。同機構につきましては、平成13年、国が300億円、民間企業が19億円を出資して設立され、農林漁業者の6次産業化を推進する目的で発足をいたしました。しかし、投資先の事業が軌道に乗らないケースも多く、累積赤字が膨らみ、経営改善は困難だというふうに判断をされていまして、そのため、報道によりますと、2021年度以降、新たな出資決定は行わないというふうにされております。ファンド事業の性格上、当面は投資活動により費用負担が先行せざるを得ない状況となりますが、累積赤字の要因の検証を行うために、有識者で検討会を設け、夏までには最終的な取りまとめをおこないたいというところでございます。機構の現状ということで答弁をさせていただきました。以上、私の答弁とさせていただきます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方から、男女共同参画社会の推進についてご答弁をさせていただきます。まず、一つ目、町の状況はということでございます。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とであると、男女共同参画社会基本法第2条では謳われてございます。内子町では、それをうけまして、平成21年度に内子町男女共同参画基本計画を策定し、平成26年度の第2次改訂を経て今日まで、「みとめあう、男女の生き方、きづくまち」を基本理念に、人権の尊重と男女共同参画のひとづくり、ともにつくる豊かな地域づくり、生涯いきいきと暮らせる環境づくり、対等なパートナーとして働ける職場づくりのこの4つの項目を軸に取り組みを行って参りました。ご質問の中で議員の方からは、具体例として女性議員の議員につきまして具体的な数字を述べられましたので、私の方からもいくつか数値を上げたいと思います。まず、男女共同参画の取り組みを示す指標の一つに、内閣府の男女共同参画局が調査し公表している地方公共団体における男女共同参画社会の形成、または女性に関する施策の推進状況というのがございます。こちらの数値を見てみますと、例えば平成31年4月1日現在の内子町において地方自治法第180条の5の規定に基づく委員会等の女性の登用につきましては、

委員会数5つに対しまして、女性委員の委員会数は3つ、委員総数30人うち、女性委員数5で女性の割合は16.7%になってます。県平均でいいますと、こちらは12.3%ですので、県平均よりかは上回っているということで20市町中4番目に位置する数値となっています。同じく地方自治法の202条の3の規定に基づく審議会等における登用状況については、審議会数25について女性のいる審議会は22、委員総数が344のうち女性委員は78ということで、女性の割合は22.7%でございます。20市町中この数値は14番目ということでございます。ちなみに、県平均は、27.1%ということでございます。また、最近特に注目されている防災面の女性の参画についてですが、市町村の防災会議をみると、内子町は委員総数に占める女性委員の比率が10.0%になってます。こちら県平均6.3%であり3番目に高い女性の登用率であるというふうに思われます。また、一方で女性公務員の登用状況についてもあります、課長相当職が内子町の場合は3.6%、課長補佐以上相当職が27.3%ということであります。課長職の比率は県内で見ますと低くございます。こちらは女性の管理職対象職員が少ないということもありますので、当然、比率も低い状況になりますが、係長級以上の相当職になると37.5%ということで、県平均の33.5%を上回る結果になっているということでございます。先ほどの議員の質問にもありましたように、状況、状況に応じてこれは変わってきますので、一概に数値がこうなっているからといって、男女共同参画が進んでいるか、進んでいないかという判断にならない。直接は結びつかないと思いますけれども、これは一つの指標ということで捉えたいというふうに思います。それから、二番目のこれからの推進していく対応、対策、具体的にというご質問でございます。内子町では今後、次の3点について、男女共同参画を進めたいというふうに考えております。まず、その一つは、第2期内子町男女共同参画基本計画が本年度をもって5年間の計画期間が終了します。現在、策定委員会を立ち上げまして、上位計画や国・県との計画などとも整合性をはかりながら、第3期内子町男女共同参画基本計画を策定中でございまして、この3月には完成予定でございます。計画策定にあたりましては、無作為に抽出した20歳以上の男女1,100人を対象としたアンケート調査も実施し、様々なご意見を頂戴しております。また、委員さんからも積極的なご意見をいただきながら、計画書策定は大詰めを迎えている段階でございます。第3期計画では、第2期計画の基本理念を踏襲しつつ、特に、先ほど紹介しました「対等なパートナーとして働ける職場づくり」、4本柱の4つ目に新たに意思決定の場への女性の参画拡大・家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備・女性の活躍と男性中心型の働き方等の見直しなどを新たに盛り込んでいく予定としてございます。また、先ほど久保議員のご質問にもありましたように、防災・減災対策や地域活性化の視点を強化した男女共同参画の推進についても併せてすすめたいというふうに考えております。それから、具体的な取り組みとして2つ目には、現在のご承知のように第2期総合計画後期計画の策定を進めております。今、まさに私たちの課の仕事ということで具体的な事業施策を各課で落とし込んでいるところでございまして、こちらの方につきましては、数値目標も掲げ、5年先の数値目標も掲げながら、事業を展開していくということになります。その中で男女共同参画の視点から、働き方改革、それから、男女共同参画の推進というところで新たに課の仕事として項目を起こして取り組みたいと考えてございます。また、SDGsの視点も今回、総合計画の中には取り入れようと考えておりまして、SDGsの目標5にはジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女性の活躍の場を確保するこ

ういったような目標もございますので、そういう視点も取り入れながら、総合計画を策定したいという風に考えております。それから3つ目には今、内子町で策定しております、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づきまして、内子町職員の活躍の推進に関する行動計画、特定事業主行動計画というものを策定しております。こちらは平成28年度から令和2年度までの5年間の計画でございます。ちょうど令和2年度で5年間の計画が終了するというところで、こちらの方も新たな次なる行動計画に向けて、計画の策定を進めていかないとけないということになります。この計画の主な内容につきましては主に職場内での女性の登用率を高めたり、女性の働く環境を整備するそういったようなものを具体的に示すという内容になってございます。こちらを進めながら男女共同の参画を一層推進して参る予定としておりますのでご理解いただきたいと思います。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） ありがとうございます。再質問をさせていただいたと思います。まず、森林経営管理法についてなんですが、採択をする森林と町が管理をしていく森林はいろんな条件を加味してそこらを判断していくんだという答弁でした。その判断は、町ができるんでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これにつきましては、委託をされた森林を事業体の方も含めて協議をしていただいてそこが経営管理に向くのか、向かないのかという判断をさせていただくという判断をさせていただくということになります。事業体の方で経営管理に向いてこれが経営できるというご判断があれば先ほど申し上げましたように採択うけていただけるということになると思います。それが会社経営の中でできないということであれば今の採択が受けれないということになりますので、それは町と事業体の方で協議をしながらということで決定して参りたいと思います。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今の答弁で事業体、認定事業体という言葉が出たんですが、先ほど委託ができる林業経営者は愛媛県森林組合連合会、内子町森林組合、また高知県の業者、3つを県が指定をしておると、選定をしておってそこに再委託ができるという最初の答弁だったんですが、今は認定事業体という言葉が出てきたんですが、そこらについて質問したいと思います。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 誠に申し訳ございません。再委託できる事業者につきましては先ほど言いました3社ということでございます。町が施業をする場合につきましては、今の3社以外にも指定は可能でございますので、今の委託していただいて再委託を検討するというようなこととなりますと、3事業者と協議をしてということになります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 次に、再委託ができる3事業者、ここに委託ができた場合、あとの施業については、すべて委託をした事業者が簡潔できるのか。例えば、間伐施業にするのか、全伐、皆伐をするのか、そこらの判断。当然義務化されておろうと思うんですが、皆伐した場合の再造林、育林、ここらもすべて委託をした事業者が完結できるものなのかどうかお聞きをしたいと思います。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） この計画につきましては所有者の方と協議をしながら計画を立てるということになっております。所有者の方が間伐だけおこないたいという方もでてくるでしょうし、皆伐というお話が出てくるだろうと思います。それは森林所有者のご意向をまとめながら計画を策定するということで事業にあたっては、今の再委託した事業者さんが完結をしていただくという形になります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今の再委託をした委託機関というのも今の答弁と同様に所有者の意向を踏まえて委託機関は設定されるのでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これにつきましては、議員さん言われますように、皆伐ということになりますとあと以降、植林というふうなこともあります。ただ、間伐を繰り返しながら皆伐ということになりますとある程度、長期な期間が必要だというふうになろうかと思います。これにつきましても計画の中で委託期間を何年にするというふうなことを決めさせていただいて、その上で実施にあたるというふうになっております。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） それでは、森林経営管理法に基づいて委託に出された森林の固定資産税、これは所有者が負担されるという理解でよろしいでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 委託につきましては、森林の経営管理に関するものだけということでございますので、固定資産税については従来の土地所有者ということになります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） これから順次、意向調査を進めて、そこらの把握をしていくという答弁だったんですが、町内も広くございます。町内全域、意向調査の把握ができるのにはどのくらいな期間、必要と考えておられるのでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 国からの基準でございますが、15年ということになっております。この15年というのは実際に管理を委託いただきますが、相続等が発生をするというふうなことで15年をサイクルとして意向調査を続けるというふうなことで基準となっております。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 国の方針は理解ができました。内子町の担当者としては、町内の把握をどうしていこうという考えをお持ちでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 委託を仮に受けた場合でございますが、道路がないという状況が十分考えられろいかと思います。そうすると先ほど議員言われましたように、切り捨て間伐をやるというふうな整備がまず考えられるのではないかというふうに思っております。そうすると、年間間伐ということをやれる面積も限られて参りますので、国15年ということによっておりますが、できるだけ早い期間、10年なり、12、3年なりと、15年を基準とさせていただきませんが、できるかぎり早い期間で意向調査はおこなってまいりたいというふうに思っております。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） ぜひ早い時期に意向調査を取り組んでいただきたい。総括質問でも言われていただいたんですが、森林所有者というのは年々、地元におられなくなっております。1年でも早い把握の方が調査も楽に実施ができるというふうに考えますので、対応をする必要があろうということを申しあげさせていただきます。それと、意向調査をされますと、所有者の中には特に県外あたりにおられる権利者の方はもうもっておっても経費ばかりいるから私は森林は必要ないと、この際、町の方で引き取ってくれんかというような意向が出てくる可能性が高いと思うんですが、そういう場合の対応を町長はどのように、考えておられますか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私も少ない面積の山をもっておりますから状況はよくわかるつもりであります。そもそもこの法律が私もいろんなところで申し上げているんですけど、本当にまじめに山を手入れして林道を抜いて作業道を抜いて山の価値を高めようというふうな林業者と今、議員が言われましたように、なかなか手が届かない、どこに山があるのか分からないというような人をどうしてもこれはいけんから、公費を使って管理してくださいよと、市町さんよろしくお願ひしますねということに究極的になるという法律なんです。それが本当にいいのか、こういうやり方がいいのかというのは私も非常に疑問にも思っているわけなんです。現場を見てそれがどういう山なのかということをしちゃんとみて判断しないとイケないだろうなと思っております。今ここでこうしますというふうにはならないことをお許しいただきたいと思います。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） それでは6次産業による森業の振興の再質問をさせていただきます。先ほ

ど、課長の方から株式会社森と町並の設計社が町の6次産業化における地域商社という答弁をいただきましたので、正式な会社名称は長くございますので、今後、地域商社という呼び方で質問をさせていただきます。先ほどの答弁の中で自治法によって会社経営の詳細は控えさせていただくという答弁だったんですが、一般の三セクあたりの会社であれば、それも理解できるわけですが、林業の6次化をすすめようとしておる町の中核的組織でありますので、6次産業化に直結する問題ではなかろうかと私は理解を致します。このためには状況の報告をいただかないと、我々もなかなか状況の把握ができないと思うんですが、自治法に定められておれば、それはこういう場で公表するわけにもいかないと思うんですが、個人的にお話を聞いておる限りではなかなか会社としても回っておらないような話も耳にするわけです。だから、心配で質問をさせていただいております。先ほど言いましたように前身の会社の社名変更、定款変更、そして役員、取締役の体制の変更、以前は取締役も9名、個人株主の取締役の方を含めて9名おられたんですが、現在は3名です。三セクターであれ、株式会社である以上は、利益を出して株主に還元する、これが原則です。また、三セクであれば地域に貢献することも付け加えての義務ということにもなろうと思うんですが、そういう観点においても状況報告はできないものでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 林議員にお答えします。林業の6次化については、非常に価値のある大事な業務だというふうに思っております。新しく社名も変更してスタートして2年ちょっとだと思っております。ですから、農業の6次化もそうです。からりもそうですし、せせらぎもそうなんですけど、林業っていうのは農業と違って木が育つまでに数十年、長いスパンがかかるわけですね。それは森も材にも価値をもたせようという新しい仕組みですから少しこれは時間がかかるだろうと、ぶれることなく、方向はきちんと定めながらもその歩みにはちょっと時間がかかるかもしれないと思っておりますから、社員さんのスキルアップ、技術の向上、役員のモチベーションを継続していく。そして株主さんをみんなで支えていく、そういう意味では大事なことだと業務だと思っておりますから時間をもう少し要するだろうと思っております。そして、この報告につきましては、先ほどいいましたようにたしかに大事な町の方の会社ではありますけれども法律上は27%ですから定期的に前年度の業務報告をする会社ではないということですから、ご質問があれば状況の範囲内で答えをすることでお許しをいただきたいというふうに思っております。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 私が聞いておるところによると、以前の株式会社小田森林ログハウジングへ平成28年ころに町の6次産業化の推進に向けて地域商社の取り組みの打診をされたと聞いております。その時の6次産業化の町の事業利益の予定が2018年に8,395万、2019年においては、5,388万3,000円。2020年度においては、8,131万8,000円の計画を出していくんだと。その取り組みに参加をしないかと。中心となって推進をできないかという投げかけをされたというふうに聞いております。会社としては、そういう事業は実施難しいということで結論を出されておろうと思うんですが、私が先ほど言いました計画と実績の違

いというのはここらを指摘をさせていただいておるんですが、こういう違いがでてでも変更はなしで年数かけて推進をしていくという理解でよろしでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 会社の経営方針というのは先ほど言いましたように会社の設立目的がございまして。この件については役員会、そして株主総会などで決められていると。先ほどから申し上げますように、山と森に価値を高めていくという方向は変わらないというふうに私は思っておりますから、最終議決機関は株主総会でございますから、株主総会で議論をしてそれを私たちも尊重しながら応援もしていくという図式になろうかと思っております。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） それではこの項目の最後、株式会社農林漁業成長産業化支援機構のことなんですが、答弁では2021年度以降は、取り扱いを中止されるようですというような答弁だったと思うんですが、先般、県の方に農業を含めての6次産業化を対応されておるところにお伺いをしてみますともう現在、この機構のファンドの取扱いは受付をされてないという情報をいただいたんですが、そうしますと今度新たに手掛けようとしている会社の新規事業は資金繰りが難しくなるのではないかと心配しております。そこらは心配ないのでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 機構の状況につきましては先ほどご答弁させていただいたとおり、2021年度以降は新たな出資は行わないという方針でございます。国の方ではまだ2020年度まだ申し込みがあるところ、また、協議を継続しておるところにつきましては、出資を行う方針とされており、21年度には新たなものはやらないということとなっておりますので、会社の方で事前申請というふうなものがされておるようであれば、出資決定というふうな運びになるのではないかとこのように考えております。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 最後の再質問で男女共同参画社会の推進について1点、質問をさせていただきます。なぜこれを質問しようかという思い付きを起こしたかといいますと、新年早々、1月の6日、恒例になっております、町の賀詞交換会、この場で参加者の中からお声を聞きました。私も冒頭、立場上ステージに上がらせていただいたんですが、その時にもちょっと感じたんですが、同じ気持ちを参加者の人も訴えられました。以前は女性の顔がみえたんじゃないかというご指摘です。やはり、女性というのは華ですので会場も和ませていただく環境になろうと思うんですが、あの会場に顔が見えなかったから、参画ができてないというわけではございませんが、なんかそこらの環境が変わっておるのかなという気持ちがありましたので、こういう質問をさせていただいたんですが。先ほど非常に内子町の場合は、参画状況が他の地域よりも幾分か進んでおるという課長の答弁でしたが、大事なものは参画社会を形成していく上で女性の考え方、女性の目線で取り組みを進めるということがやはり大事なことではなかろうかなと考えるんですが、どう

とらえておられるでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 林議員のおっしゃる通りでございまして行政全般にわたりまして女性の視点を取り入れるということはこれからの内子町の行政発展のために必要不可欠という気持ちは同じでございます。先ほどの防災にしてもしかりでございまして。教育の現場にしてもしかりでございまして。地域づくりの場においてもしかりだと思います。そういうことで総合的に男女共同参画社会の取り組みを進めていかないといけません。ただ、これは地域の皆様にも十分にご協力いただかないと前に向いて進まないことだと思いますので、そういったようなご理解もいただきながら、行政と住民の皆さん、一緒になって手を携えて作っていきたいと考えております。なお、アンケート調査の中にも自由意見としてそういう指摘もございました。何かを決める際に女性の参加者を増やして女性の意見を取り入れてほしいという意見も多数ございましたので、計画の中に反映して参りたいと思います。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩を致します。午後1時10分から再開を致します。

午後0時05分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。3月議会にあたり質問通告書に基づき質問させていただきます

まず初めに世界中で猛威をふるっている新型コロナウイルス対策についてお尋ねいたします。刻々と変わる状況の中、この質問を通告した時には、愛媛県には発症者がいない状況でした。当初よりテレビで、中国の医師が日本の対策に危惧するコメントを発しておりましたが、もう少し早くから日本中が危機感をもって対応すべき事案ではなかったかと思い、内子町ではこの事をどのような危機感をもって捉えて、どのような対策をとっていかれるのかお尋ねしたかったわけですが、現在は愛南町、松山市で発症者が確認され、いよいよ緊迫した状況になって参りました。そこで、内子町でも対策本部が設置され、現在は小中学校の休校措置、町有施設の貸出禁止、各種イベントの中止、延期要請が町の方から出され、的確に対策が打たれ始めました。個人的にはもう少し早い段階で対策が必要で無いかと思い、この質問通告をした次第でございまして。

自然災害も同じですが、テレビ等で注意を呼び掛けてもなかなか自分の事には捉えられない正常性バイアスが働き、対応が後手、後手になりがちです。西日本豪雨の折にも大洲では避難指示が出ているにもかかわらず住民が避難せず、地域の消防団が積載車で避難するよう避難誘導してやっと避難するという事例がたくさん報告されております。このように情報の接近化が災害時には非常に大事だと思います。そこで、身近な行政機関の的確な判断と的確な指示がとても大事になってくると思います。今後ともしっかりと指示を出していただきたいと思います。質問は今、内子町民が感染の可能性を感じれば、どこに相談しどこの医療機関に行けばいいのか、具体的な行動の流れを教えていただきたいと思います。また、人類の過去においてもペストとか、天然痘、コレラ、スペイン、香港風邪等々様々な伝染病感染症で多くの人が命を落としました。現在の比でも、自然災害被害の比でもなく一度に何億人、日本でも何千万人の人が死んでいる過去の例もあります。現在は、医学が進み、過去の例は当てはまりにくいとは思いますが、現在でも、アメリカではインフルエンザで2,000万人以上の感染者と1万人以上の人が亡くなっているとの情報も聞きます。人類はこれからも様々な感染症等、眼に見えない敵と戦う危機に直面する事になると思います。国を守るためには、全ての災害への危機管理と、今の一局集中の日本の国のあり方も同時に問われていると思います。そこで、災害に対する内子町防災計画はありますが、伝染病や感染症などに対する防疫に関する防疫計画は有るのかお尋ねいたします。

続きまして、内子町の第二期総合計画についてお尋ね致します。内子町第二期総合計画の前期終了に伴い、進捗状況をお尋ねいたします。先般の全員協議会で各課においては、評価表を示して頂き、各項目ごとの進捗状況は伺いましたが、総じて数字的なところがどのように推移しているか、人口ビジョンに掲げられている人口の推移と、総合計画の稼げる町づくりについてお尋ねいたします。特に内子町民の年収の伸び、人口数の推移、人口の構成比の推移、未婚率及び特殊出生率の推移をお尋ね致します。少子高齢化、働き世代の減少は持続可能な町づくりの根幹に関わる要素だと思います。しっかり分析をして対策を打つ必要性があると思います。これまでも様々な努力を頂いております事は十分承知しておりますが、更なる施策が必要と考えます。

そこで、次に総合計画の後期に取り組む目玉政策、特にこれに力を入れていくというものがあればお聞かせください。個人的には次の世代を担う若者の声をしっかりと聞いた若者向けの政策に力点を置いて計画して頂きたいと思います。特に人口減少、稼げる町、子育て支援、働き手不足に関する事は喫緊の課題です。若者が内子町に残るためには、しっかりと稼げる仕事があり、所帯を持って子どもが生まれても、しっかりと育てていける町づくりが必要であると思います。人口減少が進み地域コミュニティーが維持しにくい現状が地方にはあります。今後も、住民が生き生きと住み続けられる持続可能な町づくりが出来ていくのかお尋ねいたします。

次に、誰一人として取り残さない事を目指し、貧困や飢餓の撲滅、気候変動問題、人権問題等2030年までに17項目に及ぶ持続可能な開発目標を達成しようとする、SDGsについてお尋ねいたします。その中で、SDGs未来都市等募集に応募されたかお尋ねいたします。また今回応募されてないとの事であれば、次の募集には応募して頂きたいと考えます。先日の全員協議会の中でもSDGsを意識した後期総合計画を立てたいとお考えをお聞き致しましたので是非採用に至らなくてもチャレンジし続けていただきたいと思います。内閣府はこれから5年間に150の自治体を目標に未来都市の推進をする方向との事でございますからよろしくお願い致します。

ます。我が内子町は個人的には、この目標達成に向けての取り組みは、全国でもトップクラスだと思っています。自治会制度の早期の取り組み、古い町並みを生かした観光資源の開発、それを利用した都市との交流、からりの取り組みによるトレサビリティの取り組みレジ袋の有料化、木質バイオマス発電の取り組み、急傾斜地を利用した落葉果樹の確立、L A S - E等の環境問題の啓発、うちこんかい等の移住対策、積極的な企業誘致、どれをとってもSDGsの理念にかなう取り組みされておると思います。この未来都市に応募し続ける事により、町民の意識も醸成されて来ると思います。是非この活動を通じて内子町の取り組みは内外に発信すべきだと思います。

最後に先日、総務文教常任委員会と内子町PTA連合会役員との懇談会を開催いたしました。その中で、あるPTA役員のお母さんから「1年生の子どもが新年度から学校からの帰宅が一人になるので、スクールバスの運行規則にある3km未満ではあるが、スクールバスの利用をさせてほしい」との意見が出ました。その意見に賛同される形で他の役員さんからも「子どもの安全を最優先に考えてほしい」との意見も出されました。子どもの数も減り、働き手不足も相まって夫婦共働きの家庭がほとんどになっています。将来はますますその状況が深刻になる事は間違いないと思います。若者を内子町に残す為にも、安定した収入と子育て支援は喫緊の課題だと考えます。集団登校集団下校の見直し、学童保育放課後子ども教室等の充実で、帰らさない選択も視野に入れる必要があるように考えます。この事については、過去の同僚議員の一般質問の中にも何度か取り上げられてきました。現場の声もしっかりと聞かれていると思います。そこで内子町通学費補助金交付条例と、小・中学生の通学方法の抜本的見直しの必要性を感じるがいかがか問います。以上、総括質問とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私の方からは内子町での新型コロナウイルス対策についてお答えをさせていただきます。内子町では国内での感染拡大の状況を踏まえまして、1月末より公共施設での手指消毒などの感染拡大防止策の徹底を行ってまいりました。また、内子町公式ウェブページでの情報発信、そして、課長会等を通じて感染予防対策の基本方針などの情報共有をおこなってきたところです。この間、各会合においても感染症予防対策をしっかりとるようにと、庁舎内での意思統一を諮ってきておりました。2月の27日に発表されました小・中学校・高校、特別支援学校の休校措置要請を受けまして、内子町におきましても3月4日から、町立の小学校・中学校の春休みまでの休園及び休校を決定をいたしましたものでございます。幼稚園については家庭でみるのが難しい園児を受け入れることとした他、小学校、中学校においても特別支援学級の児童生徒及び、小学1年生から3年生の家庭でみるのが難しい児童について、15時までの間、一時預かりを実施することにしておるところでございます。立川小田の放課後こども教室は一次預かりの園児、児童を対象に受け入れをおこなっております。また、内子、五十崎の放課後児童クラブにつきましては、学校での受入児童のうち利用対象児を対象に通常通り、午後3時からの受け入れをおこなっております。その後、3月2日に、県内で初の感染者が確認されたことを受けまして、2日午前9時に町対策本部を設置、直ちに同時に対策本部会議を開催いたしまして、

町主催のイベントや会議等は当面の間、原則中止または延期、町管理施設の貸し館事業も原則休止、観光関連施設の利用制限、自治会等へは、会議や事業の自粛や規模縮小を要請することなどを決定したところでございます。あわせて関係機関への周知徹底をおこないました。また町民の皆様には注意喚起、相談窓口の周知のため、3月4日、発送の区長便により、回覧文書を配布したところでございます。現在、町民の方には、回覧で回っているところでございます。また、昨日、松山市において感染者の発生が確認されました。県内で2例目でございます。また、初の発症者の確認となりました。国内発症者は1,000人を越えました。昨日、国内で新たに確認された感染者は、11都道府県などで36人、1日で感染が確認されました人数としては、クルーズ船などを除けば、最多となりました。今後の感染拡大が懸念されるところでございますが、内子町におきましては、県内の感染拡大、患者発生の状況を踏まえ、国、及び県としっかりと連携をさせていただきまして、町民の健康被害を最小限に抑えるための感染予防対策に、万全を期して参りたいと考えておるところでございます。

続いて、町民の方が感染の可能性を感じた場合はどこに相談するのか。どの医療機関に行けばいいのかというご質問でございますけれども、相談窓口や、医療機関への受診につきましては、もうご存知だと思いますが、風邪の症状や37.5℃の発熱が4日以上続いている方、強いだるさや息苦しさがある場合は、保健所ごとに設置されている帰国者・接触者相談センターにご相談いただくように、厚労省や愛媛県、内子町の公式ウェブページ、また先ほどいいました回覧などでご案内しているところでございます。相談センターでは、相談の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、専用の「帰国者・接触者外来」への受診調整を県が行うこととしております。また、新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談は、各保健所の代表電話で相談を受付けています。感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高めることにつながりかねないことから、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただくことをお願いしているところでございます。

最後に内子町の防疫に関する計画はあるのかのご質問でございますが、感染症に関する行動計画と致しましては、平成27年1月に「内子町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しております。この計画には病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保持することを目的とし、国、県、関係機関が相互に連携して対策を講じるための、感染症の発生段階に応じた対応方針を定めたものでございます。今回の新型コロナウイルス感染症に関しましても、国内の感染拡大の状況や国・県の対策と連携し、本計画をベースに柔軟に対策を進めてまいりました。3月2日には、県内において感染者が確認されたことを受け、本行動計画に沿い、速やかに対策本部を設置、当面の対策を確認、先ほど申し上げたとおりでございますが、そういう対策を取っているところでございます。以上でございます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から第2期内子町総合計画前期計画等につきましてご答弁を申し上げます。まず、一つ目の内子町の第2期内子町総合計画前期計画の進

捗状況を問うということで具体的に、数字等の差異というご質問でございますが、議員もふれられましたように、事業ごとの検証シートにつきましては、昨年9月の予算決算常任委員会でご説明させていただきましたので、詳しい説明は省略させていただきます、ご質問の分だけご答弁させていただきますと思います。まず、ご質問の内子町民の年収につきましてでございますが、市町民所得統計によりますと、人口1人当たり町民所得が、平成25年度が204万円でございました。それが、平成28年度が231万7,000円でございます。若干伸びていると推測をしております。人口数につきましては、総合計画を策定した平成27年1月1日の人口が1万7,823人でしたが、令和2年1月1日現在の人口は1万6,346人となっておりまして、8.3%の減でございます。人口構成比の推移でございますが、同じ時点の比較で、0歳から14歳の年少人口が1,994人から1,669人と16.3%減少しております。15歳から64歳の生産年齢人口につきましては、9,390人から8,235人となり、12.3%減少しております。65歳以上の高齢者人口につきましては、6,439人から6,442人となっておりほぼ横ばいでございます。高齢化率は、36.1%から39.4%へと上昇し、町民の高齢化が顕著になっております。50歳児未婚率につきましては、平成27年国勢調査時点で男性が24.02%、女性が10.21%で平均17.1%でございました。現在、基礎数値となる国勢調査が令和3年度まだ実施されておりませんので、現在の生涯未婚率を算定することはできませんが、内子町における未婚率の推移、内閣府が予測した未婚率の推移などから推測すると、生涯未婚率は上昇しているものと予想されます。合計特殊出生率につきましては、平成20年から平成24年は1.56人でしたが、平成24年から平成28年の最新データでは1.25人と減少しております。

次に、第2期内子町総合計画後期計画の重要目標でございますが、重要目標につきましては、後期計画において基本構想は変更いたしませんので、引き続き『「稼ぐ力」のある内子町をめざす』及び『「住み続けられる」内子町をめざす』の2つの戦略が重要目標でございます。その目標を達成するためのプロジェクトとなるミライ・プランにつきましては、役場職員に住民メンバーを加えた策定チームを編成し、分野ごとに検討していただき策定作業を進めてまいりました。また、「私たちの課の仕事」を各課が作成し、具体的な数値目標を設定したうえで、ミライ・プランの実現を図ることになります。具体的にいくつかご説明申し上げます。

人口減少対策につきましては、ミライ・プラン「住みたい人を呼べるまち」などによって対応してまいりたいと思います。都会の生活から離れ、伝統的な町並みや、農ある暮らしに魅力を感じている人をターゲットに見据え、町の情報や空き家情報を発信し、一緒にまちづくりをしていただける人たちが来てもらえるような環境整備を目指すミライ・プランでございます。具体的には、伝統産業や農林、商工業の分野での受入態勢を整え、起業や事業継承を担う人材を誘致したり、支援したり、地域おこし協力隊制度の積極的な活用による意欲とスキルを持った人材の移住、定住を促進したり、移住可能な空き家を確保し移住を促進したり、また短期で活用できるお試し住宅の整備の検討も取り組みたいと考えております。

次に、稼げる町を目指し、働き手不足を解消するために、ミライ・プラン「未来へつながる仕事を創造するまち」により対応します。まず、農業につきましては、新規就農研修施設や各種支援制度を活用し、担い手の確保に努めます。また、既存作物から一つ上の優良作物、優良品種へ

の転換を進めるとともに、長期保存できる仕組みや技術の導入を支援し、価格帯の高い時期に出荷が可能となるような取り組みを行いたいと思います。林業におきましては、イベントやインターン制度により、森や林業への理解を進めることで林業への関心を高め、担い手確保に繋がります。商工業におきましては、事業承継を支援する仕組みづくりに努めます。

続きまして、子育て支援対策につきましては、ミライ・プラン「住みたい人を呼べるまち」により対応します。令和2年度に設置予定の「こども支援課」を中心に子育て環境の更なる充実を図ります。ワンストップ化を実現し、総合的にこどもや親の支援を行います。また、核家族、共働き世帯の増加に対応するため、学童保育や放課後子ども教室、児童クラブのさらなる充実を図ります。なお、後期計画につきましては、現在も策定途中でございます。お答えさせていただいたミライ・プランの名称等は今後、変更することがあることをお含みいただきますようお願い申し上げます。

続いての2020SDGs未来都市等募集についてでございます。SDGs未来都市につきましては、平成29年度の第1回募集時に応募し、採択されなかった経緯がございます。「SDGs未来都市」への応募は、同時に「自治体SDGsモデル事業」へ応募することが条件でございます。具体的な事業の内容が選定に影響していると推察されます。「自治体SDGsモデル事業」は、SDGs未来都市の中で、特に、先導的な取組として選定されるものです。地方自治体によるSDGsの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業であり、SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通じ、地域における自律的好循環が見込める事業を指すものでございます。今回、内子町は応募しておりませんが、財政的には魅力のある事業でございます。今後、募集要綱に合致し、確実に執行できる見込みの立つ事業が出てきた場合には、積極的に応募していきたいと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、私の方からは、学校を取り巻く環境、児童生徒の減少等により、内子町通学費補助金条例と、小・中学生の通学方法の抜本的見直しの必要性でございますが、まず、文科省の規定では、通学距離につきまして、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内であることが適正とされておりますけれども、当町におきましては、原則、小学校で3km、中学校は4km未満と文科省より短い距離で規定をさせていただいております。町では現在、子どもの発達段階、登下校等の安全確保、交通手段などを総合的に勘案して、単なる距離だけでなく、安全の観点、地理的な事情や気候等、町の事情を踏まえた柔軟な対応をとっておりますけれども、今後も安全、安心を第一に考えた対応を引き続きとっていききたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 再質問させていただきます。まず、新型コロナウイルス問題ですけど、

感染症そのものに対する対策、インフルエンザの関係の対策ができているということではございますけど、総合的に例えば今回も商店街とか観光施設とかかなりこういう状況の中では営業的に厳しい状況が続いているんじゃないかなと思うんです。そういうことで感染症が広がれば容易に想像ができると思うので、そういう総合的な広域計画みたいなものが独自でできないものかということをご提案させていただきたいなと思うんですけど、現状として内子町における今現在のインフルエンザに対して観光客が減ったり、営業が厳しくなっているような状況が内子町の商店街等にあるのか把握されておるようであれば聞かせてもらったらと思います。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 今の議員のご質問でございますけれども、観光施設等、当然、この影響で入館者数が減少しておりますが、完全にこれをクローズとしてしまいますと、もっと観光客の方が来られないような状況になりますし、現状では個人観光客の皆さんは少なからず、内子座であるとか上芳我邸の方にはおこしいただいておりますので、そのあたり、アルコール除菌とかそういったものを徹底しながら、内子座であればガイドさんの説明はしないで来てもらったお客さんに中を見ていただくとか制限的な措置での対策をとっております。あと、商店街あたりの飲食ですとかそのあたりですけど、かなり苦しいというような状況も聞いております。で、それに対する国の対応とかもありますので、また町のホームページとかでご案内するようには致しております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 国の対策が連日、安倍総理のコメントからも新聞等々の記事からも伺いはするんですけど、具体的に内子町にそういう情報があり、すぐでも手が打てるような状態になっているのでしょうか。それとも今は具体的な情報が下りてきてないので今のところは何も手がでないということなんでしょうか。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 今の議員のご質問ですけど、国の方からの施策としては対応するものとしてセーフティーネットの5号であるとか4号であるとかそういったもの3種類の対策というものがすでにきております。また、セーフティーネットの保障の5号につきましては、明日また追加の対象の業者、40業者が追加されるものが発表される予定になっております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） なかなか長期戦になるような様相がありますので厳しい商店街。工業も厳しい状態が続くんじゃないかなと思うんですけど、しっかりと情報を収集しながら的確な手を打っていただきたいなと思っております。先ほどから申しておりますような広域の防疫の総合計画みたいなものを作ってしっかりと対応していただくということが本当に必要ではないかなと個人的には考えるわけなんですけれども、それにしても役場の職員さんがいろんな対策を打つにしても感染してしまうと機能が停止してしまうような恐れがありますのでここでは、職員さんの

メディカルチェックがどうなっているか状況をお知らせしていただきたいと思います。例えば、体温検査を強制的にやられているのかどうかというところのメディカルチェックがどうなっているか回答をお願いします。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 町職員の体調管理、健康管理については、大変重要な視点であると思います。現在のところは体温の検査の徹底は致しておりませんが、課長会などでしっかりと体調管理するようにということで意志の統一は図っているところでございます。今後、圏域内での発症とか県内での流行状況をみて、庁舎内での健康管理が必要段階になりましたら、しっかりと徹底をして対応して参りたいと考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） それとですね、市場ではマスクとかトイレットペーパーとかの品切れになって大変混乱しておるような状態があるんですけど、例えば、防災の貯蔵されておる材料についてマスクとか消毒液とか防護服とか防災用のグッズで町が管理されておる防災グッズの中に入っておるのか確認をさせていただきたいと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 町で備蓄をしておりますものは、今回の新型コロナウイルスで有効なものと致しましては、手指消毒のアルコールポンプのもので、それを1リットルのものを40本は確保しておりましたが、1月末からの対応で、およそ半分を消費しているというところで残りはあと半分ということです。それについては、あと購入はなかなか難しいんですけど、なんとか切らすことなく確保していきたいと考えておるところです。マスクについては保健センターで1,600枚程度、総務課の方で800枚程度を今のところはもっておるという状態です。必要に応じて、会議とか防災対策、防衛対策の中で活用して参りたいと考えているところです。今のところ、それをまだ使うという段階にはないのかなと思っているところです。防護服については町の方での備蓄は、ございません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 避難所等々でも人が集団で生活するということになろうと思いますのでマスクとか消毒というのは防災備品の中にしっかりと手当していただきたいなというそういう思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。最後に、町の独自の防疫計画みたいなものは総合的に対処するようなものはできないでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 今、対策本部を設置しておりますけれども、もうすでにその中で経済的な影響が発生した場合、どういうふうに対応するのかということにつきましては商工会等につきまして調査してほしいと。町でやるべきことがあれば早急にスピード感をもってやらないといけ

ない。ただしこれは、県や国との連携がありますから、その情報収集もしっかりやろうということで確認をしておりますから、防疫だけじゃなくて地域に及ぼすいろんな角度からの影響、それに対する対応というのでも検討しているというところでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 総合計画の中で人手不足に対応することで答弁いただきました。たちまち、役所の方が募集かけられております、会計年度任用職員の募集状況はどうなっておりますか。だいたいいいです。そろいそうですかね。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 質問の通告になかったものですから、詳しい手持ちの資料が持ち合わせてございませんが、募集をさせていただいた職種、ほぼ、確保はできました。一部応募が少なかった部署についてはその応募された職員の中で上手に配置をしながら対応していかないといけない状況でございます。以上でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 続きまして、SDGsの未来都市の募集の件なんですけど、内閣府の方からSDGsの取り組み、積極的に推進しておりますかというたぶんアンケートというか調査があったと思うんですけど、内子町にはその調査がきておったでしょうか。

○政策調整班長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野政策調整班長。

○政策調整班長（畑野亮一君） 国の方からのきている調査については、その都度回答させていただいております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） それは積極的に取り組んでいるということで、報告をされたでしょうか。

○政策調整班長（畑野亮一君） 議長。

○議長（森永和夫君） 畑野政策調整班長。

○政策調整班長（畑野亮一君） 書きぶりについてはちょっと記憶しておりませんが、次の後期計画についてもSDGsについて加味した計画にするということを書いておりますのでそのようなことを記入したというふうに記憶しております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 積極的に推進しているという自治体が13%くらいだったと思うんです。将来的に数年後には60%に上げていこうという取り組み、積極的な内閣府の考えもございまして、内子町が率先して事業に取り組んで全国に内子町ありというくらいなところで、内外に知らしめていただきたいと思います。よろしくご検討のほどお願いいたします。最後にとにかく子どもたちがしっかり学校に通えるのとお父さん、お母さんが安心して学校に預けれるということ

で先ほどの通学の関係もそのお母さんにとっては真剣な問題でありますので、しっかりと対応してもらいたいと思います。それと、例えば一人で家に低学年の子をおらすような状況になれば帰らさないというところの取り組み、学童保育、放課後子ども教室を充実させるという取り組みも引き続きさらに深めていただきたいなと思います。例えば天神小学校校区に学童保育がないと承っておりますので、そこら辺、しっかりと対応ができるのであれば対応していただきたいなということをお願い致しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 次に、大西啓介議員の発言を許します。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 議席番号1番、大西啓介です。先ほど来、お話が出ておりますが、現在、日本中、世界中の人々がコロナウイルスに脅かされ、この内子町でも教育や経済に大きな影響が出ています。学校は休校、行事・イベントは中止、歓送迎会も全てキャンセルされ、もちろん内子を訪れる観光客も激減しています。飲食店や観光業の損失は計り知れません。ちなみに当社だけで2月末から4月半ばまでにおよそ100万円の予約キャンセルが発生しております。個人的な見解ですが、このまま続けば内子町内のコロナ関連での経済的損失額は1億円を超えてくるのではないかと考えています。この1、2週間がヤマ場と言われていますが、長引けば長引くほど、地域経済は疲弊どころか破綻してしまいます。この未曾有の事態に対して、先ほどからの答弁にもありますとおり、内子町行政としても、しっかりとアンテナを張り巡らせ、国・県や商工会等の関係機関と連携し、スピーディーできめ細かい対応をしていただきたいと、切にお願いいたします。

それでは、質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問を行います。議員とは、行政事業について監視する立場となっておりますが、私が議員になって一番違和感を覚えるのが、事業に対するお金と時間の感覚が、民間企業とずいぶん違うなという点です。施設の建築費について。内子町が近年整備した施設、自治会館にしても消防詰所にしても、また現在計画中の宿泊施設等にしても、民間の単価と比べると、恐ろしく高額になっています。民間の施設と公共施設に対する「建築基準法」の違いにより、ある程度の建築単価の相違は納得できるのですが、建設に至るまでの「基本計画」「基本設計」「実施設計」それぞれにかかる経費を合計すると、さらに金額は跳ね上がります。もちろん時間もかかります。事業によっては住民代表や有識者を交えた「委員会」を設置して協議することから始めるので、なおさら時間がかかります。こういった行政独特の事業プロセスは、時間とお金を無駄にしていると感じるのですが、それは変えられない不変のルールなののでしょうか。また、変えられないのならば、現状のルールの中で、経費と時間の削減に対し、どう取り組んでいるのか、お伺いいたします。そんな中、内子町や他市町において様々な事業で「プロポーザル方式」が採用されています。これはこういった制度なのか、分かりやすく説明をお願いしたいと思います。またこの「プロポーザル方式」を取り入れることにより、使われるお金、時間が、無駄が少なくなるのか、他にどのようなメリットがあるのか、また、何かしらデメリットもあるのであれば、それも含めて説明をお願いいたします。

次に、「防災無線」並びに「戸別受信機」の整備費について伺います。デジタル防災無線整備費の事業費総額は、平成28年6月議会時点では12億2,472万円でしたが、そこからの増減はあるでしょうか。また、戸別受信機整備費の総額と受信機の台数、またその単価を設置費用も併せて教えていただきたいと思います。次の質問です。

私が昨年9月議会において、第三セクター法人である「株式会社内子・森と町並みの設計社（地域商社モリマチ）」と呼ばれる会社ですが、その経営状況と、林業6次化事業計画作成から係わり、現在は取締役役員として迎え入れたコンサルタント「トビムシ」の成果についてお伺いしました。その際の答弁は、「総会が11月なので答えられない」というものでしたが、総会も終わっています。先ほどの同僚議員質問の答弁として、第三セクター法人、株式会社モリマチと呼ばせていただきますが、の経営状況は純損失として195万円ほどだということでしたが、もう一つの質問、コンサルタント「トビムシ」の取締役役員としての成果はどうなっているのかお伺いいたします。また、これも以前に全員協議会だったかで質問したのですが、「フレッシュパークからり」の販売所を現在の形に整備する際に、「電気料金の試算はしていない」との答弁がありました。完成しておよそ1年経過しようとしております。昨年令和元年8月の電気代と、以前の状態である平成29年8月の電気代を比べて、どのような変化があったか、お伺いします。

総括質問の最後に、内子町後期基本計画（案）について、お伺いいたします。先日の全員協議会において説明された後期基本計画（案）によると、「目指すべきミライ」として、「内子ブランドを活かす」これまでのまちづくりで内子町には、歴史や文化、自然を大切にしながら、新しいことにチャレンジする町という良いイメージが形成されており、それはひとつのブランドに成長しています。いま、内子町の魅力とその可能性に魅かれて、若い移住者が増えています。このブランドを最大限に生かし、内子町のまちづくりに共感する人や企業を招き入れ、気持ちの通じ合う、活力や創造性に満ちた「稼ぐ力」のある「住み続けられる」内子町を目指しますとあります。

我々の商店街や町並み保存地区内においてですが、ここ数年、出店が相次いでおり、内子町のイメージが素晴らしいということは間違いありません。しかし、近年開業した方々と話をすると、「思っていたよりも売り上げはない。現実 is 厳しい。」「もっと観光客が来ていると思った。」「いつも賑わっているイメージと違う。」という意見ばかりです。実際に開業から2年で店仕舞いして去っていった商店もあります。もちろん、商売ですので自己責任の部分が大半ではあるのですが、ほとんどの方がそのイメージと現実のギャップの大きさに驚き、困惑しているのが現状なのです。そこでお伺いします。内子町では「創業起業支援事業」などの補助制度がありますが、開業後のアンケートや聞き取り調査等を行っているのでしょうか。そして、その結果があれば教えていただきたいと思います。まちづくり行政として全般的には評価の高い内子町ですが、真の「内子ブランド」を確立し、「稼ぐ力」のある「住み続けられる」内子町を目指すうえで今後、創業・起業に関しては、イメージと現実の差を埋めるための作業が必要だと強く感じています。これは、移住促進にもつながると思います。現在策定中の後期基本計画（案）には、そのための具体的な施策が含まれているのでしょうか。含まれるならば、その内容はこういったものになるのか、教えていただきたいと思います。以上、総括質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） それでは私の方からは、施設の建築費についてお答えを致します。まず、行政独自の事業プロセス等についてでございますけれども、施設の設計においては、「基本計画」、「基本設計」、「実施設計」という流れで進めていくことになります。「基本計画」とは、施設の場所、規模、用途、機能、施設内容など、建物の概要を決める作業となります。「基本設計」とは、基本計画で決定した条件を基に、建物の配置・平面と空間の構成・備えるべき機能や性能・内外のデザインなどを基本設計図書としてまとめ、完成時の姿を明確にする作業となります。「実施設計」とは、基本設計に基づいて、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進め、工事費の積算など工事の実施に必要で十分な実施設計図書を作成する作業となります。このプロセスは民間事業、公共事業に関わらず実施される作業であると考えます。

次に、経費や時間の削減についてでございますが、経費や時間の削減については、学校などの大規模な施設や、特殊な施設においては、「基本計画」を地域住民や有識者を交えた協議会等で検討を行い、「基本設計」、「実施設計」をそれぞれ設計業者へ委託し、協議会等と協議を行いながら設計を実施しております。より良い施設とするためには各過程において十分な協議や検討が必要となりますので、それなりの時間と経費は必要であると考えます。また、自治会館など小規模な施設においては、「基本設計」と「実施設計」を一本化して実施することや、職員による設計を実施するなどして経費や時間の削減を図ることとしております。

次に、「プロポーザル方式」についてですが、「プロポーザル方式」は、公募または指名により、その目的に合致した計画等を提案してもらい、ヒアリングを行って審査し設計者を選定する方式です。メリットと致しましては、作風やチーム体制から選定をする方式であるため、選定後、町と対話が十分に行え、町の要望を設計に盛り込むことが可能であるというメリットがあると思われます。一般的に、建築設計は、発注者の企画目的を実現するため、発注者が要求する性能・品質の設計条件をもとに設計者が創意工夫をもって施設の空間構成などを具体化するものであり、成果物があらかじめ特定できない業務です。町民共有の資産として、質の高さが求められる官公庁施設では、優れた創造性、高度な技術力などが求められる設計業務の設計者を選定する必要があります。このため、設計料の多寡により選定するのではなく、設計者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが重要と考えます。今後におきましても施設規模等を考慮しながら、多様な発注方法を検討し、経費や時間の削減に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 私の方からは、行政の整備事業について、（２）番の防災無線並びに戸別受信機の整備費について、そして第二期内子町総合計画後期計画の真の内子ブランドの確立について、この２点について、ご答弁を申し上げます。

まず、防災無線の整備費についてですが、平成２６年度から整備を始めました。まず２６年度には基本設計業務委託費として、３５６万４、０００円。平成２７年度には実施設計業務委託費

として812万1,600円。平成28年度から平成29年度に掛けましては、本体工事、それから施工管理業務委託費がございます。まず、工事の請負費でございますが、8億1,907万2,000円。施工管理業務委託費が1,501万2,000円。これを全部合計致しますと、8億4,576万9,600円ということになります。それから今年度事業実施しております、戸別受信機整備事業等の工事費でございますが、アナログ施設の撤去費用も含めての戸別受信機の工事費合計につきましては2億9,700万の事業費でございます。今年度整備を致します戸別受信機につきましては、2,599台でございます、受信機1台当たりの価格は、受信機1台の整備費につきましては、本体価格が3万7,900円でございますが、こちら据え付け料が若干、発生しますので、その据え付け料を含めると1台当たり4万3,485円となります。ただ据え付けただけ、本体のアンテナだけでは受信できない場所もございますので、こういう場所については外付けのアンテナが必要になってきます。そのアンテナも数種類ございまして、簡易なBPAアンテナということになりますと、アンテナ代、据え付け費合わせて、5万8,000円程度必要になってきますので、先ほどの本体価格3万7,900円プラス6万円弱の費用が発生します。また、ちょっと大きめのアンテナを設置することになりますと、このアンテナ代だけでも据え付け料込で13万7,000円ほどかかってまいりますのでそれを合わせますと、16、7万いるのかなという状況でございます。整備費の総額と合わせて妥当性についてということも項目にございましたのでご説明させていただきますが、整備につきましては、大前提としては議会の承認をいただいております。その上で内子町の契約に関する規則に基づき、指名競争入札によって実施完了をいたしております。本年度は進行中でございますが、残る事業につきましては、事業実施しております、当然、国庫補助金の支給の一部を受けておりますので、会計検査の実施対象にもなっております。昨年会計検査におきまして事業計画の趣旨、事業費設定根拠、業者選定方法などについて、すでに受検を終えております。特に指摘なく問題はございませんでした。このことからこれをもちまして妥当であると考えてございます。また、今年度実施しております事業につきましても事業実施に当たりましては、書面において全住民への希望をとり、ニーズを把握した上で事業実施に係る予算を議会へ上程してご承認をいただきました。先ほどと同様に内子町契約に関する規則に基づきまして、指名競争入札により実施をしているということでございます。

続きまして、第二期内子町総合計画後期計画について内子町の真のブランドを確立し、「稼ぐ力」のある「住み続けられる」内子町となるためのということでございますが、全員協議会でご説明させていただきました計画案につきましては、骨格にあたるものでございまして、具体的な施策につきましては、現在作成中の各課の仕事に落とし込み、それぞれの施策につきましては数値目標を設定し、毎年、進捗管理をおこなうこととしております。総合計画基本構想に定めた戦略は後期計画においても引き継がれますので、基本的には、前期計画を踏襲しながら足りない部分を補強し、新たな課題に対応する計画になるとお考えいただいたと思います。その前提のもとに、一例をあげますと、「稼ぐ力のある内子町をめざす」ために、農林業の振興を図ります。農業においては青系ブドウなど新規作物への転換を進め、それらのブランド化を図ります。また、担い手の育成と確保を図るため、新規就農者への支援を充実します。林業においては、森林環境譲与税を活用して、荒廃した森林の整備を図り、森林の多面的機能の保全に努めます。また、「ワンツー

ツリーフォレスト」や「林ターン」などの新しい試みを支援し、森や林業への関心を高めてまいります。さらに、農業と林業の連携を進めるために、連絡会議や組織の設置を検討します。商工観光の分野では、一般社団法人内子町観光協会の活動を支援するとともに、町民自らが町内の資源に目を向け、愛着を感じ、地域を自慢に思うことで、外への発信や人の呼び込みに繋がる取り組みとして「愛着型観光プロジェクト」を推進します。また、創業・起業支援を充実し、将来性のある事業を積極的に支援していくとともに、開業後のフォローアップを実施します。「住み続けられる内子町をめざす」ためには、内子町の暮らしのコンセプトを提供する場を作り出し、気持ちを通じ合い、一緒にまちづくりに努力する人たちに来てもらえるような環境を整備します。新しく設置する「こども支援課」を中心に、子育て支援の充実を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めます。なお、後期計画の進捗状況ですが、各課の仕事と数値目標について原案の提出を受けたところでございます。今後、全体的なすり合わせや調整が必要でございますので、まだ詳細を説明できる段階ではございません。ご理解いただきますようお願いいたします。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、私の方から、2番目のご質問がありました、第三セクターにつきましてご報告をさせていただいたと思います。まず、初めに、商社モリマチの経営状況に関するご質問でございます。売上等の推移はというご質問でございますが、先ほど、林議員のご質問にお答えさせていただきましたとおり、詳細な経営状況等につきましては、お答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、平成30年10月から令和元年9月の第26期の売上額につきましては、1億9,912万7,000円で、前期比へまして3,467万7,000円の減少となっております。

次に、2番目でございます。コンサルタント、「トビムシ」の成果はというご質問でございます。株式会社森と町並みの設計社におけます成果につきましては、また、役員に関するところでございますので、お答えできる立場にございませんので、ご了承いただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、2番目でございます。フレッシュパークからりの販売所の電気代のご質問でございます。料金の算定に用います、電気料金を施設ごとに設置をしてございませんで、「あぐり亭」を除く施設全体の電気料金をお答えさせていただきます。平成29年8月分の電気料金は、117万7,055円でございます。施設完成後の令和元年8月分の電気料金は132万2,444円となっており、比較では、14万5,389円の増加となっております。しかし、年間の比較にあたりましては、平成29年が1,062万6,327円に対し、令和元年は、1,016万8,778円となっており、年間に致しますと、45万7,549円の減少となっておりますのでございます。

次に、3番でございます。基本計画の中で、ご質問がありました、内子ブランドはというところで、創業・起業支援者の開業後のアンケート調査や聞き取り調査の実施に関するご質問に対しましてお答えをさせていただいたと思います。内子町では、平成28年度に「内子町創業・起

業支援事業補助金要綱」を定め、町内の産業の活性化を図ることを目的として、新たに創業・起業する個人又は法人に対し、事業所等の開設経費などに要する経費に対して補助金を交付を致しております。実績といたしましては、平成28年度に1件、29年度に1件、30年度に2件、31年度に4件の支援を行ってところでございます。補助事業者につきましては、事業採択後3か年、毎年「事業経過報告」を求めており、その際、経営状況などのヒアリングを行っております。これまで補助致しました事業者のほとんどが、サービス業を主とする事業でございました。特に商店街や町並み保存地区等に訪れる観光客もターゲットとされてございます。経営状況では、近年の異常気象や、国の消費税引き上げ、働き方改革などの制度改革、直近では、新型コロナウイルスによります、観光客の減少によりまして、売り上げは芳しくない状況にございます。このような状況を踏まえ、事業者では、観光客ばかりに依存することなく、誘客のための情報発信や新たな事業内容を考案するなど収益アップの取り組みを始めている状況でございます。町としては、町内イベント等で事業者と連携を図るなどして、引き続き支援をして参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） それでは、再質問に入らせていただきます。その経費と時間の削減に対して取り組んでいるかという質問に対してできる限りのことはやっているという内容だったと思います。私、プロポーザル方式というのはかなり有効な方法だと考えているんですけど、やっぱり指名入札等を活用する今まで通りのやり方も続けていくということはある程度やっぱり行政の意向を入れ込むべき、そこで行政が判断すべきものが多々あるという理解でよろしいでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 発注方式につきましては、どういうものを発注するかによって変わってくると思います。プロポーザル方式がより有効である事業に関してはプロポーザル、指名競争でできるものについては指名競争といういろんな発注形態、またコンペ方式というものもございますので、いろんな発注形態は使いながら、事業は実施したいなというふうに思います。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 早速、次の質問のデジタル防災無線戸別受信機についてなんですけど、屋外スピーカー等の費用はある程度納得できるんですけど、戸別受信機の単価が高すぎるんじゃないかと以前から私以前から考えておりました。もちろん、議会では承認もしているんですけど、それ以降、久万高原町の話をした時に戸別受信機の単価は1台1万6,000円です。設置費用は総じて一律4,000円の合計2万円です。詳しく話を聞くとプロポーザル方式によって業者提案が廉価版を出すと。性能は同じだけれども、価格の安い機種を提案されたことによって、この価格に抑えられましたというお話を伺いました。内子町がこの戸別受信機を採用する際に、廉価版というのはできてなかったということでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） ちょうどこの同報系の防災無線システム特に戸別受信機につきましては、従来から必要性が高まってきている、当然今、いろんな災害が頻発する中で戸別受信機の必要性が高まってきている中でやはり価格が高いというのは、当然議員ご指摘にある前に出てきた問題でございます。これに対応するために25年の7月くらいに同報系の防災無線システムの低廉化に向けた調査検討会が発足を致しました。で、総務省におきましては、平成26年の7月に業務用の陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件のうち、防災行政無線の低廉化についての提言をまとめ上げて提案をしております。その提案に基づいて、それから時間をかけて各業者の技術開発が進み、今日に至っているところでございます。我々が取り組み始めたのがちょうど26年くらいからでございますので、ちょうどこの低廉化の取り組みが始まる前の段階から検討始めたいということということで、当然この基本設計を組む段階では低廉化の話は未知数の部分が多大にあったということでございます。久万高原町が現在実施している事業につきましても私どもも若干、承知はしております。議員ご指摘のとおり戸別受信機につきましても低廉化版ということで非常に価格帯としては当町で導入を使用としている戸別受信機の約半分の価格でございますが、まったく機能が同じかといえばそうではなくて、必要最低限の機能を備えた戸別受信機ということで久万高原町さんも整備をされているという状況でございます。縷々いろいろ申し上げますと条件等もございますので、一番内子町にマッチしたシステムを導入し、それに見合う戸別受信機は現在のところ、今整備している戸別受信機しかないという判断で取り組んでいるところでございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 町民を命を守る事業ですので、安ければいいというものでもないと思います。その辺は承知しているんですけど、結局、事業開始が最近になってやっと町中に配布が始まったということ。久万高原町は来年度からこの価格で配布がスタートしている。ということは1年もあかない間にこれだけの金額差が発生してしまった。それは時間がかかってしまった内子町の計画ができてから実行までに時間がかかってしまったことによるコストがかかってしまったという結果だと思います。ちなみに、来年度にも追加で整備されるということをお聞きしておりますが、そちらの単価も同じ金額ですか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 令和2年度の予算要求は本定例会の方で当初予算として要求をさせていただいております。今のところ588台を整備したいと考えておりますが、やはり数が違いますので、現在のところは、3万7,900円と申しましたけれども、それより若干、高めの中で予算を煮詰めてございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） やはり、スピード感をもって、事業をすることで抑えられた部分もあるのかなと思いますので、なるべく費用を抑える、税金ですので、そういう視点でいろんな事業に

取り組んでいただきたいと思います。

先にからりの電気料金について再質問させていただきます。夏場でも新鮮な農産物を提供するために、空調管理された販売所を整備するというのがこの目的ですので、以前、答弁でいただいた電気料金の試算はしていないというのはもうありえないと思います。結果としては8月は忙しかったから電気料金が高かったと思うんですけど、からりにもお話を伺うと、電力会社の切り替えと、いろいろなコストダウンの取り組みをして年間として、ほぼ変わらない電気料金を維持しているというお話を私も直接伺っております。民間であれば経費として先に調べてから工事をするはずなんですけど、試算はしていないという答えをいただいたのがショックではありました。今後はいろいろな経費を組み込んだ上での収支計画を踏まえて施設の整備等進めていただければと思います。今度の新深山荘についても同じようにしていただければと思います。

モリマチについて再質問させていただきます。聞き漏らしたかもしれません、トビムシの役員に就任してからの成果というのはどのようなお答えでしたか。もう一度お願いします。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 今の会社におけます成果というご質問でございましたので、会社の経営に関すること、それから役員に関することということで、お答えを控えさせていただいたということで答弁をさせていただきました。それから、からりの関係の試算をしていないというご指摘がございましたが、昨年の7月に常任委員会におきまして施設の視察をされた時に私の方から試算はしていないということでご報告をさせていただきましたが、その後、建設部署に確認した結果、設計会社が試算をしておりましたので、9月の定例議会におけます常任委員会におきまして発言を訂正させていただいて店舗のエアコン、それからショーケース、それから冷蔵保管庫等などの整備によって年間230万4,000円ほど増加になる試算が出たということで一応、ご報告させていただきますので、あわせて答弁とさせていただきたいと思います。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 申し訳ありません。そういう報告があったのは、ちょっと失念しておりました。ただ、それ以前に整備計画はスタートしていたということで、ちょっとその点が民間とは考え方が違うんだなということを感じました。さて、モリマチですけれども、内子町も出資している第3セクターです。いわば町民一人一人が株主でもあると理解できると思うんですけど、以前から地方創生補助金ですか、によって、トビムシに多額の予算をつけ、計画を作っていたら、それに沿って地域商社としての運営がスタートしたと町民は理解していると思います。ですので、先ほどの同僚議員の答弁でもありましたが、報告する義務はないとしても報告していただくのが筋ではないかと思うんですが、その辺についていかがお考えですが。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 林議員さんの時にもお答えしたんですけど、基本的に林業の6次化を目指して設立して町が現在27%の出資比率なんですけど、この林業6次化の大きな目標、目的と会社がずれて会社がとんでもない方向にいつているとかそういうことであれば、それは町として

はちょっと待ってくださいよと。この設立目的はこういうことですよということでやっぱそういうことでやらないかんと思うんです。でも6次化の中で定款が設定され、そして役員も構成され、全体的に会社として整えられ、会社法に基づいて経営されているというわけですから大きく変わるということであればまた今言いましたようなことなんですけど、基本的には私は自治法上、議会で経営状況を報告すべき法人の対象にはならなっていないというふうに理解をしております。ですから大きく中身が変わるということであれば、また町の方としても議員の皆さん方にご相談申し上げるということにあいだろうかとかご報告をさせていただくということになろうかというふうに思っております。どうぞご理解下さい。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 事業内容としては大きく変更はないのだろうと思います。ただ、同僚議員も申し上げられた通り、事業のスケジュール、これについては大幅なずれが発生していると思います。補助金を使うといういろいろな国への報告義務もあるんじゃないかと思います。また、計画通りにいってないとなるといろいろと指導も入るのではないかなと思うんですが、その辺は国からの対応というか反応は何もないのでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） これにつきましては、計画の実績報告ということで、ご報告させていただいて補助金の交付ということで受け入れを致しております。その後の経過につきましては、国の方から検査にこられるというものはございません。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 収支報告なども提出はされてないですか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 設立に関します補助金をいただいておりますということで立ち上がりました会社の毎年の経営状況を報告するということの義務はございません。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） わかりました。私どもは経済産業局系の事業を使うんですが、その場合は5年間はきっちり収支報告を出せという形になっております。いろいろと省庁によって形が違ふんだなと思いました。また、この事業計画、建築関係の新たな計画について、期待をしているという答弁もあったんですけど、先月末に私、直接お伺いして、社長とお話をする中で新規事業として考えている内容を聞きました。というのはログハウスをフランチャイズで展開しようと考えていると言われまして、住宅としてある程度規格が整ったものをモリマチで施工して販売していくということなんですけど、材料としては地元のものを使う、ただ、フランチャイズ的なものですので、設計等は会社がおこなうと。その中で気になったのは、人手がいまぜん建築業会。どうするんですかという中で、県内の事業所と協力体制を組んでということと言われたんですけどそれ

ですと、また町内の建築業者とのバッティングと申しますかまたパイの奪い合いみたいなことになってくるのじゃないかなという心配が生まれまして、またそういう内容について情報は行政の方に届いてますでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 詳細につきましては申し訳ございませんが、私どもの方も新しくログハウス関係の材料供給事業をおこなうということで聞いております。ただ、細かいところの説明につきましては、うちの方も十分、株主総会終えて情報収集しておるという状況でございますので、詳細なところまでは確認はできておりません。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 課長が総会にもご出席されているとお伺いしたんですけど、その中で、コンサルタント、役員のトビムシについても今の経営状況についてもかなり厳しい意見が出たという話は人伝いに聞いております。その中で長期の計画として見守ってほしいという町長からのご答弁もありましたけれども、いつまで見守ればいいんですかね。普通、営利目的の企業ですからいつまでもという話には株主総会もならないと思います。その辺も行政がタッチすることではないという判断でしょうか。それともある程度目星をつけて、何年間かで成果が出なければ例えば資本を引きあげて完全民間にするとか、そういうことも考えてはおられませんか。いかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 立ち上がったのがまだ2年前くらいですよ。6次化というのは非常に難しい分野だと思うんです。山でも農業でも、からりでも20年かかっているんです。あそこまでするのにですね。せせらぎもまだまだ時間かかると思います。そういうふうな町の地場産業を育てるという意味においては、少し時間をおいてみんなで努力をすることを支えていく、応援していくという姿勢も私はいるんじゃないかなと思っております。ですから、5年以内とか10年以内とか、そういうことではなくて刻々変化する状況を見ながら適切に対応はしていかなくちゃといけないというふうに発言でとどめさせていただきたいと思います。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 再質問も以上にしたいと思うんですが、今回の質問、いろいろと行政のやり方と民間のやり方、その感覚の格差をテーマにしておりました。正直、行政が稼ごうといういろいろ考えて、いろんな事業を立ち上げられても私は難しいと思います。行政は無理をせず民間を支援するのに力を入れていただきたいと議員になってから特に感じます。内子のいいイメージはたしかに存在するのですが、現実を踏まえて、持続可能な内子町となるべく、後期計画づくりもございます。そちらの方もしっかりと作り込んでいただくことをお願い致しまして、私の質問を終わります。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午後3時から再開します。

午後2時43分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。国内で新型コロナウイルスによる感染が広がる中、昨日、栃木県茂木町において、一旦小中学校の休校を下した判断を取りやめ、授業を再開するということが報じられていました。茂木町では共働き家庭がほとんどということで、子どもにとって精神衛生上、授業を継続することがより安全だという判断だと報じられております。周りが休校の判断をしている中でこうした独自の判断というのは、大変勇気ある決断だという風に思いますが、自治体でその住民の状況をよく見極めた上でこうした判断というのは、自治体独自の判断というのは尊重されるべきであるというふうに思います。町民に感染の不安が広がる中、理事者の方々におかれましては町民の不安な気持ちに寄り添ったより丁寧な対応をお願いしたいと思います。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番、小・中学校教職員の長時間労働について。（1）町内小・中学校の教職員の時間外労働の実態をどのようにとらえていますでしょうか。（2）として、小学校・中学校教職員の年次有給休暇の取得状況をどのようにとらえていますでしょうか。3番目として、教職員の長時間労働を是正する方策として、政府は昨年12月、通常の勤務時間を延長し、かわりに夏休みなどの勤務時間を縮める「1年単位の変形労働時間制」を導入することができるよう法改正しました。文科大臣は導入の前提条件として「月45時間、年360時間以内」の時間外労働の上限「指針」の遵守が必要であると明言しています。内子町での小・中学校の教育現場への変形労働時間制導入の是非について所見を伺います。4番目として、町内小・中学校の教職員の長時間労働是正のために必要な施策についてどのようにお考えでしょうか。

2番目といたしまして、全国学力調査についてです。（1）2007年から毎年4月に、すべての小学6年生、中学3年生を対象に全国で実施している全国学力調査について、町教育委員会として「テスト結果で県内上位を目指す」方針と伺いました。「学力」はテスト結果のみで測れない要素もあり、また同調査で対象としていない科目も大切であると考えますが、テストの平均点で上位を目指すというような方針は過度に競争意識を植え付け、教員の長時間労働や子どもたちの疲弊につながっているという懸念が全国で指摘されております。県内上位を目指すという方針のご所見を伺います。（2）として、同調査で過去にテストで実施した問題（いわゆる過去問題）を、「問題に慣れさせる」ことを理由に中学校では「教科担任の指示で宿題等に利用」していると伺いました。問題に慣れさせるのであれば、前回実施した1回分で十分であると考えますが、テスト対策として、複数年分をやるよう生徒に要求をしていないでしょうか。ほかにも、テスト対策

として実施していることはありますでしょうか。3番目として、学力調査の結果を教育現場では、どのように活用していますでしょうか。

3番目に新深山荘についてです。(1)として、設計業務委託は何社から入札がありましたでしょうか。(2)建築費の概算見積額はいくらになりますでしょうか。また、その金額の妥当性をどのように説明されますでしょうか。(3)として、町の公共施設を、指定管理者に管理させることを前提に新設、新規の建築をするには、観光振興の目的以外に、施設自体が町民福祉に寄与するものである必要があると考えます。施設の町民利用をどのように想定し、計画しているか。また、町内小・中学校での利用のあり方は、どのようにお考えでしょうか。以上で総括質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 私からは全国学力調査の対応について、答弁をいたします。全国学力学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から学力や学習状況を把握・分析し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施しております。変化の激しい社会を生き抜くことが出来るよう子どもたちが確かな学力を身に付け自立することは、子どもはもとより、保護者や地域の大きな願いであろうと考えております。この調査で県内上位を目指すという目標を設けることで、学校現場が一丸となって学校教育の質の補償や向上に向けた取組を進めているところでございまして、その先にあるのは、子どもたちの確かな将来と持続的に発展する内子町の未来であろうと考えております。また、学校教育においては知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指しており、内子町においては本物の芸術・文化に触れあう機会の創出やふるさと教育等を通して豊かな心を育む実践に取り組んでいるところでございます。

次に過去問題の利用についてでございますが、復習として過去の問題を昨年度1回分を利用する程度でございます。学年末の1年間の復習や、学年末・学年年始休業中の家庭学習などで利用をしております。

次に学力調査の結果の活用についてでございますが、各教科ごとの個人の得意・不得意な面を把握・分析するとともに、学校全体の学力向上推進計画の検証を行い、学習指導の改善を行っております。また内子町教育研究所に組織する学力向上委員会において、各校の実践の成果や課題について情報交換や検討を行う中で、内子町全体の傾向を明らかにし、内子町全体の子ども達の学力向上を目指して、愛媛大学並びに愛媛県教育委員会の協力を得ながら協議を重ねているところでございます。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは私の方からは、小・中学校の教職員の長時間外労働についてお答えします。まず町内小・中学校の教職員の時間外労働の実態についてでございますけれども、

8月夏休み中でございますけれども11月の勤務状況でございますけれども、小・中学校平均で11月は、45時間未満が約45%、45時間以上80時間未満が約35%、80時間以上が約20%でございます。一方8月につきましては、45時間未満が約92%、45時間以上80時間未満が約6%、80時間以上が約2%でございます。11月の小学校・中学校別の45時間以上の超過勤務状況を比較いたしますと、中学校が小学校と比べて高いポイントになっているという調査結果でございます。

続きまして、小・中学校の教員の年次有給休暇の取得状況でございますけれども、年間の取得日数が小学校は約15.7日、中学校で約13.5日、小・中学校平均で約14.8日ということでございます。小学校・中学校別の取得状況を比較いたしますと、小学校が中学校より約2.2日多い取得日数ということになっております。

続きまして、「1年単位の変形労働時間制」の導入についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、令和元年12月に改正給特法が成立いたしましたして、「1年単位の変形労働時間制」の導入が都道府県等の条例制定によって可能になりました。導入につきましては、小・中学校と連携を取りながら各学校における長時間労働の縮減を支援していくと共に国や県の状況を注視し慎重に対応していきたいと考えております。最後に町内小・中学校の教職員の長時間労働是正についてでございますけれども、基本的に業務負担の軽減、業務の効率化であろうと考えております。今後さらに、学校現場での日常業務の精選を図り、教職員の働き方改革に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

〔大森豊茂小田支所長登壇〕

○小田支所長（大森豊茂君） 私からは新深山荘につきまして、お答えしたと思います。まず、設計業務委託は何社から入札があったかのご質問についてお答えします。新深山荘新築工事設計委託業務につきましては、指名競争入札を行いまして、6社で入札を行っているところでございます。次に、建設費の概算見積額は。また、金額の妥当性をどのように説明するかについてお答えします。新深山荘の建設費につきましては、実施設計による成果品がまだ出てきておりません。概算見積額については、これにより、まだお答えができません。成果品ができ次第、お知らせしてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。次に施設の町民利用をどのように想定し、計画しているか。また、町内小・中学校での利用のあり方につきましてお答えをいたします。新深山荘における町民の利用につきましては、宿泊料金において町民割引料金を設けるなど、町民が利用しやすい施設となるよう考えています。また、小田深山を強く発信し、自然散策や各種体験をしながら楽しめる場として、あるいは保養の場として、多くの町民の皆様にご利用いただく中で、新施設での食事や休憩、多目的室を使った研修の場として、幅広くご利用いただきたいと考えています。町内の小中学生の利用につきましては、これまでも町内5年生の自然体験の場として、スキー場と連携した受け入れを行っております。また、最近では、小田高校生や町内の自治センター、児童館なども夏休み等の自然体験の場としてご活用いただいているところであります。今後は、キャンプ等での屋外宿泊や体験メニューの充実を図り、新たな受け入れについても、スキー場や関係機関と連携しながら、利用増加を図っていききたいと考えて

いるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、教職員の小・中学校の時間外労働ですけれども、時間外労働が45時間以上というのがいわゆる長時間労働にあたるという定義されていると思うんですけど、45時間以上というのが以前、いただいた数字として5月と8月と11月という形で割合を出していただいたのがございますけれども、それをみましても、小学校、中学校で、45時間以上が6割、7割という実態にあるということです。そして80時間以上というのは過労死ラインと言われまして、過労死として認定される時間ということになっているんですが、この80時間以上というのも小学校で1割、中学校で3割というふうなことで80時間以上の方も一定程度いるということなんですけど、数字についてお答えいただいたんですけど、これは内子町の小・中学校の教職員においてもこれは長時間労働が問題だというふうに認識されているということではよろしいでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） お答えを致します。確かに、今、議員さんおっしゃられたように80時間以上というのが過労死ラインということで示されております。そういった中で教育委員会と致しましても教職員の長時間労働の縮減、また事務の負担軽減ということで様々なとりくみをさせていただいております。具体的にその施策、いくつか申し上げますと、まず教職員の意識改革、またメンタルヘルス、そして勤務時間の適正化、また外部人材の有効活用による部活動との負担軽減。そして、ICTの活用による負担軽減等と他にもいくつかありますけれども、取り組んでおりますけれども、さらに他にも教職員、健康というのが教育の質をあげていくことにつながらんと考えておりますので、教育委員会と致しましても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） それと変形労働時間制ですけど、県での条例制定で導入が可能ということになるということなんですけど、前提として先ほど文科大臣の先ほど私も申し上げました時間外労働が月45時間、年360時間というのが指針としてあげられているんですけど、先ほど11月について答弁ありましたが、年間においても360時間は超えらとつまり、月45時間、360時間を超えているのは多いという認識でいらっしゃるということではよろしいでしょうか。年360時間というのは、内子町においては実現しているのか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） そもそも1年単位変形労働時間制の導入の目的でございますけれども、これは議員ご承知のとおり、社会の価値観の変化でありますとか家庭の教育力の低下とかによって課題が複雑化、多様化している中で、教師が子どもたちと向き合う時間が少なくなっていると、そういったことを解消しようということで、はじまっている制度でございます。ですか

ら先ほどお話致しましたように教職員の長時間労働の是正ということを含めて今後も様々な取り組みを進めていきたいというふうなことで考えております。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 私が再質問したのは45時間以上というのは8月と11月しか先ほどお答えいただかなかったわけです。ですから、年にならすと360時間というのは超えているんじゃないかと多くの方が思うんですけど、その上限指針に対して内子町は、守られているのか、導入条件として、そこをお聞きしたんです。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 今のことが導入条件ということになっておりますので、そのことについては先ほど答弁致しましたように、その教員の時間数、そこら辺の研究、そして、県の条例でありますとか、そういうところを考慮しながら慎重に対応していくということでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 納得いくお答えになっていないですけど、これは計算すればすぐわかることだと思いますし、5月と8月と11月の数字もいただいているのでこれだけでも360時間を超えることが過半数だということは明らかだと思います。この変形労働時間制というのはいわゆる学期中の定時を伸ばして今ある労働時間を見かけ上、時間外労働を少なくするということだと思うので、ますます休みも取れなくなるし、業務も学期中の業務も増えるのではないかとということが言われているので、教員の中でもこの制度導入は問題だという声が全国で上がっているわけです。ぜひとも内子町においても教職員の労働実態、教員の声を丁寧に聞いていただいて、県の方にしかるべきお返事を状態の報告をしていただきたいというふうに思います。

長時間労働是正のために業務の効率化ですとか、具体的に先ほど部活において外部人材の導入というお返事もあったんですけど、部活において外部人材の導入というのは、多くの方がこれはいい施策であるというふうに言われてますし、私もこれは推進すべきだと思いますけれども、これだけで本当に長時間労働が是正されるというふうにはとても思えないですよ。例えば中学校の部活は以前よりも指針を見直して時間が削減されたと聞いていますけれども、そもそも全員参加というのがこれは教員の負担を増やしているということにもなっているんじゃないかと思うんですけど、部活動をやる意義というのはもちろんわかりますけれども、学校によっては運動部しかないというところもございますし、自分の入りたい部活がないというところもある中で全員参加というのは、これはちょっと競争激化して生徒自身も疲弊しているということも聞くんですけどその辺の部活動を全員参加じゃなくて任意にするというようなそういうお考えはありませんでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問の中で競争激化しているんじゃないかというところ

は理解に苦しむところではあるんですけど、基本的に部活動、クラブ活動というのは、学力だけではない、それぞれスポーツ、チームであったり、個人ありますけど、そういった中で心の育成といいますか、学力だけではできない別の面を育てていくということで必要であろうということ加入をして子どもたちがやっているわけでございますので、別段、強制というか、そういうふうなことではなく、子どもたち、保護者そこらへんも踏まえて、学校生活においては学習だけではない、いろいろな場面での学習もあるんだよという一面、そういった一面で部活動というものをとらえていただければいいんじゃないのかなというふうに考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 競争激化というのが理解できないという答弁いただきましたので、ちょっと言葉足らずだった部分もあると思いますが、運動部等で県大会とか郡の大会とかそういうものに出て今も土日のどちらかは、活動日ということで練習をやったり試合をやったりということで、子どもたちがそういう目標をもって次は上位に上がりたいとかそういう成績を上げたいとかそういう気持ちをもつのは自然なことだと思いますし、昔からキャプテン翼とか学校同士の対抗でやる漫画が子どもたちの間で人気で、そういう状況があるというのはもちろんわかっていて、それがあまりにも部活の時間がここ数十年で増えているというのが競争が激化しているのではないかということがいわれているということを前回申し上げたということもあります。そういうことは状況を理解されているのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 今の競争激化という中で部活動の時間については、激化という表現がどうかとは思いますが、熱心になってきているという点はあろうかというふうに考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 先ほどの答弁でももちろん部活の意義はわかっていますよ。部活をやめろなんていうつもりもありませんし、部活動は大切なことだというふうに思っているという前提で、それが事実上の任意参加ではなく全員参加になっているのではないんですかと。以前、そういうふうに中学生の保護者の方から聞いたので、それに対して強制ではないというふうにおっしゃいましたけれども、任意参加というふうな認識、今はそのようになっていると、参加したい人が参加するというふうになっているというそういう認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 基本的には、強制ではないであろうとは思っていますけれどもその学校長、学校の運営の中でそれぞれ子どもたちの育成、そういったものを総合的に勘案して判断をしているというところではないかと思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） ちょっと状況がいまいな答弁なので、よくわかりませんが、事実は後日また確認したいと思います。

それから小学校の方でも中学校よりは長時間労働はそれほどでもないということですが、それでも45時間以上は6割というような過半数が長時間労働であるということを考えると、私は小学生の保護者でもありますけれども、例えば町内の陸上大会であるとか音楽会であるとか水泳大会であるとか、そういう町内の学校で競争させることによってそのための練習というのを各学校で学校によって強度の違いはあるでしょうけど、これがやはり教員の長時間労働というのが是正されない、こういった行事の意義というのはもちろんあるというのはわかりますけど、今の長時間労働の実態を考えると、業務の効率化ということでこういった行事についても必要に応じて見直していくということも必要ではないかと思うんですけど、こういった行事の見直しみたいなことについては考えておられるでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 今の町内の行事につきましては基本的になぜやるのかというところにつきましては、一つの学校じゃない、町内の例えば小学校であるとか中学校、生徒たちが一同に集まって交流を深めるという目的で進めているところではございます。一方でたしかにそういった行事によって先生たちの勤務時間等々が増えているというような現状も確かにあるかもしれません。そういったところで一つ、小学校の球技大会というのを実施しておりましたけれども、その球技大会につきましては、廃止をさせていただいております。また、今後の子どもたちの取り巻く環境でありますとか、先生たちを取り巻く環境によってはそれぞれ今おこなっている行事についても検討をしていく必要があるんじゃないかと考えております。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） なかなか全国でも長時間労働の実態があるとわかっていながらなかなかそれが是正されていかないというのはなかなか複雑な事情があるんだろうと推測いたします。その上で最後、やはり長時間労働是正のために必要な施策はの中でこれはやはり教職員の方の中でも業務の効率化、改善というのではもうすでにやりつくしているんだと。根本的に教職員の数が足りないんだという声があちこちで出ているんですね。だから抜本的に教員を増やしてほしいというのは、教育委員会から県や国にこういう要望を上げていっているんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 教職員の定数等のご質問ですけど定数は法的に決まっているわけなんですけどその上に非常勤講師という分については別途配置していただいているわけなんですけど、これについてかなり要望を上げております。そしてその確保については、県もやろうとしてもらっているんですけど、一つ実態としては教職員を目指す若者が若干減ってきている状態、それから、退職後の現場に行ってみようという人の数が少なくてその確保に非常に苦慮しているのが現実でございます。ただし、配置数についてはきっちりと要望に沿って確保していただいておりますの

でいろんな面でできると思います。あと町の方は単独で生活支援員とかそういう立場で先生方をサポートするという形をとっております。もう一つ、やはり保護者の理解、地域の理解というのもこの働き方改革についてはお願いしていかないとけないと思います。学校に何時までも教員がいると。土日でも電話したら教員が対応してもらえるとというのがどんどん電話かかってきます。今すぐ来てくれというような電話も7時になっても8時になってもというのがございます。そういう意味で学校現場で努力すること、そして教育委員会が努力すること、それに加えて地域保護者へこういう改革をしているんだということを議員各位のお力をいただき周知を徹底して望ましい形にもっていったらというふうに思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 丁寧に答弁していただいてありがとうございます。本当に教育長おっしゃられたように、この長時間労働の教員の問題というのは、保護者や地域の理解ということが大切だというふうに私もそのように思います。そういう意味でこの一般質問で取り上げたわけですけど、こういったことがあるという実態を私も保護者の一人としてPTAなどを通じてみんなで一緒に考えていきたいということをそのようにしていきたいということをお伝えいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

全国学力調査ですけど、答弁いただいたのはわかるんですけど、平均点を上げると、県内上位を目指すというのを個人が去年よりも上に順位を上げようとか不得意分野を克服しようとかそういう形でテストを利用するというのは十分理解できるんですよ。でも、クラスの学校の平均点を上げようという目標というのは、これは生徒にとっては関係ないことだと思うので、この方針はちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、その平均点という意味でお答えいただけますか。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） まず、愛媛県学力向上推進3か年計画というのがございます。その計画も県の方針として、内子町、各市町は受けて取り組んでいるところもございます。その中で愛媛県としては全国学力学習状況調査の各教科で平均正答率が全国の平均以上が目標で、全国平均以上を県として目指してその中にあって内子町としては、県の上位を目指す。現在、ざっくりした言い方しまして中位でございます。中位である内子町として上位を目指すのは当然目標だと設定だと思っております。そして各個人の話ですが、学力テストについて説明させていただきたいんですけど、この全国学力テストというのは、学習状況調査、ご存知だと思うんですけど、学力テストの点と学習状況調査、同時におこないます。そして、テストの点で基礎的な知識技能の習得と思考力、判断力、表現力の活量能力をテストの点で測定します。そして、一方、質問値で学習状況調査で学習意欲というのをみます。学力というのは基礎的な知識の思考力、判断力、表現力等の能力、主体的に学習に取り組む態度を養うことに用いなければならないところは、学校教育法の第30条第2号で定義づけされておりますので、その3つの学力をこのテストでは同時にみていくと。そしてその関係性をみていくということでございます。個人のものをみていくけれども、学校としての傾向というのが出てくる。それに対しては学校として、手立てを打っていかんといけん。それを内子町全体で集めると内子町の傾向というのがでてきます。そういうものを分

析して、組織として対応するという意味でそういう学校の目標、町の目標というものがなくなってくるのではないかと考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 学習状況調査とか学力調査の意味があるということは理解できます。ですけれども、平均点というのを上げるというのが連帯責任じゃないけど、その日は成績がいい子は学校休めないとか、過去には成績が悪い子は学校に来なくていいみたいな、そういうことも過去にはあったというような。それはあまりに目標というのを厳格に定義してテスト対策をしてそういう競争を激化するような環境になると問題があるのではないかとことは言われているわけですね。先ほど、お答えいただいた、テスト対策としては1回分ということで、特別にテスト対策というのをやっているわけでもないということをお聞きしたので、一応安心したんですけど、連帯責任というような平均点で上位を目指すのはどうかなということとは心にとめてまた考えていただきたいと思います。

次に新深山荘ですけど、町民の利用といたしまして、自然散策ですとか、体験とかそういうものを充実させていこうというのは非常にいいことだと思いますし、町民も期待しているというところが大きいと思います。ただ、先ほど宿泊に関して町民の割引を考えていると利用しやすいよというところをおっしゃいまして、ちょっと安心しているところもあるんですが、もともと最初の去年の3月の基本設計の時にご説明いただいたのは1泊2食付きで1万8,000円と。お部屋でデザインも非常におしゃれな壁が湾曲したこったデザインになっているということで、そういうこったデザインにすることで建築費も高くなるのではないかと。そういう建築費もあがることで宿泊料金も高く設定されるのではないかと、町民が利用しにくいような、今のオーベルジュみたいなところへ宿泊しようという町民はほとんどいないですね。そういうような施設になってしまうのではないかと非常に危惧しているという声を聞くわけです。具体的に町の観光宿泊施設として、例えば愛南町の山出温泉などは素泊まりで3,000円からと、これは町民からではなくて、そういう料金設定をされています。本当にお部屋で料金をとる、サービスを提供するというのもコンセプトとしてわかるんですけど、町の施設なので町民も宿泊というのも考えられるような料金設定を考えていただきたいと思いますと思うんですが、先ほどの宿泊者割引、もう少し町民割引、もう少し具体的に考えていることがお答えできるようでしたらお願いします。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

○小田支所長（大森豊茂君） 宿泊割引ということで申し上げましたが条例の方に、この宿泊料金を設定していくわけなんですけど、これについては幅を持たせた料金で設定しようかと考えております。いくらというのではなくて、いくらからいくらまでの金額というところでその中で指定管理者になる方が町民がこれだけ、観光客はこれだけというところの設定になってようかと思っております。それから建築費ですが、高くなるというご心配もございしますが、この1年皆様からのご意見もお聞きして、見直し等もおこない、できるだけ安くし、それが宿泊料金とかに反映するように、努力しておりますので、料金についてもはっきりした金額はこれから協議してまいりますのでその時にお知らせしたしたいと思います。ご理解いただけたらと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） いろいろ町民の方からいろいろな声を聞いて、建物の見直しとかをおこなっているというのは理解できますし、時間をということについては私もそれは悪いことではないと思いますので、ぜひじっくり検討していただいてですね、しかるべきときがきたら町民に説明会なりでしっかりお示しをして町民の理解が得られるようなそういった計画にさせていただきたいということを申し上げまして、以上で私の再質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 以上で、5名の一般質問が終了しました。

日程第6 令和元年請願受理第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書

○議長（森永和夫君） 次に「日程第6 令和元年請願受理第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」を議題とします。

この請願は12月定例会において、産業建設厚生常任委員会に付託し、引き続き閉会中の継続審査となっていたものであります。

産業建設厚生常任委員長から、審査結果の報告をお願いします。

大木雄委員長、ご登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。令和元年12月13日、閉会中の当委員会に付託されました「令和元年請願受理第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」について、2月12日に当委員会を開催し審査を行いましたので、審査の結果について、ご報告申し上げます。審査経過、並びに審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりであります。本請願事項は、国民健康保険には非正規労働者、無職者、年金生活者など低所得者が多数加入しているが、一人当たりの保険税は、協会けんぽや組合健保より高く、また、家族人数に応じて「均等割」があり、家族人数の多い子育て世帯などでは、保険料の格差が広がっています。そのため、国保への公費支援を1兆円増額し、「均等割」「平等割」を廃止するよう国及び政府に対して、意見書を提出することを求めています。委員から、請願へ反対意見として、「国民健康保険には低所得者によっては軽減措置もある。国の財政が苦しい中、公費支援を増額すれば、若い世代に新たな負担を強いることになるのではないか。」また、「国保に限らず、すべての保険制度の見直しをするべきではないか。」との意見もありました。採決の結果、この令和元年請願受理第2号は、「不採択とすべきもの」と決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長の報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 只今の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論に入ります。この請願に対する委員長報告は不採択です。

よって、請願に賛成者の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 本請願の採択に賛成の立場から討論をいたします。すべての人が等しく病気やけがの心配なく安心して暮らしを送ることができる医療保険制度の大きな柱の一つである国民健康保険は国民の4分の1、約3,300万人が加入しています。国保の加入者は企業で働く労働者が加入する協会けんぽなどの被用者保険に入ることができないパート非正規職員やフリーターなどの低賃金労働者、75歳までの年金生活者など所得水準が低い加入者が多いにもかかわらず保険料がもっとも高いという不公平な実態があります。協会けんぽ等にある事業主負担が国保にはないことから国による公費負担が行われてきましたが、制度開始からこれまで国保負担率は段階的に引き下げられてきました。こうした構造的問題を解決し、持続可能な医療制度を維持するために、全国知事会、市町会、町村会は国保負担の増額を国に要望し続けてきました。また、子育て世帯など家族人数が増えるほど保険料が高くなる均等割りの仕組みを持つことは少子化対策にも逆行しています。所得250万円、夫婦と子供二人のモデル世帯の試算では内子町の国保税は年額約39万9,000円で所得の16%にもなります。協会けんぽでは22万5,000円と約1.8倍も高いという実態です。また、所得が低い加入世帯に対して実施されている7割、5割、2割軽減をしてもその差は、1.4倍から1.5倍あります。こうした実態があるにも関わらず委員会審議ではこうした構造的問題を正面から捉えることなく、国保だけ優遇するのはいかなるものか、子育て支援は強化されているというような的外れな意見しか出てこず、十分な議論も行われないうまま委員会で不採択すべきという結論に至ったことは、町民全体の4分の1を占める国保加入者の住民福祉の改善に向き合う意識がないと言わざるを得ません。誰もが病気やけがの心配なく暮らせる国民皆保険制度を公平な負担による制度に改善していくために国保に国による財政支援の拡充を求める本請願の趣旨に賛同し、採択すべきものと考えます。

○議長（森永和夫君） 次に請願に反対者の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 私は大木委員長の報告に賛成、この請願に対しては反対ということに対して討論を致します。国民健康保険税については、受益者に応じて等しく被保険者に付加される応益分の均等割りと負担能力に応じて付加される応能分の所得割から構成されており、受益者負担の原則に基づいた適正な賦課方式が採用されていると私は思います。国民健康保険制度において一定基準以下の取得の世帯に対しては均等割りの7割、5割、2割を軽減する法定軽減制度が整備されており、内子町においてもこれらの制度を適応した上で平成31年4月においては64.4%の方が該当し、負担能力に応じた税額の設定がされております。確かに関根委員が言われるように国保税が高いということの話はある程度は理解できないこともないのですが、事業者が半額を負担している協会けんぽの保健と比較したただ単に国民健康保険税を協会けんぽ並

みの保険料に下げるといった発想では多額の公費を投入してしまうと今後の社会保障制度や国保の運営に大きな支障をきたすのではないかと危惧するものであります。少子高齢化の中で働く世代の負担が増え続けるということがないように、安定的な持続可能な国保制度の構築を目指すことが大切ではないかと私は思います。また保険税に影響するのは、高齢者が増えていることだけではなく、医療行為の頻度や一人当たりの医療費がやはり高くなっておりますので、一人一人の医療費の使用代とかそういうことに対することも検証することも大事であり、国民一人一人が健康意識の高揚をはかっていくような社会づくりを求めていくことが大事なのではないかと思えます。以上のようなことから国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願については、反対の立場であります。

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

これより、委員長報告のありました「令和元年請願受理第2号 国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」の採決にはいります。この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願受理第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立少数であります。

したがって、請願受理第2号は、不採択とすることに決定しました。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日6日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

本日はこれをもって散会致します。

午後3時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和2年3月第108回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和2年3月5日（木）

○開会年月日 令和2年3月6日（金）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
10番	才野俊夫君	11番	下野安彦君
12番	林博君	13番	山崎正史君
14番	寺岡保君	15番	中田厚寛君

○欠席議員 9番 山本徹君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林慎一郎君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君		
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	黒澤賢治君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第2号）

令和2年3月6日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程通告

- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
(第78号令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事に係る工事変更請負)
- 日程第 4 議認第 1 号 内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議認第 2 号 内子町移住体験施設(石畳移住体験施設)の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1 号 内子町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3 号 内子町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 5 号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 6 号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 7 号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8 号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 9 号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 内子町民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 内子町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第18号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第19号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第20号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第21号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第22号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第23号 内子町新町建設計画の一部変更について
- 日程第29 議案第24号 内子町道路線の変更について

- 日程第30 議案第25号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第31 議案第26号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第27号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 議案第28号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第29号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第35 議案第30号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第36 議案第31号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第37 議案第32号 令和2年度内子町一般会計予算について
- 日程第38 議案第33号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第34号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第35号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第36号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第37号 令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第43 議案第38号 令和2年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第44 議案第39号 令和2年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第45 議案第40号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第46 議案第41号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第47 議案第42号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第48 議案第43号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第49 議案第44号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第50 議案第45号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第51 議案第46号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第52 議案第47号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第53 議案第48号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第54 議案第49号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第55 議案第50号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第56 議案第51号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第57 議案第52号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第58 議案第53号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第59 議案第54号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第60 議案第55号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第61 議案第56号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第62 議案第57号 内子町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第63 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第63

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今、出席議員14名であります。欠席届が山本徹議員から提出されております。それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、寺岡 保議員、15番、中田 厚寛議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第2号のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について

（第78号令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事に係る工事変更請負）

○議長（森永和夫君） 「日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（第78号令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事に係る工事変更請負）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第1号、専決処分の報告についてご説明でございます。報告第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である 第78号令和元年度社会資本整備総合交付金事業 町道滝山線道路改良工事に係る工事変更請負について報告するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） それでは報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書1の4ページから、それから議案説明資料7は1ページでございます。

それでは、議案書の4ページでございますが、専決第1号、議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。

次の5ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第180条

第1項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は、第78号令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事に係る工事変更請負でございます。契約金額でございますが、元契約額4,950万円でしたが、今回317万2,000円を増額いたしまして、請負額が5,267万2,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。変更理由といたしまして、追加工事による設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。内容につきましては、議案説明資料7の1ページでご説明いたします。資料右側に変更前後の平面展開図を記載しております、各工種の変更内容につきましては、資料左下の工事概要において変更前の数量を下段黒書き、変更後の数量を上段赤書きで表示をしております。主な変更内容でございますが、ストーンガード基礎工を11m、ストーンガード支柱を4本、側溝を46m、路側ブロック積を40㎡それぞれ追加しております。このことによりまして、3,172,000円の増額となったものでございます。以上専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 4 議認第1号 内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第4 議認第1号 内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分した「内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例」について、議会の承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議認第1号「内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」についてご説明申し上げます。

議案書1の6ページをお開きください。本案につきましては、特に緊急を要するため議会を招

集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した「内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例」について議会で報告し、承認を求めるものでございます。

8ページをお開きください。本一部改正条例は、3つの条例を一括して改正する内容になっております。第1条で、内子町総合交流促進施設条例の一部改正、第2条で、内子町共同福祉施設条例の一部改正、第3条で、内子町川登筏の里交流センター条例の一部改正をそれぞれ行うものです。内子町総合交流促進施設及び内子町共同福祉施設につきましては、現在、オリエントホテル高知株式会社が指定管理を受け運営しております。この2つの施設につきましては、条例第5条の規定で、指定期間を5年間としております。しかしながら、令和2年3月31日をもって指定管理期間が終了することに伴い公募をしました結果、同社を含め応募がございませんでした。よって、今後再公募を行うことで調整を進めておりますが、その間の施設の運営については、去る2月10日に開催しました「内子町公の施設指定管理者選定委員会」において、条例第9条第2号の規定により、町長が同社を指定管理者の候補者として選定する旨の審査結果報告に基づき、指定期間を5年以内としたものでございます。また、内子町川登筏の里交流センターにつきましては、こちらは、他の指定管理施設の指定期間の末日を統一するために、こちらも指定期間を5年間から5年以内に改正したものでございます。

以上、議認第1号「内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」についてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 総合交流促進施設と共同福祉施設については全協でも説明があったので5年以内というふうにするという趣旨は分かるんですけど、この川登筏の里交流センターとこれ以外にも指定管理する公の施設があると思うんですけど、これ以外の公の施設については、どのようにお考えか、これについてお答えいただきたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 筏の里交流センターにつきましては、この時期に指定管理の再指定をする他の施設と時期が類似しているというところもありますし。また、期間につきましては区切りのよい日にちが取り扱いについてもいいだろうということで、今回、筏の里につきましては末尾を合わせるという改正をさせていただいたということでございます。その他の施設につきましては、5年間と指定しているものがまだございます。こちらにつきましてはその都度、支障が生じてまいりましたら、条例の改正、提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） そうしますと、趣旨は分かったんですけど、なんとなく次の更新の時に、

自分の指定管理の5年以内と決めたところは、もうちょっと短く3年でやらせてほしいとかそういうような要望も入ってくるんじゃないかという感じがするんですけどその辺はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 指定期間はあくまで5年を基本としたいなと言うふうには思いますが、今回、このような形でどうしても調整が必要な場合につきまして、こういう条例改正をさせていただいたということで、基本的にはあくまで5年間をめどにということで指定をさせていただきたいと考えております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

これより、議認第1号、内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めること」についての採決に入ります。本案を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第 5 議認第2号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議認第2号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議認第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分した「内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定」について、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議認第2号「内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めること」についてご説明申し上げます。

議案書1の9ページをお開きください。本案につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した「内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定」について議会に報告し、承認を求めるものでございます。

11ページをお開きください。内子町石畳4620番地にあります内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）は、平成31年2月1日から「石畳地域協議会」が指定管理者の指定を受け管理運営をおこなっておりましたが、令和2年2月10日をもって組織が発展的に解散し、同日付けで、その後継組織として新たに「株式会社石畳つなぐプロジェクト」が設立されたことに伴い、指定管理者を新たに指定したものでございます。なお、指定期間は、令和2年2月10日から令和7年2月9日までの5年間でございます。

以上、議認第2号「内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めること」についてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 地元指定管理者の組織改正によってこういう指定管理者の変更をしたいということですが、元の指定管理者との契約、この管理期間がどうなっていたかということと、このたび指定管理の団体に指定する株式会社石畳つなぐプロジェクト、これの代表者あたりがどうなっておるのか。この会社の状況等、簡単にでいいんですがご説明願わないと適正かどうか判断が私つきかねますので説明をいただきたいのと、こういう緊急な場合、指定管理の委員会に諮られて上程をされておるのか。その3点について質問したいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 経緯のご説明につきまして、説明が漏れておりました。大変申し訳ないと思っております。補足説明させていただいたと思います。まず、これまで管理をしていたおりました石畳協議会につきましては、指定期間は平成31年の2月1日から平成36年1月31日まででございました。5年間の指定管理ということで指定管理の委員会で決定をし、委託をさせていただいておりました。石畳地域協議会は、石畳自治会が石畳地域での新たな取り組みを率先して実施することを目的に立ち上げられた協議会ということで代表的な取り組みとしては、6次産業化の創出や生業づくりなどで地域でがんばっていらっしゃる団体でございました。今度、新しく後継組織として立ち上がった株式会社石畳つなぐプロジェクトにつきましては、代表取締役、寶泉武徳氏でございます。6名の代表取締役がいらっしゃいまして株主は20名の会社でございます。組織的には、石畳地域協議会とはまったく別の組織ということでございますの

で新たに指定期間を引き継ぐのではなく、新たに5年間の指定をさせていただいたということでございます。なお、指定管理委員会の委員の皆様には緊急を要したことから、書面により決議をおこなっていただきまして、同意をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。以上です。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 緊急的に組織が変わったということなのですが、以前の石畳地域協議会から事前にこういう相談はなかったわけでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 事前にございました。なので、書面会議の前に開催した2月10日の選定委員会でもその情報は説明させていただいてあらかじめ書面決議の方向につきましても同日付で後日行いたいということでご承認もいただいた上での決議ということでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

これより、「議認第2号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めること」についての採決に入ります。本案を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 6 議案第 1 号 内子町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第1号 内子町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第1号、内子町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、国が町に譲与する森林環境譲与税を基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的として条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、産業振興課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、「議案第1号、内子町森林環境譲与税基金条例の制定について」、ご説明申し上げます。

議会資料1の12ページから13ページでございます。まず、議案書12ページをご覧くださいと思います。下段、提案の理由でございます。ご案内のように、国内の森林は戦後や高度成長期に植林されましたスギやヒノキなどの人工林が成熟期を迎え、国内産の木材利用率は、平成23年度から8年連続で上昇、森林資源を循環していくためには、「伐って・使って・植える」という時代に入ったと言われております。一方、我が国の森林の所有は、小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代によりまして、森林への関心が薄れ、林家の高齢化や担い手など後継者不足等によりまして、森林の手入れや木材生産が十分になされていない状況がございます。このような状況を踏まえ、新たな森林の経営管理制度を定める「森林経営管理法」が制定され、森林所有者に適切な森林管理の責務を明確にされるとともに、所有者みずからが管理を行うことが困難な森林につきましては、市町村が管理を行うことができるとされています。今後、市町村が森林を整備・管理していくことや森林整備を担うべき人材の育成及び確保、木材利用の促進、森林の有する公益的機能に関する普及啓発など、それらに取り組むための財源として、本年度より、国から森林環境譲与税が配分されますので、これら取り組みに要する経費の財源に充てるため、基金条例を定めるものでございます。

条例条文につきましては、次の13ページをご覧くださいと思います。まず、第1条では、譲与税基金の設置目的を定めております。第2条では、基金への積み立てについては、一般会計歳入歳出予算に計上して行うこととしております。また、第6条では、目的を達成するために必要がある場合は、全部又は一部を処分することができると定めてございます。なお、条例は議決をいただいたのち、公布の日から施行することといたしております。今後とも、町民のみなさまの大切な財産である森林資源の適切な管理に努め、林業の成長産業化に向けた施策の展開を図ってまいりたいと考えております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 一点だけ、設置の第1条で森林の整備及びその促進に関する施策による費用に充てると書いてあるんですけど、具体的にどのような事業、どのようなことに使用していこうと考えておられるのか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 今の譲与税につきましては、国の方からその使途というのが示されております。いただいた譲与税の中では町単で現在施行をしております林道管理組合がおこなっております維持管理事業、それから大規模林道関係の補修関係の事業というふうなところを

今、町単独でおこなっておるところでございます。これにつきまして、森林環境贈与税を充て広域的な利用促進ということでそこに財源を充て整備をして参りたいというふうなことで致しております。また、啓発的なものと致しましては、令和2年度当初予算でまた計上させていただいておりますが、森林整備に必要な機器等の購入の補助というふうなところにもおこなっておるところでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 材木に関する間伐の補助金とか以前、29年でしたか、材木単価が低迷のために、運賃の補助をすると。そして山主にある程度のお金を残してあげるというような施策もやっていたわけですが、そういう施策もこの森林整備及びその促進に関する施策の一つとして住民の方々は考えてもいいという話ですか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 議員が言われます間伐の搬出というところで以前、奨励金という補助金制度を設けてございました。その時には、まだまだ材の搬出がなく価格についても低い状態がございましたので、間伐を促進するというところで、間伐に対する補助をおこなっておったところでございますが、近年、ご承知のようにバイオマス材というふうな取り扱いというふうなところで木材の価格についても一定の引き上げがなされたということで搬出間伐につきましては平成30年4月の段階で5つの要綱を廃止することと致しております。これについては、小田の原木市場である一定の材が出ておるという状況、それからなかなか、この市場でそれ以上の利用がなかなかできないということを考えておりますので間伐促進に対します搬出につきましても補助というふうなところに現在あてるというふうなところには、現在ところ考えてないという状況でございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 搬出の補助というのは例えば団地形成やって搬出の補助、国の補助でとっている部分もありますが、僕が言うのは、個人に残す分、地主に残す部分を大きくするためにおそらく町としては運賃の助成をしたんだと思います。そういうことをこの森林環境贈与税で設置の第1条に謳われておる森林整備及びその促進に関する経費に充てれるのかどうなのか。今はやめましたけど、例えばそういう声が多く出て、森林整備をしたいけどというふうになれば、森林整備が広がっていくということを考えればそういう施策も含めて考えていいのか。そこだけがちょっと聞きたい。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 今の搬出の補助金でございますが、切り捨て間伐というところで搬出を推進していただきたいということで補助要綱を作っていたというところでございます。議員のご指摘のあります、また林家の皆さんからそういうご要望があれば、それにつきましても検討して参りたいというふう考えております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○13番（林博君） 今度新たに基金条例を制定しようという提案ですが、この公布の日から施行するというふうに提案があるんですが、公布をどのように考えられておられるか、質問をしたいと思います。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 町が受けます森林環境贈与税につきましては、制度改正によりましてすでに譲与税が国から来ております。これにつきましては3月の補正予算にて計上させていただいておりますが資金の明確化というところで国の方から指導がございますので、一旦受け入れたのち、基金に積み立てる。必要額だけ一般会計に繰り入れるというふうなことを考えておりますので、ご承認いただきましたら、基金へ一回積み立てをさせていただいて、その後繰入をするというふうな処理をさせていただきたいということで議決があったら速やかに交付をして、そういうことで条例の施行をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（森永和夫君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） いただいたお金、金額がちょっとわからないんですが、いくらいただいたのか、全部でいくらになるのか、これをだいたい教えていただきたらと思います。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 平成31年度国からいただく譲与税でございますが、総額で2,436万6,000円でございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第1号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 7 議案第2号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第7 議案第2号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第2号、内子町行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月1日付けで実施する機構改革に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第2号「内子町行政組織条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の14ページをお開きください。本案は、令和2年4月1日付け機構改革に伴い、内子町行政組織条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は、15ページ、議案説明資料は、2ページから5ページにかけまして、新旧対照表を掲載しておりますので、併せてお目通しいただいたらと思います。説明につきましては、新旧対照表で行います。

2ページをお願いします。今回の機構改革では、総合的かつ横断的に健やかな子どもの成長を支援するために、新たに「こども支援課」を新設します。

4ページをお開きください。こども支援課では、保健福祉課が所掌する「児童福祉に関する」と、教育委員会学校教育課が所掌する「発達支援に関する」とを所掌いたします。このことにより、保健福祉課の所掌事務は、3号以降、1号ずつ繰り上げるとともに、このたびの改正にあわせまして、第2条第4号中「障害者」を「障がい者」と、「害」の字をひながなの「がい」に改めることと致します。

5ページをお願いします。現在、産業振興課が所掌する「工業の振興に関する」と「労政に関する」を町並・地域振興課に移管し、課の名称を「農林振興課」に改めます。さらに、町並・地域振興課の所掌事務は、「商業の振興に関する」を「商工業の振興に関する」に改め、第5号の次に「伝統文化施設に関する」と「歴史まちづくり文化振興に関する」「文化振興に関する」の3項を加えるものでございます。なお、産業振興課から移管されました労政に関することにつきましては、規則の方で定めたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。なお、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。以上、議案第2号「内子町行政組織条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 今から言っても遅いというか仕方ないんですけど、合併をしてから庁舎が五十崎が本庁となり、分庁が内子になり、こういう組織が新たにできると、住民の方がこの課はどこに行ったらいいんかということで振り回される状況になってくると思うんで、そこ

らの組織図、常にこういう機構改革が行われたり、毎年人事異動等によって広報には出るんですけど分かりやすい、住民がどこの施設を尋ねていったらいいか、同じ施設の中の建物だったらまだいいんですけど、今回このように分庁があり、本庁の裏の方にこども支援課となることで場所が変わると思うんですけど、そこらが分かりやすいような対策は考えておられるでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） まず4月の広報うちこによりまして、分かりやすく皆様にお知らせをしたいと思っております。それから、発達支援に関する業務につきましては、分庁から本庁に移動するというございますので、その利用者等につきましてはと個別に丁寧に対応をさせていただきたいというふうに思っておりますし、当然、庁舎内の案内等につきましても丁寧に分かりやすく表示をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 課が分かれてそれぞれの分野で専門的に充実させていただいてありがたいことだと思います。それに伴う人数の増減はありますか、職員の。課が増えるということで人数が増えるということはあるのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 人事異動につきましては現在調整中ですが当然、課が一つ増えるということのございますので、課長職が一人増えるということのございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 職員の総数が増えるということはないのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 職員の異動につきましては、退職者それから新規採用者含めて適正な配置をしたいというふうに考えてございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第2号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ついて

○議長（森永和夫君） 「日程第8 議案第3号 内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第3号、内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましても、会計年度任用職員の様々な任用形態や任用手続きに対応するため、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第3号「内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の16ページをお願いいたします。本案は、会計年度任用職員の様々な任用形態や任用手続きに対応するため、内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は、17ページに、それから議案説明資料は、6ページに新旧対照表を掲載しておりますのでよろしくお願い致します。

説明につきましては、議案説明資料6ページをお願いします。新旧対照表でご説明を申し上げます。4月1日から導入される新たな会計年度任用職員についても、常勤の一般職員と同様に地方公務員法第31条の規定により条例の定めに従って服務の宣誓を行わなければなりません。会計年度任用職員はご承知のとおり、様々な任用形態がございます。よって、それぞれの任用形態に対応するための一部改正を行うもので、宣誓の方法等については、第2条に1項を加えて別段の定めをすることができることといたします。なお、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。以上、議案第3号「内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第3号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9 議案第 4 号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 5 号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 6 号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 7 号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第 9 議案第 4 号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第 10 議案第 5 号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第 11 議案第 6 号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第 12 議案第 7 号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」以上 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第 4 号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 5 号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 6 号、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 7 号、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも令和元年 8 月 7 日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第 4 号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 7 号、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただいたと思います。

まず、議案第 4 号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案書 1 の 18 ページをお願いいたします。本案は、令和元年 8 月 7 日付け人事院勧告に伴い、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は、19 ページから 23 ページ、議案説明資料は、7 ページから 12 ページにかけまして、新旧対照表を掲載しております。説明につきましては、新旧対照表で行いたいと思います。

7 ページからお願いします。まず改正内容の説明の前に、本年度の人事院勧告の概要をご説明

申し上げます。国においては、民間給与との較差を埋めるための俸給表の水準、並びに勤勉手当の引き上げが行われております。まず、初任給につきましては、2,000円程度の引き上げを基本に、適用期日を平成31年4月1日とし、給料表の見直しが行われております。その結果、内子町における一般行政職の平均給料月額、現行が29万4,534円、改定後が29万5,062円、増減、すなわち改定額が528円、改定率0.18%でございます。一方、手当では、一般職については勤勉手当の支給割合を令和元年12月期で0.05月分引き上げ、令和2年度以降は、年間で0.05月分引き上げる内容となっております。特別職については、期末手当の支給割合を、令和元年12月期で0.05月分引き上げ、令和2年度以降は年間で0.05月分引き上げる内容となっております。平成31年4月1日より、民間の支給状況を反映し、6月期、12月期における期末手当、勤勉手当の支給月数が同じとなるよう平準化されております。内子町では、この勧告内容に準じて、この度、関係する条例の改正案を上程させて頂いております。それでは、新旧対照表の7ページからご説明させていただきます。今回の内子町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、第1条関係と第2条関係とに分かれております。

まず7ページの第1条関係改正でございます。第20条、勤勉手当では、第2項第1号におきまして、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の92.5」を「100分の97.5」に0.05月分引き上げる改正内容でございます。令和元年12月1日からの適用となります。次に、別表第1、第3条関係、行政職給料表（一）を、7ページから11ページにかけて掲載している内容で改正を致します。適用は、平成31年4月1日からでございます。

続きまして、議案等説明資料11ページをお願いします。11ページには、第2条改正関係を載せてございます。第20条勤勉手当、第2項第1号の改正につきましては、令和2年4月1日から適用となるもので、一般職の勤勉手当の支給率を6月、12月それぞれ「100分の97.5」から「100分の95」に改正するもので、令和2年4月1日からの適用でございます。第1条改正では、平成30年度の総支給率と比較しまして、平成31年度の総支給率を12月期において0.05月分引き上げます。第2条改正では、同じく平成30年度の総支給率と比較しまして、令和2年度の総支給率を6月期、12月期合わせて0.05月分引き上げるという内容でございます。

続いて、議案第5号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書1の24ページをお開きください。

本案も、令和元年8月7日付け人事院勧告に伴い、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は25ページ、議案説明資料は13ページに新旧対照表を掲載しております。

議案等説明資料13ページをお願いします。第1条関係改正、第2条関係改正、ともに、内子町特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改正するものでございます。第1条の改正では、12月に支給する場合の支給率を「100分の167.5」から「100分の172.5」に0.05月分引き上げるもので、令和元年12月1日から適用するものです。第2条の改正では、第1条で改正した支給率「100分の172.5」を、100分の170とするもので、令和2年4月1日から適用するものでございます。なお、一般職の勤勉手当の年間支給率と同様、平成31年度と令和2年度の年間の総支給率はともに0.05月分引き上げとなり、変わり方はご

ざいません。

続いて、議案書1の26ページをお願いします。議案第6号「内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。特別職の期末手当が改定されることに伴い、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は27ページ、議案説明資料は14ページに新旧対照表を掲載しております。改正内容につきましては、先に説明しました特別職の期末手当支給割合の改定と同様でございます。

続いて、議案書1の28ページをお願いします。議案第7号、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。こちらも同様に、令和元年8月7日付け人事院勧告に伴い、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は、29ページから33ページ、議案説明資料は、15ページから19ページにかけまして、新旧対照表を掲載しております。主な改正内容は、常勤の一般職と同様、会計年度任用職員の給料表も同様に改正いたします。また、第23条、期末手当の改正につきましては、条例の精査によるものでございまして、一般職の給与条例第19条第4項の読み替え規定中、「扶養手当の月額」の次に「並びこれらに対する地域手当の月額」を加えることといたします。なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第4号「内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第7号「内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第4号」から「議案第7号」までの4議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」から「議案第7号」までの4議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午前11時10分より再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第13 議案第8号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す

る条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第13 議案第8号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第8号、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、内子町附属機関設置条例及び内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定のため、条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第8号「内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の34ページをお願いします。本案は、内子町附属機関設置条例及び内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定のため、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は、35ページ、議案説明資料は、20ページから21ページにかけまして、新旧対照表を掲載しております。

まず、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年12月議会定例会においてお認めをいただいたところでございますが、非常勤の特別職にかかる報酬および費用弁償の取り扱いにつきましては、従前の慣例によって部署間で差異がございましたが、この度、再度精査をかけまして、一部改正条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、別表改正規定中、5,800円をすべて6,000円に、また、内子町行政不服審査会審理員を新たに追加するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行いたします。一部改正条例の施行日が令和2年4月1日であり、本条例に溶け込む前であることから、一部改正条例の一部改正という形となっております。以上、議案第8号「内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 内子町行政不服審査会審議員、日額3万円と書いてあるんですがこれはどのような方が対象になれるのか。それと、何名計画されているのか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 現在、内子町行政不服審査会の審議員につきましては、弁護士の方に委嘱をさせていただいております、その数は1名でございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） そうすれば、内子町行政不服審査会委員の中に弁護士等というのがありますよね。ここが日額1万5,000円で今度、新たにできる内子町行政不服審査会審議委員というのが3万円、この金額の差異がありますけど、その辺はどのように考えておられますか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 上段の行政不服審査会の委員で弁護士等ということと、その下の審議委員につきましては、まったく別の方でございます。別の方に委嘱をさせていただいております、上の部分と下の部分につきましては、業務量の内容が全然違いますので審議員の方の方が非常に業務量が多いということで日額の差を設けているところでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第8号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第9号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について

「日程第14 議案第9号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第9号、内子町地区集会所条例の一部を改正する条例につきましては、地区集会所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第9号「内子町地区集会所条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の36ページをお願いいたします。本案は、地区集会所の用途廃止に伴い、内子町地区集会所条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は37ページ、それから議案説明資料は、22ページに新旧対照表を掲載しております。

議案説明資料の22ページをお開きください。現在は、論田自治会館として使用されている「論田集会所」と、平成30年7月の西日本豪雨災害による損壊に伴い、今後の利用が見込めなくなった「乙影集会所」を条例より削除するものでございます。なお、この条例改正によりまして、現在、この条例で規定しております集会所数は105でございますが、2つ削除いたしまして、103を規定するものに変更をさせていただいたと思います。なお、この条例は公布の日から施行します。以上、議案第9号「内子町地区集会所条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） ちょっと論田集会所についてなんですけど、自治会館となったので集会所というのを消したということで他の集会所もそういった形でされているところあると思うんですけど、他は全部自治会館という名前になっていて、ここだけが自治会館と集会所の2つの名前を使われていたということの理由でよろしいのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 合併を致しまして集会所で使っていたものを自治会館として用途変更をおこなった経緯がございます。その際に削除すべきものでございましたが、今回、精査によりまして論田集会所につきましては現状が論田自治会館の建物になっておりますので、この際、条例の改正に合わせて、一緒に削除させていただくものでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） あともう一つ、乙影集会所、災害等で被災されたみたいなんですけど、できれば位置図とどのようになっていたかの写真でもあれば委員会でも今度検討されてもいいんじゃないかと思いますので、今後はよろしくお願いします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 常任委員会につきましてその現状とか位置図等をお示ししたいと思います。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第9号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第10号 内子町民会館条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第12 議案第10号 内子町民会館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第10号、内子町民会館条例の一部を改正する条例につきましては、内子町民会館の各施設の利用実態及び利用計画により、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第10号「内子町民会館条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の38ページをお願い致します。本案は、町民会館各施設の現在の利用状況及び、令和2年4月1日から2階部分を「こども支援課」事務所等として利用することを踏まえ、内子町民会館条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は39ページから40ページ、議案説明資料は23ページから24ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。23ページをお願いします。まず、第10条に規定する使用料についてですが、現在使用料を徴すべき会議室として利用のない3施設を規定する第2号を削り、3号を2号に繰り上げます。それに伴い、別表、第10条関係の町民会館使用料については、2階部分を視聴覚研修室のみとし、3階部分を大ホールのみとします。また、結婚式場及び披露宴会場としての使用料につきましても、今後、同目的での利用が見込めないことから削除いたします。また、備考中の改正については法制執務上、表記を改めるものでございます。なお、この条例は公布の日から施行します。以上、議案第10号、内子町民会館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第10号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第10号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第11号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第16 議案第11号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第11号、内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月1日付けで実施する機構改革に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第11号「内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の41ページをお願い致します。本案は、議案第2号でご説明申し上げました令和2年4月1日付け機構改革に伴い、内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は42ページ、議案説明資料は25ページに新旧対照表を掲載しております。改正の内容でございますが、第9条中「保健福祉課」を「こども支援課」に改めるものでございまして、この条例は令和2年4月1日から施行します。以上、議案第11号、内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します

お諮りします。「議案第11号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第11」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第17 議案第12号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について**

○令和議長（森永和夫君） 「日程第17 議案第12号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第12号、内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う、放課後児童クラブにおけるみなし支援員に係る経過措置延長のため、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議案第12号、内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案資料1の43から44ページ、資料7説明資料の26ページの新旧対照表をご覧ください。条例の附則第2条中、「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものでございます。現在、市町村が放課後児童健全育成事業として実施しております放課後児童クラブについて条例でその基準を定めるにあたっては、事業に従事する放課後児童支援員の資格およびその員数については、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従って定めるものとし、その他の事項については参酌するものとされておりました。この定めに従い、条例第10条第3項において、事業に従事する放課後児童支援員については、都道府県が行う研修を終了したものでなければならないと定め、今回の改正案では、現在、附則第2条で、平成32年3月31日までの間については、研修を終了予定であるものも「終了したもの」に含むとの経過措置を設けておりました。昨年10月に基準省令の一部を改正する省令が公布され、本基準について市町村が条例で基準を定めるにあたっては、事業に従事する放課後児童支援員の資格およびその員数を含む全ての事項について、「国の基準に従うもの」から「参酌すべき基準」とされました。国の基準が参酌すべき基準になったことから、支援員の研修予定であるものも含むとする経過措置終了後も、都道府県においては引き続き研修の機会の提供を行うこととし、市町村では認定資格研修を受講していない職員に対して、研修機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要であるとの技術的な助言が省令にあわせて厚労省から発出されたところでございます。これを受け、内

子町では附則第2号において、平成32年3月31日までに研修を終了することを予定しているものを含むという定めを、令和5年3月31日に改め、引き続き支援員の研修機会の機会を確保することとするものです。なお、現在、放課後児童健全育成事業に従事する支援員のうち、県の研修を受けていないものはございません。全員が受講をしております。今後の人事異動等で資格保有者が不在となる事態を避けるため、附則による経過措置の延長を行うものでございます。以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 趣旨は分かったんですけど、前の議案が子ども・子育て会議条例でこども支援課に関することで総務文教というふうに所管委員会がなっていたんで、今回については前に配られた資料によると産建厚ということになっているんですけど、これも子どもに関係することだと思うんですけど、総務文教と産業建設厚生にわける基準みたいなものはどのようになるのか教えていただけますか。

○議長（森永和夫君） 関根議員、今のご質問は議会の運営に関することなので、理事者側に質問されても的はずれだと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） わかりました。別の機会で質問させていただきます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第12号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第13号 内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第18 議案第13号 内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第13号、内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第13号内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書1の45ページから、また議案説明資料7は27ページからでございます。それでは、議案書1の45ページでございますが、提案理由といたしましては、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、自転車通行帯の設置の新設と自転車道の設置要件として設計速度が60km以上を追加するものでございます。詳細につきましては、説明資料7の27ページからの新旧対照表にてご説明いたします。まず4条第1項中、「停車帯」の次に「自転車通行帯」、同条第5項中「の車道」の次、また、第6条第2項中「副道」の次に「自転車通行帯を除く。」をそれぞれ加え、第8条の次に、自転車通行帯として第8条の2第1号から第4号までのそれぞれの条文を加えるものでございます。

また、27ページから、28ページにかけまして、第10条第1項中「又は第4種の道路」を「第4級及び第5級を除く。次項において同じ。又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの。」に改め、同条第2項中「道路（」を、「道路で設計速度が1時間につき60km以上であるもの（」に改め、第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」、第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」、第32条中「車道」の次に「自転車通行帯を除く」をそれぞれ加えるものでございます。

また、29ページですが、第41条中「第8条の」次に「第8条の2第3項」を加えるものでございます。この条例改正により影響を受ける町道は現在のところございません。なお、施行日は令和2年4月1日となっております。以上提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） この条例に該当する道路がないということは、速度規制が全部50キロ以下になっているのでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） この条例の改正は、町道の基準というか通行量とかいう細かい基準がございます。それに該当するのがないということでスピードだけではございません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 町道のスピード規制はちなみに何キロになっているのでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 町道のスピード規制ですが、この条例に関しては道路構造令の基準でございますので、それぞれの町道のスピードについては公安委員会とかそれぞれの協議がございますので、ここで一概には言えないということでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第13号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第14号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第19 議案第14号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第14号、内子町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） それでは、議案第14号内子町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の48ページからでございます。議案説明資料7は30ページからでございます。それでは、議案書の1の48ページでございますが、提案理由といたしましては、民法の一部を改正する法律の施行に伴い内子町営住宅条例の一部を改正するものです。主な改正内容として、入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について町長が具体的に定めなければならないことを記載するものでありまして、詳細につきましては、説明資料7の30ペー

ジからの新旧対照表にて説明いたします。第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取り換え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者負が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「町営住宅及び共同施設の」に「同項」を「第1項」に改める。第21条第4号中「に規定するもの」を「において町が負担することとされているもの」に改める。

次の31ページですが、第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 民法の改正によって町営住宅条例の改正ですが、第20条の修繕費用の負担、これも先ほど説明があったように、変更をしていくという提案なんです、旧条文に書いてあるような修繕、これはそのまま継続して町長が定める項目に入っていくという解釈でよろしいでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今までの条例では大雑把なことになっておりまして、今回は例えばドアであれば本体をどうするとかノブをどうするとかいう細かい規定を定めなければいけないということになっておりますので、一つ一つ見直すということになります。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第14号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第15号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第20 議案第15号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第15号、内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例につ

きましては、南山中共同給水施設使用者の減少に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第15号内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の50ページからでございます。議案説明資料は32ページからでございます。それでは、議案書の1の50ページでございますが、提案理由といたしましては、南山中共同給水施設使用者減少に伴い、内子町飲料供給等施設の条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、説明資料7の32ページからの新旧対照表にてご説明いたします。別表第1の南山中共同給水施設の項を削るものでございます。この施設におきましては数軒で管理しており、高齢化も進む中、共同給水施設としての維持管理の負担が増加したことから地元より、共同給水施設から除外してほしい旨の届け出が提出されたところでございます。検討した結果、除外もやむえないものと認められることから今回条例を改正するものでございます。なお、今後は町の管理施設でなくなることになりますことから、地元の責任において施設の維持管理を行うこととなります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 水道はよく町長も水道がなければ生活できないというのが、南山中共同給水組合、高齢化で維持管理が難しい。他の施設等もそういう部分が見えるところが多分にあると思いますので例えば、どっかと統合するとか管理ができなくなったら、南山中共同給水を今まで使っている方はどのような飲料水の確保をしていくか。住んでおられるんだったらやっぱり飲み水はいるわけですから、その辺は指導とか相談とかいうのは、あったかどうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） こういう小さい施設については、先ほど議員もおっしゃったように、地形的要因もあるんですが、統合とか総合的な考えの中でやっていかないといけないかなと思っております。それで南山につきましては、今、現在3戸の利用でございまして、それに伴う電気代ですとかそういう維持管理が地元の中では厳しいというふうに要望書が出て参りました。今後についてなんですが、地元において例えばいろんな管理は、当然飲まれるわけですからあるんですが、それを地元で責任をもってやるということを聞いておりますので、今回こういう条例の提出をするということになったということでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君）

○11番（下野安彦君）　こういう給水施設というのは1軒ではなくて、2軒以上の方がやられているのが給水施設だと思うんですけども、それ以外に1戸だけで給水されるということは把握はどのようにされていますか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君）　議長。

○議長（森永和夫君）　正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君）　例えば1戸ですとか数軒で取られているというのは聞いてはおりますが、その詳細な把握までは、町の方でやっておりませんので、基本的には簡易水道、上水道施設、こういう飲水の施設以外の把握についてはなかなかできてない状況でございます。

○議長（森永和夫君）　他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君）　ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。議案第15号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第16号 内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君）　「日程第21 議案第16号 内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君）　議長。

○議長（森永和夫君）　稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君）　議案第16号、内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例につきましては、現状に合わせた施設名の統一と、インバウンド旅行者のニーズに合わせた用途及び価格の変更のため、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、町並・地域振興課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君）　議長。

○議長（森永和夫君）　林町並・地域振興課長。

〔林慎一郎町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（林慎一郎君）　それでは、議案第16号、内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の52ページをお開きください。まず、提案の理由でございますが、現状に合わせた施設名の統一とインバウンド旅行者のニーズに合わせた用途の変更及び価格の変更のため、内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正するものでございます。改正事項については、次の53

ページに記載しておりますが、説明資料で説明させていただきたいと思いますので、説明資料7の33ページをご覧ください。

条例第2条におきまして、施設の名称及び位置を定めることとしておりますが、「石畳の宿」「鎌田家」を統一して「石畳の宿」とさせていただきますことから、「内子町農村体験宿泊施設「鎌田家」」の項を削除させていただきます。また、一棟貸しの利用者も考えられることから、別表第1の宿泊等利用料金の宿泊の項に「1棟貸し利用」の項を追加し、料金を1万5,000円から10万円とさせていただき、別表第1の宿泊等利用料金、別表第2の施設利用料金の料金設定については、指定管理者が金額設定をしやすいように金額の幅を広げさせていただきます。最後に鎌田家が石畳の宿と統一することから、別表第2の施設利用料金の下の欄にあります。「体験交流棟の使用料は、無料とする。」は削除させていただきます。一部を改正する条例の施行は、公布の日からとしております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 町の条例としては、宿泊料金等もこういう幅をもたすということはいいいことだというふうに理解をします。それで実際、指定管理者が料金を徴収されて運営をされると思うんですが、そこら指定管理者が設定した料金はきいておられるでしょうか。

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） 指定管理者の方からまだ詳細な金額の設定は聞いておりません。ただ、今年は正月あたりも旅行業者関係からも料金設定についてはいろんな提案もいただいておりますので、そのあたりも勘案させて今回設定させていただいております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） これは内部の事務の形の中で今度指定管理者が株式会社に変わります。そこで調整はされているというところとらえ方でいいですか。単独で町がやったというのではなくてそれは運営する方との協議をしながら打ち合わせをしたというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） そうでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第16号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第16号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午後1時から再開致します。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第22 議案第17号 内子町斎場の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第22 議案第17号 内子町斎場の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町斎場の指定管理者の指定について提案を致します。議案第17号、内子町斎場の指定管理者の指定については、去る2月10日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。内容を住民課長に説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） それでは、議案第17号、内子町斎場の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。資料ナンバー1議案書では54ページ、資料ナンバー7議案説明資料では34ページをご覧ください。

議案書54ページでございますが、平成27年4月1日から「内子町斎場藤華苑」の指定管理者として「有限会社南予環境美化センター」を指定しておりましたが、指定期間が本年3月31日までとなっております。そのため、公の施設指定管理者選定委員会に諮り、1月8日から1月28日の間、公募しましたところ1団体より応募があり、2月10日開催の指定管理者選定委員会へ諮問、答申を頂き決定したものです。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

議案書54ページ中ほど1、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は内子町斎場藤華苑、所在地は内子町寺村2478番地7でございます。施設の位置に

つきましては、議案説明資料の34ページに記載をしておりますのでご覧願います。

続いて、2、指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございます。住所は、内子町寺村2572番地、団体の名称は、株式会社愛ハートおだで、代表取締役は高岡通安さんです。指定の期間については、3に記載をしておりますとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 聞き漏らしたかもしれないんですが、この愛ハートおだというのは、継続ですか、新規ですか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 新規でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 新規ということだと斎場の運営というのは、どういう業者でもできないような特殊な業務だと思うんですけどその辺は十分に吟味されて問題ないという判断だったのかどうか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 運営委員会におきましても事業計画に沿った管理とか人員、資金等その他経営規模等、適任であるといいただいております。それと現在、南予環境美化センターに勤められている火葬管理人の方が引き続き愛ハートさんで働かれるような話になっております。以上です。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第17号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第18号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第23 議案第18号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第18号、内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第18号、内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案資料1の55ページから、また議案説明資料7につきましては34ページに施設の位置図を添付しております。

それでは、議案書1の55ページをお開きください。内子町総合交流促進施設の指定につきましては、指定期間満了によりまして、改めて指定管理者を選任することにつき議会の議決を求めるものでございます。この施設のつきましては、公募により指定管理者の候補者の募集を行いましたが、応募者がなく再公募を予定しておりますが、再公募後の指定管理者が決まるまでの期間を現在の指定管理者を指定管理者として、2月10日の指定管理者選定委員会の審査の答申を受け、指定管理者として指定をするものでございます。指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、（１）として名称、農林水産物食材供給提供・温浴施設、所在地は内子町五十崎乙485番地2、（２）として名称、都市農村交流施設宿泊棟、所在地、内子町五十崎甲1518番地1、指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、住所は高知県高知市升形5番37号、名称、オリエンホテル高知株式会社でございます。指定の期間でございますが、令和2年4月1日から令和2年6月30日まででございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第18号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第19号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第24 議案第19号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第19号、内子町共同福祉施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第19号、内子町共同福祉施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案資料1の56ページから、また議案説明資料7につきましては34ページに施設の位置図を添付しております。

それでは、議案書1の56ページをお開きください。内子町共同福祉施設の指定につきましては、指定期間満了によりまして改めて指定管理者を選任することにつき議会の議決を求めるものでございます。この施設のにつきましては、先ほどの農林水産物食材供給提供・温浴施設の隣の建物でございまして、議案第18号での説明いたしました理由によりまして、2月10日の指定管理者選定委員会の審査の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称、内子町共同福祉施設、所在地は内子町五十崎甲1524番地1、指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、住所は高知県高知市升形5番37号、名称、オリエントホテル高知株式会社でございます。指定の期間でございますが、令和2年4月1日から令和2年6月30日まででございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 全協の時にも質問してこの施設は、デイサービスに利用をされておるという説明を受けておるんですが、デイサービス以外に利用の状況、そこらがあるようでしたら説明をいただきたいと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 現在はこの施設は、利用としてはデイサービスのみでございます。あとは、オリエントホテル高知の倉庫みたいな感じで利用されております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第19号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第20号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第25 議案第20号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第20号、内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第20号、内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案資料1の57ページから、また議案説明資料7につきましては34ページに位置図を添付しております。

それでは、議案書1の57ページをお開きください。内子町飲料水供給等施設の指定につきましては、指定期間満了によりまして改めて指定管理者を選任することにつき議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、非公募により2月10日の指定管理者選定委員会の審査の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。

次の58ページの別紙をご覧ください。山鳥坂共同給水施設から長田横峰共同給水施設の計19施設につきまして、山鳥坂共同給水施設組合から長田横峰共同給水施設組合へそれぞれ指定管理者として、指定するものでございます。指定期間でございますが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第20号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第20号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第21号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第26 議案第21号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第21号、内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定につきましては、その内容を町並・地域振興課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林町並・地域振興課長。

〔林愼一郎町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（林愼一郎君） それでは、議案第21号、内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。

資料1議案書の59ページ、資料7議案説明資料では34ページをご覧ください。議案書59ページでございますが、平成27年4月1日から内子町農村体験宿泊施設の指定管理者として、さくらの会を指定しておりましたが、これは途中、名称変更もしております。指定期間が本年3月31日までとなっております。そのため、公の施設指定管理者選定委員会に諮り、1月8日から1月28日まで公募いたしましたところ、1団体より応募があり、2月10日開催の指定管理者選定委員会へ諮問答申を頂き、決定したものです。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。1、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地」でございますが、名称は、内子町農村体験宿泊施設、石畳の宿、所在地は内子町石畳2877番地でございます。施設の位置は、資料7、議案説明資料の34ページでございます。続いて、2、指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、住所は、内子町石畳2910番地、名称は、株式会社石畳つなぐプロジェクトで、代表取締役は宝泉武徳さんでございます。指定の期間については、3に記載のとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第21号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第21号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第22号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第27 議案第22号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第22号、内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定につきましては、その内容を産業振興課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、議案第22号、内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定についてを説明させていただきます。資料1 議案書の60ページ、資料7 議案説明資料では34ページをご覧ください。

議案書60ページでございますが、平成27年5月12日から内子町川登筏の里交流センターの指定管理者として川登自治会を指定しておりましたが、指定期間が本年5月12日までとなっており、そのため、公の施設指定管理者選定委員会に諮り、1月8日から1月28日まで公募いたしましたところ、1団体より応募があり、2月10日開催の指定管理者選定委員会へ諮問・答申を頂き、決定したものです。地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。議案書中ほどでございます。1、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は、内子町川登筏の里交流センター、所在地は、内子町大瀬東3581番地でございます。施設の位置につきましては、資料7、議案説明資料の34ページの指定管理施設位置図に記載をしておりますので、お目通しを賜ったと思います。続いて、2の指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、住所は、内子町大瀬東3581番地、団体の名称は川登自治会で、会長は山本哲昭さんでございます。次に、指定の期間でございますが、議認第1号、内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例の専決処分で、ご承認させていただきましたとおり、内子町川登筏の里交流センター条例の一部を改正し、指定管理者の指定の期間を5年以内と改めさせていただきましたので、本議会に上程しております他の指定管理施設と期間満了日を統一させるため、5年以内となります。令和2年5月13日から令和7年3月31日までとしております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第22号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第23号 内子町新町建設計画の一部変更について

○議長（森永和夫君） 「日程第28 議案第23号 内子町新町建設計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第23号、内子町新町建設計画の一部変更につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正され、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴い、計画の一部を変更するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第23号「内子町新町建設計画の一部変更」についてご説明申し上げます。

議案書1の61ページをお願いします。本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部が改正され、合併特例債を起債することができる期間が5年延長されたことに伴い、新町建設計画の一部を変更するものでございます。一部変更にあたりましては、愛媛県と令和2年2月20日に事前協議、令和2年2月26日に本協議を終えておりまして、修正のほとんどが、統計数値等の時点修正となっております。変更内容につきましては、議案書2、計画関係「内子町新町建設計画」の中の朱書きの部分、また議案説明資料7の35ページから42ページにかけまして新旧対照表を掲載しております。それでは、新旧対照表にて主な変更箇所をご説明させていただきます。

35ページをお開きください。Ⅰ序論、1計画の策定方針です。（3）の計画の期間、（4）のその他の項でございしますが、計画期間を法律の改正にあわせて15年から20年に5年延長いたします。36ページから39ページにかけましては、直近の国勢調査のデータに置き換え、年号の修正などの時点修正となっております。

40ページをお開きください。Ⅴ、新町の主要施策の5、経営感覚のある豊かな行政をつくる項目の中に、今後、まちづくりを進めていく上で大きな課題となる「男女共同参画の実現」の項目を追加したいと考えております。特に、女性の職業生活における活躍の推進のための働きやすい環境づくり、防災・減災対策や地域活性化の視点を強化した豊かで活力ある社会の実現を目指すとしております。

41ページをお開きください。新町建設計画の主要事業につきましては、事業の実績、計画等

の変更により概算事業費を修正しております。

42ページをお開きください。IX、財政計画でございます。1の計画の基本条件、(1)の基本的な考え方、(2)の期間の項において、35ページと同様に計画期間を法律の改正にあわせて15年から20年に5年延長いたします。以上、議案第23号、内子町新町建設計画の一部変更についてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第23号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第24号 内子町道路線の変更について

○議長（森永和夫君） 「日程第29 議案第24号 内子町道路線の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第24号、内子町道路線の変更につきましては、町道大平真弓線にある真弓隧道は通行者もなく、老朽化が進み維持管理が困難なため、隧道部分を廃止し、路線変更するものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第24号、内子町道路線の変更についてご説明申し上げます。議案書1の62ページからでございます。議案説明資料7は43ページでございます。

それでは、議案書の1の62ページでございますが、内子町道路線を変更するため、道路法第10条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、町道大平真弓線にある真弓隧道は通行者もなく、老朽化が進み維持管理が困難なため、隧道部分を廃止し、路線を変更するものでございます。変更内容でございますが、起点の変更はございません。終点を久万高原町堺から内子町大平589番地とするものでございます。説明資料7の43ページに位置図を添付しておりますが、旧小田町と久万町との境界に位置しております。本路線は、旧国道380号線として利用されておりましたが、新しく真弓トンネルの開通により町道となったものでございます。現在は通行者もなく維持管理も困難であることから、久万高原町と協

議の結果、トンネル部分を廃止することとしたものでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） ちょっと一点、古いトンネルだと思うんですけど、あそこが通行不可になれば、あそこ山林が多かったと思うんです。古いトンネルの手前には、僕行ったことあるんですけど、仕事の関係で。あそこ例えば林道か何かあるんでしょうか。その辺を。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今もトンネルの前までについては町道として十分利用していただける。トンネル部分だけを今回落とさせていただくということでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） そうするとトンネルのところは通れないように柵か何かを久万側も内子町側もやると。久万側についてはトンネルのところまでは久万側が町道としての管理を、内子はトンネルまでを町道として管理するという感覚でいいですか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議員さんのおっしゃる通りでございまして、トンネル部分につきましてのみ通行、今も通行できないような、通行制限をかけております。今回認めていただいたら6月等の補正予算で入り口をきれいに封鎖をするというようなことはしたいなと思っております。久万高原町も同様の措置になるかと思います。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第24号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第25号 平成31年度 内子町一般会計補正予算（第5号）について

日程第31 議案第26号 平成31年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第32 議案第27号 平成31年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第33 議案第28号 平成31年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

について

日程第34 議案第29号 平成31年度 小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）

について

日程第35 議案第30号 平成31年度 内子町水道事業会計補正予算（第4号）に

ついて

日程第36 議案第31号 平成31年度 内子町下水道事業会計補正予算（第3号）に

ついて

○議長（森永和夫君） 「日程第30 議案第25号 平成31年度 内子町一般会計補正予算（第5号）について」「日程第31 議案第26号 平成31年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第32 議案第27号 平成31年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第33 議案第28号 平成31年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」「日程第34 議案第29号 平成31年度 小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」「日程第35 議案第30号 平成31年度 内子町水道事業会計補正予算（第4号）について」「日程第36 議案第31号 平成31年度 内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について」以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第25号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）について、議案第26号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第27号、平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第28号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第29号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について、議案第30号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第31号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について、以上7件につきまして一括してご説明申し上げます。議案書3「補正予算関係」をお手元にご用意ください。

まず、水色の仕切りでございます。議案第25号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）についてご説明致します。1ページをお願いします。平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,598万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を101億7,390万円と定めるものでございます。前年度の3月補正後予算と比較して6億4,025万3,000円、5.9%の減額となっております。

9ページをお願いします。翌年度に繰り越して使用することができる経費を、第2表「繰越明許費」に定めております。

11ページをお願いします。第3表と致しまして、「地方債の補正」を定めております。お目通しください。

14ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の部の表中右側に補正予算

の財源を示しております。その内訳につきましては、国庫支出金が4,811万6,000円の減額、地方債8,250万円の減額、その他特定財源5,530万5,000円の減額。一般財源が3,993万6,000円の増額となっております。今回の補正は、事業費の決算見込み、財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。それでは、主な補正についてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。16ページをお願いします。16ページ上段でございます。2款、地方譲与税、4項、森林環境譲与税、1目、森林環境譲与税でございますが、2,436万6,000円を計上しております。森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されることとなりました。使い道としては、間伐の促進や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当していく予定でございます。

19ページをお願いします。上段でございます。12款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金でございます。10節のプレミアム付商品券事業補助金について実績にともない、2,596万9,000円の減額補正を行っております。

21ページをお願いします。下段でございます。13款、県支出金、3項、県委託金、1目、総務費県委託金でございます。22ページの4節、選挙費県委託金において1,240万8,000円の減額補正をおこなっております。県議会議員選挙の無投票等にともない、その委託金の減額補正を行っております。

同じく、22ページの下段でございます。16款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金でございますが、総額1,194万円の減額補正を行っております。公共施設整備基金、エコロジータウン内子ふるさと応援基金繰入金においては、それぞれ減額補正をおこない、森林環境譲与税基金繰入金については、本年度の森林環境譲与税のうち669万2,000円を森林環境整備に充当するため基金より繰入を行っております。

24ページをお願いします。24ページ下段でございます。19款、町債、1項、町債につきましては、事業費の減にともない、総額で8,250万円の減額補正を行っております。続きまして、主な歳出でございます。なお、職員の人件費につきましては、人事院勧告に準拠した給与改定などに伴う職員人件費の調整等を行っております。

29ページをお願いします。中段でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、9目、企画費、の19節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、補助金については、移住者住宅改修支援事業費補助金及び定住促進事業補助金について実績にともない、521万4,000円の減額補正を行っております。

30ページをお願いします。下段でございます。2款、総務費、4項、選挙費、6目、愛媛県議会議員選挙費については、1,017万3,000円の減額、続く31ページの中段でございます。8目、参議院議員選挙費については、125万8,000円の減額補正をそれぞれ行っております。

32ページをお願いします。中段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の19節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、交付金につきましては、プレミアム付商品券事業の実績に伴い、8,500万円の減額補正を行っております。内子町に

においては、住民税非課税者分が48%の申請率で、子育て世帯の方とあわせて2,088世帯の方に引き換え券を送付しております。その実績にともなう減額補正となっております。

33ページをお願いします。中段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、心身障がい者福祉費の20節、扶助費でございます。自立支援給付費の見込み増、重度心身障がい者医療費の実績見込み減等により、964万9,000円の増額補正を行っております。

37ページの下段から38ページにかけてでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費の19節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助金、住環境整備促進補助金の実績にともない、822万9,000円の減額補正を行っております。

38ページをお願いします。38ページ中段でございます。4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費の19節、負担金、補助及び交付金でございます。久万高原町環境衛生センター撤去に伴う負担金として、1,536万2,000円の減額補正を行っております。撤去事業については、平成30年度から3カ年事業として実施しており、今年度事業分については繰越事業となったことから、前払い金の負担割合分のみ支出となっております。

40ページをお願いします。上段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、県営中山間地域総合整備事業費の19節、負担金、補助及び交付金でございます。営農飲雑など県営事業の追加割当にともない、811万円の増額補正を行っております。

同じく40ページの下段でございます。6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費の19節、負担金、補助及び交付金でございます。原木椎茸関連種菌助成金、森林環境保全整備事業補助金など実績減少によりまして1,110万5,000円の減額補正を行っております。

41ページをお願いします。下段でございます。7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費の19節、負担金、補助及び交付金でございます。商店街空き店舗等改修支援事業補助金の実績減少により120万円の減額補正を行っております。

43ページをお願いします。中段でございます。8款、土木費、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費の19節、負担金、補助及び交付金でございます。木造住宅耐震診断事業補助金など実績に伴い、439万1,000円の減額、また28節、繰出金においては、下水道事業会計への繰出金として1,128万5,000円の減額補正を行っております。

44ページをお願いします。下段でございます。9款、消防費、1項、消防費、4目、防災費の15節、工事請負費でございます。防災行政無線戸別受信機整備工事の入札減少にともない、2,621万3,000円の減額補正を行っております。

49ページをお願いします。中段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、3目、自治センター費の15節、工事請負費でございます。五十崎中央自治会館新築工事、空調改修工事等の入札減少等により、818万4,000円の減額補正を行っております。

52ページをお願いします。下段でございます。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、基金費でございます。公共施設整備基金積立金1億4,831万8,000円の増額、森林環境譲与税基金積立金2,436万6,000円の増額、エコロジータウン内子ふるさと応援基金積立金900万1,000円の減額補正をそれぞれ行っております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第26号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお願いします。平成31年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の連携に伴うシステム改修、保険給付費の見込み及び特定健康診査事業等の実績に伴い、歳入歳出それぞれ2,855万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億3,549万5,000円としております。

続きまして、紫色の仕切りでございます。議案第27号、平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお願いします。平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などによりまして、歳入歳出それぞれ432万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,509万5,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切りでございます。議案第28号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお願いします。施設介護サービス給付費の増、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の減などによりまして、歳入歳出それぞれ71万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,750万4,000円としております。

続きまして、オレンジ色の仕切りでございます。議案第29号、平成31年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお願いします。小田高校寄宿舎事業につきましては、入寮者数の確定にともない、歳入歳出それぞれ472万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を849万8,000円としております。

続きまして、浅黄色の仕切りでございます。議案第30号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、水道使用料などの減により53万8,000円の減、支出については、人事異動による給料の減、減価償却費の減などによりまして、1,011万4,000円の減額を見込んでいます。

2ページをお開きください。第3条の資本的収入の補正でございます。送配水管敷代替え工事にかかる企業債の借入、石畳地区における消火栓設置補助金などによりまして、4,340万7,000円の増額を見込んでいます。

続きまして、同じく浅黄色の仕切り、議案第31号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、営業収入におきまして、下水道料金収入等237万2,000円の見込み増、営業外収益におきまして一般会計繰入金等1,125万4,000円の減などによりまして、882万1,000円の減額を見込んでおります。支出につきましては、営業費用において、終末処理場費等の支出見込み減によりまして882万1,000円の減額を見込んでおるところでございます。以上、簡単ではございますが、議案第25号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）から、

議案第31号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）までの7件につきましてご説明致しました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第25号から議案第31号までの補正予算7議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、よって、議案第25号から議案第31号までの補正予算7議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（森永和夫君） ここで15分間休憩をします。午後2時15分から再開します。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第37 議案第32号 令和2年度内子町一般会計予算について

日程第38 議案第33号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第39 議案第34号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第40 議案第35号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第41 議案第36号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第42 議案第37号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について

日程第43 議案第38号 令和2年度内子町水道事業会計予算について

日程第44 議案第39号 令和2年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（森永和夫君） 「日程第37 議案第32号 令和2年度内子町一般会計予算について」「日程第38 議案第33号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」「日程第39 議案第34号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」「日程第40 議案第35号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について」「日程第41 議案第36号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」「日程第42 議案第37号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について」「日程第43 議案第38号 令和2年度内子町水道事業会計予算について」「日程第44 議案第39号 令和

2年度内子町下水道事業会計予算について」以上8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第32号、令和2年度内子町一般会計予算について、議案第33号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第34号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、議案第35号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について、議案第36号、令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について、議案第37号、令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について、議案第38号、令和2年度内子町水道事業会計予算について、議案第39号、令和2年度内子町下水道事業会計予算について、以上8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案書4をお手元にご用意ください。議案第32号、令和2年度内子町一般会計予算についてでございます。令和2年度の予算編成方針の基本的な考え方は、内子町総合計画に掲げた町づくり戦略であります「プロジェクト10の推進」、また「内子町まち・ひと・しごと総合戦略」に沿った事業の確実な推進を図る事務事業に重点を置きました。住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めるため、避難場所に指定されている自治会館等の改修・耐震化、消防詰所の新築や消防備品の整備、道路・橋梁の長寿命化、水道事業の健全な運営など、急がねばならない課題に向けての取り組みや、切れ目のない支援による子育てしやすい環境づくり、子ども達の確かな学力と自立する力を育む教育環境の充実など、子育て世代が元気に生活できるまちづくりの実現に向けた取り組みについて積極的に推進していきたいと考えております。これらの施策展開に対応する弾力的な財政体質を確立するため、事業の検証・評価・見直しの徹底や、選択と集中により健全財政を最優先に考えまして、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、多くの町民の皆さん方と協働しながら、町づくりに取り組んでいくための予算と致しました。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、令和2年度内子町一般会計当初予算案は、歳入歳出それぞれ87億3,100万円と定めております。予算規模は、本年度当初予算と比較して2,750万円の減額、率にして0.3%の減でございます。第2条では、9ページの第2表債務負担行為として愛媛大学医学部寄附講座、中山間地域等直接支払制度支援システムリース料を設定しております。第3条では、11ページの第3表、地方債と致しまして、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債を設定しております。

14ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書、歳出の部の表中右側、一般会計予算の財源を示しています。その内訳につきましては、国県支出金が11億5,057万7,000円、地方債が5,400万円、その他特定財源として7億4,806万6,000円、一般財源が67億7,835万7,000円となっております。

歳入につきましては、17ページ、やや下段をお開きください。9款「地方交付税」でございますが、43億3,000万円を計上致しております。今年度と比較しまして、地方交付税を1億円減額して計上しております。平成17年に3町が合併して15年が経過し、平成31年度が

合併算定替対象期間の最終年度でありました。令和2年度からは、その特例期間が終了し一本算定となることとなります。

続きまして主な歳出でございます。45ページをお願いします。2款、総務費、3項、戸籍住民登録費、1目、戸籍住民登録費でございますが、12節、委託料に1,684万3,000円を計上致しております。令和2年度においては、戸籍情報システムの更新時期にあたりまして、マイナンバー制度導入などの法改正・機能強化などによりまして、現行システムの動作保証が困難となることから、クラウドサービスを利用したシステムの構築を行うものであります。

46ページをお願いします。2款、総務費、4項、選挙費でございます。令和3年2月5日任期満了となる町長選挙に1,168万7,000円を計上しております。

49ページをお願いします。下段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の27節、繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計への繰出金として、国民健康保険基盤安定事業、出産育児一時金、職員人件費などを含めた1億7,910万1,000円を計上しております。

52ページをお願いします。下段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、心身障がい者福祉費の19節、扶助費でございます。障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業、自立支援給付費、重度心身障がい者医療費などの扶助費と致しまして、4億9,234万3,000円を計上しております。

55ページをお開きください。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、保育園費に、4億2,125万7,000円を計上しております。こぼと保育園と五十崎幼稚園を統合した認定こども園として4月から開園する五十崎こども園の管理運営費、内子・くるみ・五城・大瀬保育園運営負担金等について計上しております。

64ページをお願いします。上段でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、6目、保健センター費の14節、工事請負費でございます。内子保健センター、六日市自治会館の空調整備を行うための予算2,633万4,000円を計上しております。同じく、64ページの中段をお願いします。4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費でございますが、クリーンセンターにおける施設運転管理委託など、総額3億4,003万7,000千円を計上しております。

うち、65ページの18節、負担金、補助及び交付金では、久万高原町環境衛生センター撤去に伴う負担金として1,595万5,000円を計上しております。

69ページをお願いします。上段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、令和2年度においても67地域に交付する中山間直接支払交付金として、7,281万5,000円を計上しております。

70ページをお願いします。6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、県営中山間地域総合整備事業費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。満穂地区の営農飲雑用水施設整備事業や門松団地などの農業用排水施設整備に対する負担金として2,212万1,000円を計上しております。

72ページから73ページをお願いします。6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。条件不利地や、鳥獣害等を受けた被害森林のような、通常の林業的な取組で対応できない森林の整備を強化するための森林環境保全整備事業補助金、有害鳥獣捕獲奨励金などの補助金として8,993万2,000円を計上しております。

80ページをお願いします。8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路橋梁維持修繕費の14節、工事請負費でございます。町道の舗装修繕などを含めた町道の道路維持補修工事費として4,000万円を計上しております。また、15節、原材料費には、生コンなど補修材等の原材料支給として1,050万円、18節、負担金、補助及び交付金には、町道除草等に伴う補助金として450万円をそれぞれ計上しております。

84ページをお願いします。中段でございます。8款、土木費、4項、都市計画費、6目、歴史まちづくり事業費の12節、委託料でございます。歴史的風致維持向上計画推進にかかる内子六日市・本町商店街エリア整備として、本町商店街街路灯・森家整備基本構想委託に700万円を計上致しております。

86ページをお願いします。上段でございます。9款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金、3億3,140万3,000円を計上しています。

87ページをお願いします。9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費でございます。14節、工事請負費には、平岡4部詰所整備工事費として、1,202万3,000円を、17節、備品購入費には、小型動力ポンプ及びその積載車の購入費として873万9,000円を計上致しております。

88ページをお願いします。9款、消防費、1項、消防費、4目、防災費の14節、工事請負費でございます。災害時の地域住民への情報伝達手段として大きな役割を担う防災行政無線戸別受信機整備工事として6,403万1,000円を計上しております。

90ページをお願いします。下段でございます。10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育諸費の14節、工事請負費でございます。五十崎中学校卓球場解体及びグラウンド整地工事として、1,159万4,000円を計上致しております。

100ページ、中段をお願いします。10款、教育費、5項、社会教育費、3目、自治センター費の12節、委託料でございます。平野自治会館及び消防車庫新設工事設計委託、和田自治会館新築工事設計委託、旧田渡幼稚園改修工事、これは遍路宿として開設に向けての工事の設計委託など3,699万5,000円を、また、14節、工事請負費には、八日市・寺村・内子自治センターの空調整備工事、村前自治会館の進入路、旧程内小学校グラウンド整備工事など2,272万7,000円を計上致しております。

104ページをお開きください。下段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、6目、伝統文化施設総務費の12節、委託料でございます。茂山狂言公演関連委託、東西狂言、内子座保存修理委託など3,905万6,000円を計上しております。

続きまして、議案書5をお手元にご用意ください。まず、オレンジ色の仕切りでございます。議案第33号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

1 ページをお願いします。国民健康保険事業は、愛媛県が財政運営の責任主体となった一方、町は引き続き、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域のきめ細かい事業を担うこととされております。今後、被保険者数は、高齢化と人口減少に伴い減少すると見込まれますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。このような状況を踏まえ、内子町国民健康保険運営協議会に諮問し、保険税については据え置くとの答申を受けました。これをもとに令和2年度の当初予算につきましては、前年度比、7, 143万8, 000円の増額予算編成となり、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億6, 370万円と致しております。

続きまして、紫色の仕切りでございます。議案第34号、令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算でございます。

1 ページをお願いします。後期高齢者医療保険事業は75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営に努めているところでございます。保険料につきましては2年毎に見直しが行われ、令和2年度に改定が行われる予定です。一人あたりの給付費、被保険者数の増加などにより保険料率も年々上昇しております。令和2年度の当初予算につきましては、前年度比、1, 592万3, 000円の増額予算の編成となっており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4, 669万円と致しております。

続きまして、ピンク色の仕切りでございます。議案第35号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算でございます。

1 ページをお願いします。令和2年度における介護保険事業は、介護保険第7期計画の最終年度となり、第8期計画を策定致します。年々増加していく介護給付費を抑制するため、介護給付の適正化を推進していくとともに、高齢者の自立支援や重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた生活支援体制整備事業を推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築して参ります。令和2年度の当初予算につきましては、保険給付費の伸びなどから、前年度比、5, 200万円の増額予算編成となっており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2, 900万円と致しておるところでございます。

続きまして、同じくピンク色の仕切りでございます。議案第36号、令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算でございます。

1 ページをお願いします。介護保険サービス事業につきましては、要支援1・2の認定者に対して介護予防プランの作成にかかる予算として、令和2年度の当初予算につきましては、前年度の当初予算と同額程度の予算編成となっており、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 945万6, 000円と致しておるところでございます。

続きまして、オレンジ色の仕切りでございます。議案第37号、令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算でございます。

1 ページをお願いします。令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理運営等事業の経費でございます。令和2年度は、寄宿舎生13名を見込んでいます。また、建築から25年が経過し寮生室の壁などの改修を行う経費を増額しており、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1, 208万6, 000円と致しております。

続きまして、議案書6をお手元にご用意ください。まず、浅黄色の仕切りでございます。議案第38号、令和2年度内子町水道事業会計予算でございます。

1ページをお願いします。令和2年度の業務予定量につきましては、給水戸数6,674戸、年間給水量160万2,000 m^3 。一日平均給水量4,389 m^3 を見込んでおります。主な建設改良事業といたしましては、平成28年度から事業を実施しております、石畳地区の水道拡張事業、遠方監視システム整備工事がございます。

2ページをお願いいたします。まず、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を2億8,680万円、営業外収益を1億7,247万8,000円、事業収益の総額を4億5,928万円と見込んでおります。昨年度と比較しまして、1.2%の減額となっております。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億8,246万4,000円、企業債償還利息等の営業外費用が4,381万2,000円で、水道事業費用の総額は4億2,835万6,000を計上しております。支出の総額は、昨年度と比較しまして、ほぼ同額を見込んでおります。続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は、事業実施に伴う企業債、工事負担金及び補助金等を含め、3億5,167万5,000円を計上しています。支出は、建設改良費として1億8,756万円、投資有価証券購入費として1億500万円を計上しており、資本的支出の総額は、4億5,938万2,000円を見込んでおり、対前年度比18.4%の減となっております。

続きまして、同じく浅黄色の仕切りでございます。議案第39号、令和2年度内子町下水道事業会計予算でございます。

1ページをお願いします。令和2年度の業務予定量につきましては、接続戸数1,823戸、年間総排水量56万4,963 m^3 、一日排水量1,548 m^3 を見込んでおります。

2ページをお願いします。まず、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は、下水道使用料などからなる営業収益が8,138万6,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む営業外収益として2億1,013万4,000円。収益的収入の総額は、2億9,153万円を予定しております。支出につきましては、営業費用、営業外費用等をあわせた2億9,153万円を見込んでおります。続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は、一般会計からの出資金などを含め8,209万4,000円。支出は、地方公共団体金融機構等の償還金など、1億4,076万4,000円を見込んでおります。以上、簡単ではございますが、令和2年度各会計の当初予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第32号から議案第39号までの8議案は予算決算常任委員会に付託して審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第39号までの8議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

-
- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第45 | 議案第40号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第46 | 議案第41号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第47 | 議案第42号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第48 | 議案第43号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第49 | 議案第44号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第50 | 議案第45号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第51 | 議案第46号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第52 | 議案第47号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第53 | 議案第48号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第54 | 議案第49号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第55 | 議案第50号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第56 | 議案第51号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第57 | 議案第52号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第58 | 議案第53号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第59 | 議案第54号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第60 | 議案第55号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第61 | 議案第56号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

○議長（森永和夫君） 日程第45 議案第40号から日程第61 議案第56号までの内子町

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて17議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案書1、63ページをお開きください。議案第40号から議案第56号までの、内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、一括して提案理由のご説明を申しあげます。本案は、現農業委員の改選期にあたりまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て委員を任命するものでございます。任期は令和2年5月1日から令和5年4月30日まででございます。

まず初めに、議案第40号、力石忠氏でございます。力石忠氏は、内子町宿間にお住まいです。専業農家であり、現在、上宿間区長としてご活躍でございます。

次に、議案第41号、井上登雄氏でございます。井上登雄氏は、内子町五十崎にお住まいです。専業農家であり、現在、養蜂業をされておられます。

次に、議案第42号、木邑修也氏でございます。木邑修也氏は、内子町寺村にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。

次に、議案第43号、水岡京子氏でございます。水岡京子氏は、内子町立石にお住まいです。専業農家であり現在、菌床しいたけ栽培をされておられます。

次に、議案第44号、岡田悦子氏でございます。岡田悦子氏は、内子町平岡にお住まいです。平成21年から現在まで内子町女性林研グループの役員としてご活躍でございます。

次に、議案第45号、山崎由里氏でございます。山崎由里氏は、内子町大瀬南にお住まいです。平成11年から現在まで、食品の加工販売をされておられます。

次に、議案第46号、北岡清氏でございます。北岡清氏は、内子町本川にお住まいです。認定農業者であり、平成26年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、議案第47号、明智司氏でございます。明智司氏は、内子町大瀬東にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、議案第48号、宮岡守氏でございます。宮岡守氏は、内子町平岡にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、議案第49号、久保文男氏でございます。久保文男氏は、内子町上田渡にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで推進委員としてご活躍でございます。

次に、議案第50号、堀本健二氏でございます。堀本健二氏は、内子町大瀬南にお住まいです。認定農業者であり、平成20年5月1日から現在まで、会長等としてご活躍でございます。

次に、議案第51号、上田孝浩氏でございます。上田孝浩氏は、内子町大瀬中央にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで推進委員としてご活躍でございます。

次に、議案第52号、宮内和明氏でございます。宮内和明氏は、内子町立山にお住まいで、現在、立川自治会長でもございます。平成23年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、議案第53号、奥本重一氏でございます。奥本重一氏は、内子町袋口にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、議案第54号、宮内康都氏でございます。宮内康都氏は、内子町城廻にお住まいです。平成26年5月1日から現在まで同委員及び推進委員としてご活躍でございます。

次に、議案第55号、稲田誠司氏でございます。稲田誠司氏は、内子町五百木にお住まいです。認定農業者であり現在、果樹栽培を中心とした農業経営をされておられます。

最後に、議案第56号、藤岡清一氏でございます。藤岡清一氏は、内子町論田にお住まいです。認定農業者であり、平成29年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

いずれの皆様も、地元自治会から推薦されており、地域の信頼も厚く、農業に関する職見を有しており、適任であると存じます。以上、議案第40号から議案第56号まで一括してご説明致しました。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） 説明が終わりました。

お伺いします。議案第40号から議案第56号までの人事案件について、地方自治法第117条に規定する親族、つまり父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹がいる場合、議員に除斥を求めることとなりますが、該当される議員はおられますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 該当する議員は、おられないことを確認しました。

これより、質疑にはいります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本案は人事案件でございますので討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第40号 内子町農業委員会委員に力石忠氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第41号、内子町農業委員会委員に井上登雄氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第42号、内子町農業委員会委員に木邑修也氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第43号、内子町農業委員会委員に水岡京子氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第44号、内子町農業委員会委員に岡田悦子氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第45号、内子町農業委員会委員に山崎由里氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第46号、内子町農業委員会委員に北岡清氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第47号 内子町農業委員会委員に明智司氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第48号 内子町農業委員会委員に宮岡守氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第49号 内子町農業委員会委員に久保文男氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

ここで堀本農業委員会会長の退席を求めます。

〔堀本健二農業委員会会長退席〕

次に、議案第50号、内子町農業委員会委員に堀本健二氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

〔堀本健二農業委員会会長入場〕

○議長（森永和夫君） 次に、議案第51号、内子町農業委員会委員に上田孝浩氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第52号 内子町農業委員会委員に宮内和明氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第53号 内子町農業委員会委員に奥本重一氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第54号 内子町農業委員会委員に宮内康都氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第55号 内子町農業委員会委員に稲田誠司氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

次に、議案第56号 内子町農業委員会委員に藤岡清一氏を任命することにつき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり、これに同意することに決定しました。

日程第62 議案第57号 内子町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第62 議案第57号 内子町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案書1－2をご覧ください。議案第57号、内子町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、愛媛県県立学校設置条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から議案第57号、内子町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1－2の1ページをお開きください。本案は、愛媛県県立学校設置条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正条例案は2ページ、それから新旧対照表は議案説明資料7－2の1ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

議案説明資料7－2の1ページのとおり、愛媛県立小田高等学校は、平成31年度の入学生徒数が3年連続で分校化の基準に該当したことにより、令和2年4月1日から、内子高等学校小田分校となることが決定致しました。このことに伴い、同校の寄宿舎である「小田高校寄宿舎」の名称も、「内子高等学校小田分校寄宿舎」と変更し、併せて、内子町特別会計条例第1条第1号に規定する「小田高校寄宿舎特別会計 小田高校寄宿舎事業」を「内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計 内子高等学校小田分校寄宿舎事業」と改正するものでございます。内子町小田高校生徒を収容する寄宿舎施設条例につきましては、先の12月議会におきましてお認めいただきました、「内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例」第4条におきまして改正を行ってございます。なお、この条例は令和2年4月1日から施行致します。以上、議案第57号、内子町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） この条例の改正の理由として、愛媛県県立学校設置条例の一部改正、これによって条例改正の必要が出てきたということなのですが、この県立学校設置条例の旧小田高校の改正はいつ改正がされたのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 小田高校の分校化に伴うということでございますので、当然、県の設置条例も令和2年4月1日から変更になるというふうな認識でございます。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 当然、県の設置条例も施行日は4月1日だろうと思うんですが、県の条例の審議をされる必要があろうと思うんですが、そこらは終わっておるという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 今回、同日付で小田分校の寄宿舎の特別会計の予算も上程させていただいているところでございまして、当然、4月1日からの施行ということになってございます。この条例改正につきましては、県のこれまでの取り組みの状況等も十分勘案して、当然、令和2年4月1日からの施行になるものということで予定をさせていただき、同日付でこの条例も令和2年4月1日付で改正をおこなうということで、お認めをいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第57号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第63 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森永和夫君） 「日程第63 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員の山本隆司氏が令和2年6月30日で任期満了となるため、引き続き、山本隆司氏を人権擁護委員として推薦するものでございます。山本隆司氏は、昭和28年7月24日のお生まれで、内子町河内793番地にお住まいでございます。内子町役場職員として、長年社会教育及び人権教育に携わり、地域住民の多様な問題に関わった経験から、人権問題解決の知識と教養を持ち備えておられます。また、地域活動にも積極的に参加され、優れた人格的資質により、様々な事象への対応能力にも長けておられます。現在も大洲人権擁護委員として

活動されておられ、人権思想の高揚において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦致した
く、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、
これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員であります。

よって本案は、これを適任とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会
に付託しました、議案の審査報告については、会期末3月19日の本会議でお願いします。

次の本会議は、3月19日、午後2時に開会します。本日は、これをもって散会いたします。

午後3時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和2年3月第108回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和2年 3月 5日（木）
○開会年月日 令和2年 3月19日（木）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 大西啓介君	2番 関根律之君
3番 向井一富君	4番 久保美博君
5番 森永和夫君	6番 菊地幸雄君
7番 泉浩壽君	8番 大木雄君
9番 山本徹君	10番 才野俊夫君
11番 下野安彦君	12番 林博君
13番 山崎正史君	14番 寺岡保君
15番 中田厚寛君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 小野植正久君
総務課長 山岡敦君	住民課長 二宮善徳君
税務課長 吉川博徳君	保健福祉課長 曾根岡伸也君
会計管理者 稲葉勉君	建設デザイン課長 正岡和猶君
産業振興課長 入海孝君	小田支所長 大森豊茂君
環境政策室長 中嶋優治君	政策調整班長 畑野亮一君
上下水道対策班長 上石富一君	危機管理班長 松岡裕樹君
町並・地域振興課課長補佐 高山重樹君	
教 育 長 山岡晋君	学校教育課長 泉邦彦君
自治・学習課長 黒澤賢治君	
代表監査委員 赤穂英一君	農業委員会会長 堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 林 純 司 君 書 記 和 氣 啓 介 君

○議事日程（第3号）

令和2年3月19日（木）午後 2時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告
日程第 3 議案第 1号 内子町森林環境譲与税基金条例の制定について

令和2年3月第108回内子町議会定例会

- 日程第 4 議案第 2 号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3 号 内子町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 内子町民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 内子町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 18 号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 19 号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 20 号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 21 号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 22 号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 23 号 内子町新町建設計画の一部変更について
- 日程第 26 議案第 24 号 内子町道路線の変更について
- 日程第 27 議案第 25 号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 28 議案第 26 号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 29 議案第 27 号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 30 議案第 28 号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 31 議案第 29 号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第32 議案第30号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第33 議案第31号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第34 議案第32号 令和2年度内子町一般会計予算について
日程第35 議案第33号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第36 議案第34号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第37 議案第35号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第38 議案第36号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第39 議案第37号 令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
日程第40 議案第38号 令和2年度内子町水道事業会計予算について
日程第41 議案第39号 令和2年度内子町下水道事業会計予算について
日程第42 議案第57号 内子町特別会計条例の一部を改正する条例について
日程第43 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第44 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第44

午後 2時00分 開会

○議長（森永和夫君） それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、大西啓介議員、2番、関根律之議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第3号のとおりであります。これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第1号 内子町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議案第1号 内子町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第1号、内子町森林環境譲与税基金条例の制定について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第1号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、国が町に譲与する森林環境譲与税を基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的として条例を制定するものです。委員から、「森林環境譲与税は町有林の整備に使えるのか。」との質疑に対し、「国有林、町有林の整備には充当できず、町の財源において管理をしていく。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第1号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。「議案第1号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第1号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第2号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 議案第2号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第2号、内子町行政組織条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査結果について、議案第2号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。本議案は、令和2年4月1日付けで実施する機構改革に伴い、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「放課後子ども教室が文科省所管で自治・学習課担当、放課後児童クラブが厚労省所管で保健福

社課担当となっているが、機構改革によりどうなるのか。」との質問に対し、「住民の利便性を第一に考え、どちらも子ども支援課で取り扱うこととした。」との答弁でありました。

採決の結果、議案第2号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑をおこないます。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論をおこないます。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

「議案第2号」の採決をおこないます。本案に対する委員長報告は「可決」です。「議案第2号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第2号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第3 内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第3号 内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第3号、内子町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第3号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、会計年度任用職員の様々な任用形態や任用手続きに対応するため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「任命権者がおこなう別段の定めとは、どういうものなのか。」との質問に対し、「様式等で明文化していくなど、きちんとした形で規定していきたい。」との答弁でありました。採決の結果、議案第3号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第4号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第5号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第6号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第7号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第4号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第7 議案第5号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第8 議案第6号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第9 議案第7号内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」以上4件を一括議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第4号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての4議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。4議案は、令和

元年8月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部の改正を行うものです。委員の質疑においては、「会計年度任用職員には、期末手当の改定は無いのか。」との質問に対し、「今回の改定は一般職の職員の勤勉手当のみであり、会計年度任用職員には勤勉手当がないため、改定がないこととなる。」との答弁でありました。採決の結果、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑をおこないます。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まずは、「議案第4号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第4号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第4号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第5号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第5号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第5号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第6号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第6号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第6号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第7号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第7号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第7号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第10 議案第8号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第8号「内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第8号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町附属機関設置条例及び内子町附属機関設置条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定のため、条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「内子町行政不服審査会審理員と委員の違いは。」との質問に対し、「審理員は審理手続きの公正性・透明性を高めるために審査請求の審理を行う職員であり、委員は行政不服審査会において調査審議を行うものである。」との答弁でありました。採決の結果、議案第8号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑をおこないます。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第8号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第8号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第11 議案第9号 内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第9号「内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第9号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、論田集会所、乙影集会所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、議案第9号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第9号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第9号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 内子町民会館条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第12 議案第10号 内子町民会館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。

去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第10号「内子町民会館条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第10号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町民会館の各施設の利用実態及び利用計画により、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「町民会館の2階部分をこども支援課が使っていくのか。」との質問に対し、「2階入り口付近の広めのロビーとその横の小部屋を合わせて事務所にしたいと考えている。」との答弁でありました。

採決の結果、議案第10号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第10号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第10号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第13 議案第11号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第11号 内子町子ども・子育て会議条例の一部を

改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第11号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、令和2年4月1日付けで実施する機構改革に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

委員の質疑においては、「子ども・子育て会議の内容は。」との質問に対し、「市町村の認定子ども園や幼稚園、保育所の利用定員の設定に関することや、子育て支援事業計画の策定に関すること、子育て支援に関する施策の推進について審査、審理を行っている。」との答弁でありました。採決の結果、議案第11号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第11号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第11号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第14 議案第12号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第12号 内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第12号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告申し上げます。本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う、放課後児

童クラブにおけるみなし支援員に係る経過措置延長のため、条例の一部を改正するものです。委員から、「支援員が町内に何名いるのか。」との質疑に対し、「内子児童館に5名、五十崎児童館に3名である。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第12号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第12号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第12号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第15 議案第13号 内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第13号 内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第13号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。本議案は、道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「町道の場合、設計速度はどの程度か。」との質疑に対し、「道路の等級で第3種5級に類しており、設計速度は20キロという基準で設計している。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第13号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第13号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第13号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第16 議案第14号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第14号「内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第14号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「入居者が負担するものはどこに定めるのか。」との質疑に対し、「規則で別に規定することとしている。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第14号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第14号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第14号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第17 議案第15号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第15号「内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第15号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、南山中（みなみやまなか）共同給水施設使用者の減少に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「今後このような施設が増えてくるのではないかと危惧するが。」との質疑に対し、「人口は減少しているが、当面は対応できると考えている。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第15号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第15号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第15号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第18 議案第16号 内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第16号「内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第16号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、現状に合わせた施設名の統一と、インバウンド旅行者のニーズに合わせた用途及び価格の変更のため、条例の一部を改正するものです。

委員から、「利用料金がアップしているが、料理の内容が変わるのか。」との質疑に対し、「お正月やお盆などの繁忙期の価格が安かったこともあり、利用料金に幅を持たせる改正をした。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第16号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第16号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第16号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 内子町斎場の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第19 議案第17号 内子町斎場の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第17号「内子町斎場の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第17号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、去る2月10日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。

委員から、「この斎場は1年間でどのくらい利用されるのか。」との質疑に対し、「告別式場を利用される方は、50件程度である」との答弁がありました。

採決の結果、議案第17号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第17号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第17号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第20 議案第18号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第18号「内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付

いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第18号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、去る2月10日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。

委員から特に質疑は無く、採決の結果、議案第18号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第18号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第18号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第21 議案第19号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第19号「内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第19号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、去る2月10日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。

委員から特に質疑は無く、採決の結果、議案第19号は、全会一致により、原案のとおり可決

すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第19号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第19号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第22 議案第20号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第20号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第20号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、去る2月10日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。

委員から特に質疑は無く、採決の結果、議案第20号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第20号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第20号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第23 議案第21号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第21号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第21号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、去る2月10日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。

委員から特に質疑は無く、採決の結果、議案第21号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第21号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第21号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について

○議長（森永和夫君） 「日程第24 議案第22号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第22号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第22号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、去る2月10日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものです。

委員から、「川登自治会がコミュニティービジネスをやっているという理解でいいのか。」との質疑に対し、「自治会内における「おむすび会」という女性グループが中心を担っており、自治会と力を合わせ活動している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第22号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第22号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第22号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 内子町新町建設計画の一部変更について

○議長（森永和夫君） 「日程第25 議案第23号 内子町新町建設計画の一部変更について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第23号「内子町新町建設計画の一部変更について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第23号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正され、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴い、計画の一部を変更するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、議案第23号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第23号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第23号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 内子町道路線の変更について

○議長（森永和夫君） 「日程第26 議案第24号 内子町道路線の変更について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第24号 内子町道路線の変更について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第24号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、町道大平真弓線にある真弓隧道は通行者もなく、老朽化が進み維持管理が困難なため、隧道部分を廃止し、路線変更するものです。

委員から、「このトンネルはいつ造られたものか。」との質疑に対し、「昭和 11 年竣工である。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第 24 号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第 24 号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第 24 号」は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（森永和夫君） ここで 15 分間休憩をします。午後 3 時 25 分から再開します。

午後 3 時 12 分 休憩

午後 3 時 25 分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 27 議案第 25 号 平成 31 年度 内子町一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 28 議案第 26 号 平成 31 年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 29 議案第 27 号 平成 31 年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 30 議案第 28 号 平成 31 年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 31 議案第 29 号 平成 31 年度 小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 32 議案第 30 号 平成 31 年度 内子町水道事業会計補正予算（第 4 号）に

ついて

日程第33 議案第31号 平成31年度 内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（森永和夫君） 「日程第27 議案第25号 平成31年度 内子町一般会計補正予算（第5号）について」から「日程第33 議案第31号 平成31年度 内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について」までの補正予算7議案を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田予算決算常任委員長。

〔中田予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。

去る3月6日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、平成31年度補正予算7件について、令和2年度当初予算8件とともに、3月10日、11日、12日の3日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。議案第25号平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）から議案第31号平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）までの7議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、補正予算7議案は「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

議案第25号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,598万5,000円を減額し、歳入歳出予算を101億7,390万とするものです。前年同期と比較し5.9%の減額となっています。補正予算の財源ですが、国県支出金 4,811万6,000円の減額、地方債 8,250万円の減額、その他特定財源 5,530万5,000円の減額、一般財源 3,993万6,000円の増額となっています。続いて、主な歳入予算ですが、森林環境譲与税として2,436万6,000円を計上しています。続いて、主な歳出予算は、2款、総務費においては、委員の質疑において、「デマンドバス運行業務委託料を減額しているが、現在の利用状況は。」との質疑に対し、「利用路線数は増えているが、今年度は利用者が減る見込みである。」との答弁がありました。3款、民生費においては、交付金について、プレミアム付商品券事業の実績に伴い、8,500万円の減額補正があり、委員の質疑において、「なぜ低い利用率となっているのか。」との質疑に対し、「2万5,000円分購入するのに、元手2万円が必要になるということが1番のハードルになったのではないかと推測している。」との答弁がありました。4款、衛生費においては、委員の質疑において、「コロナウイルス関連でゴミ袋がなくなったという話があったが、内子町の在庫は。」との質疑に対し、「燃えるゴミ袋については、30万枚在庫があり、お店の在庫等を考えると年内は大丈夫だろうと考えている。」との答弁がありました。6款、農林水産業費においては、委員の質疑において、「農林道等維持管理組合事業補助金はどのようなものか。」との質疑に対し、「まず地元で農林道維持管理組合を設置していただき、そこで行う農林道の維持管理や清掃などに8割

補助をしている。」との答弁がありました。8款、土木費においては、委員の質疑において、「老朽危険空き家除却補助金についてその実績と、空き家所有者に連絡が取れない事例があるのかどうか。」との質問に対し、「今年度については、予定・実績とも15件であった。現在町に上がってきているものについては、把握ができています。」との答弁でありました。9款、消防費においては、委員の質疑において、「火災時のメール配信について、エリアごとでは不都合なことが多いので、全町で行えないか。」との質問に、「消防団や消防署と協議をさせていただきたい。」との答弁がありました。10款、教育費においては、委員の質疑において、「伝統文化施設総務費で費用弁償などが減額されているが、委員会が実施されなかったのか。」との質疑に対し、「内子座活用検討委員会において、委員の日程調整とワーキンググループとの関連で委員会開催回数が減ったため。」との答弁でありました。委員の質疑において、「コロナウイルス対策の休校により自宅待機となった給食センター臨時職員の補償は。」との質疑に対し、「国の動向をみながら、町としてどうするのかを検討している。」との答弁でありました。「内子運動公園改修事業が繰越となっているが、野球場の完成時期の目途は。」との質疑に対し、「令和2年10月を完成予定としているが、イベントや練習には配慮し、協議しながら工事を進めていきたい。」との答弁でありました。以上、議案第25号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）については、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計4件及び事業会計2件の補正予算ですが、まず、議案第26号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、保険給付費の見込み及び特定健康診査事業等の実績に伴い、歳入歳出それぞれ2,855万3,000円を減額し、21億3,549万5,000円とするものです。委員の質疑において、「一般被保険者第三者納付金について、被害者が多かったのか。」との質問に、「今年度2件交通事故があり、その実績確定による補正予算である。」との答弁がありました。採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）については、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などにより、歳入歳出それぞれ432万8,000円を追加し、2億3,509万5,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、施設介護サービス給付費の増、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の減などにより、歳入歳出それぞれ71万9,000円を追加し、26億5,750万4,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、平成31年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ472万6,000円を減額し、849万8,000円とするものです。補正内容は、寄宿舎入寮者数の確定にともなう補正予算であります。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入及び支出の補正では、収入は、水道使用料などの減により53万8,000円の減、支出

では、人事異動による給料の減、減価償却費の減などにより1,011万4,000円の減額するものです。資本金収入及び支出におきましては、送配水管敷設替え工事にかかる企業債の借入、石畳地区における消火栓設置補助金などにより、4,340万7,000円の増額となっています。委員の質疑において、「将来、2,3戸家が建てられそうな場合の水道引き込みの考え方は。」との質疑に対し、「住宅団地として何戸かの造成が見込まれる場合は、行政で引いていくことになる。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第31号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出は、収入については、営業収入において下水道料金収入等237万2,000円の見込み増、営業外収益において一般会計繰入金等1,125万4,000円の減などにより、882万1,000円の減額となっています。支出については、営業費用において、終末処理場費等の支出見込み減により882万1,000円の減額となっています。委員の質疑において、「水道事業において使用料収入が減っているのに、下水道使用料が増えている理由は。」との質疑に対し、「下水道供用区域内での水道使用量が増えているためによる。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上、平成31年度補正予算7議案について、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 委員長報告に対する質疑を省略します。中田委員長、席にお戻りください。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第25号 平成31年度 内子町一般会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第25号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第25号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第26号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第26号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第26号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第27号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第２７号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第２７号」は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、「議案第２８号 平成３１年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第２８号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第２８号」は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、「議案第２９号 平成３１年度 小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第１号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第２９号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第２９号」は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、「議案第３０号 平成３１年度 内子町水道事業会計補正予算（第４号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第３０号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第３０号」は、委員長報告のとおり可決されました。
続いて、「議案第３１号 平成３１年度 内子町下水道事業会計補正予算（第３号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第31号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第31号」は、委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第37 議案第32号 令和2年度内子町一般会計予算について
日程第38 議案第33号 令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第39 議案第34号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第40 議案第35号 令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第41 議案第36号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第42 議案第37号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
日程第43 議案第38号 令和2年度内子町水道事業会計予算について
日程第44 議案第39号 令和2年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（森永和夫君） 「日程第34 議案第32号 令和2年度内子町一般会計予算について」から、「日程第41 議案第39号 令和2年度内子町下水道事業会計予算について」までの当初予算8件を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田予算決算常任委員長。

[中田予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、令和2年度当初予算8件について、3月10日、11日、12日の3日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。議案第32号、令和2年度内子町一般会計予算から議案第39号、令和2年度内子町下水道事業会計予算までの8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果については、当初予算8議案は、原案のとおり可決すべきものでございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

議案第32号、令和2年度内子町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ87億3,100万円とするもので、前年度比2,750万円の減額であります。一般会計当初予算に充当します財源は、国・県支出金11億5,057万7,000円、地方債5,400万円、その他特定財源7億4,806万6,000円、一般財源67億7,835万7,000円となっております。

それでは、まず主な歳入についてですが、地方交付税43億3,000万円、前年比1億の減額です。その他、町税14億1,250万9,000円などです。

続いて、歳出について報告致します。2款総務費においては、委員から、「ふるさと納税について、実績の倍近い予算を組んでいる理由は。」との質疑に対し、「寄付金の内子らしい使い方をアピールしながら、目標額に近づけるように新しい返礼品の開拓など魅力づくりをしていきたい。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費においては、町内37か所において検査を行う、河川水水質検査委託費に143万2,000円が計上されています。委員から、「町内の河川の水質検査結果は、どう変化しているのか。」との質疑に対し、「長いスパンで見ると、あまり変化が見られない。」との答弁がありました。また、委員から、「下水道や合併浄化槽への接続に伴う内子町住環境整備促進事業補助金は、自動的に業者が申請してくれるものなのか。」との質疑に対し、「本人が申請するのが原則であるが、業者を通しての申請も最近が多い。」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費においては、内子町産材の利用促進と周囲の景観と調和した木造住宅の建築促進を図るために、内子町産材利用木材住宅建築促進事業補助金に700万円計上されています。委員から、「町内でも製材所が減ってきている状況で、内子町産材の確認の仕方は。」との質疑に対し、「小田原木市場の出荷証明書、もしくは製材所の出荷証明書で確認をしている。」との答弁がありました。

次に、7款商工費においては、委員から、「町産品販路開拓支援助成金について、効果は出ているのか。」との質疑に対し、「11業者が申請をされたが、平成30年度売り上げが前年度より4,000万円近く増えており、効果が出ていると検証している。」との答弁がありました。また、委員から、「内子晩餐会のシェフは、町内の料理人が望ましいと考えるが、今後の展開は。」との質疑に対し、「今回予定していたシェフもかなりの技術を持つ方なので、指導もしてもらいながら、事業を進めていきたい。」との答弁がありました。小田深山の自然を生かしながら魅力度を増していくために、小田深山溪谷遊歩道整備計画策定支援業務委託費として、197万5,000円が計上されています。委員から、「遊歩道を新設するということであるが、もっとわかりやすい説明資料にしてほしい。」との質疑に対し、「次年度にルートの検討をし、ある程度見通しが立てば、改めて説明をさせていただきたい。」との答弁がありました。

次に、8款土木費においては、歴史的風致維持向上計画推進にかかる内子六日市・本町商店街エリア整備として、本町商店街街路灯及び森家整備基本構想委託費に700万円予算計上しています。委員から、「無電柱化と街路灯整備の関係は。」との質疑に対し、「無電柱化の協議については、四国電力、国交省などと協議を継続しているが、それとは別に老朽化している街路灯を景観整備も兼ねて歴まち事業として取り組むことを検討していこうとするものである。」との答弁がありました。

次に、10款教育費においては、平野自治会館及び消防車庫新設工事設計委託として546万9,000円が計上されています。委員から、「自治会館の建築場所は水害の心配が考えられるが。」との質疑に対し、「地元と協議をしてきたが、適地がないため、現在の敷地内でリスクの少ない場所に移転することで決定した。」との答弁がありました。また、委員から、「五十崎町民プール改修事業は、新町建設計画にも取り上げられているが、あまりに老朽化が激しいのでは。」との質疑に対し、「プール全体の改修になると大きな金額になるので、五十崎自治センターや利用者などと検討していきたい。」の答弁がありましたが、「町全体的な視野で抜本的に考えて

もらいたい。」との意見がありました。また、委員から、「小田分校魅力化事業の具体的な内容は。」との質疑に対し、「地域みらい協議会を開催して首都圏で広報活動を行った結果、来年度県外から2名入学予定者がいる。また、シリコンバレー日本大学との遠隔授業も継続的に行っていきたい。」の答弁がありました。以上、議案第32号 令和2年度内子町一般会計予算については、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、議案第33号、令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を21億6,370万円とするもので、前年度比7,143万8,000円の増額予算編成です。委員から、「被保険者数が減っているのに、保険給付費が増えているのはなぜか。」との意見に対し、「一人当たりの医療費が上がっていくことを見込んで、予算計上している。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第34号 令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を2億4,669万円とするもので、前年度比1,592万3千円の増額予算編成です。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第34号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に「議案第35号、令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を2億2,900万円とするもので、対前年度比5,200万円の増額予算編成です。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第35号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第36号 令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を1,945万6,000円とするもので、前年度と同額程度の予算編成です。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第36号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第37号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」は、寄宿舎生を13人と見込み、歳入歳出予算を1,208万6,000円とするものです。特に質疑は無く、採決の結果、「議案第37号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第38号、令和2年度内子町水道事業会計予算については、収益的収入及び支出では、収入は、営業収益を2億8,680万円、営業外収益を1億7,247万8,000円、事業収益の総額を4億5,928万円と見込んでいます。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億8,246万4,000円、企業債償還利息等の営業外費用が4,381万2,000円で、水道事業費用の総額は4億2,835万6,000円を計上しています。収益的支出の総額は、昨年度と比較しまして、ほぼ同額を見込んでいます。続いて、第4条の資本的収入及び支出では、収入は、事業実施に伴う企業債、工事負担金及び補助金等を含め、3億5,167万5,000円を計上しています。支出は、建設改良費として1億8,756万円、投資有価証券購入費として1億500万円を計上、資本的支出の総額は、4億5,938万

2,000円を見込んでいます。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第38号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

最後に、「議案第39号 令和2年度内子町下水道事業会計予算について」は、収益的収入及び支出では、収入は、下水道使用料などからなる営業収益が8,138万6,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む営業外収益として2億1,013万4,000円。収益的収入の総額は、2億9,153万円を予定しています。支出は、営業費用、営業外費用等をあわせた2億9,153万円を見込んでいます。資本的収入及び支出では、収入は、一般会計からの出資金などを含め8,209万4,000円。支出は、地方公共団体金融機構等の償還金など、1億4,076万4,000円を見込んでいます。委員から、「以前の長寿命化計画とストックマネジメント計画との違いは。」との意見に対し、「長寿命化計画は5年間で終了するが、下水道施設全体の今後の老朽化に備え、新たに5年間のストックマネジメント計画を立てる必要がある。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第39号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。なお、3日間にわたる予算審議の中で、的確な答弁が返ってこないことも見受けられましたので、業務について十分に把握するよう要望いたします。また、説明資料の中に一部不適切な表現があり、削除した部分がありました。説明資料とはいえ、十分に注意して作成していただくようお願いします。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 委員長報告に対する質疑を省略します。中田委員長、席にお戻り下さい。討論、採決については議案ごとに行います。

まず、「議案第32号 令和2年度 内子町一般会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第32号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立多数です。

よって、「議案第32号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第33号 令和2年度 内子町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 本予算に反対の立場から討論を致します。すべての人が等しく病気やけがの心配なく、安心して暮らしを送ることができる国民皆保険制度の大きな柱の一つ、国民健康保険は75歳までの高齢者、協会けんぽ等の被用者保険に入ることのできない非正規雇用の労働者、農業を含む自営業者など低所得者が多いにも関わらず保険料が医療制度の中で最も高いという構造的な問題があります。こうした問題を解決し、持続可能な医療制度を維持するために全国知事会や市町会、町村会は毎年、国庫負担の増額を国に対して要請していますが、協会けんぽ等

の被用者保険の保険料に比べ、保険料が高いという不公平な実態は変わっていません。そんな中、病気やケガ、失業などでの所得の減少に対する保険料の減免や7割、5割、2割の法定減免に金額の上乗せ、子育て支援策として子ども均等割りの減免を市町村独自で実施している自治体があります。内子町では住民団体が国保税の減免制度を拡充するよう毎年要請をおこなっていますが、来年度予算編成にあたりこうした検討はされていないということでした。このことは、国保税の高負担に生活の苦しさを訴えている国保加入者の町民の声にこたえていないと考えます。国が進める社会保障の抑制政策に追従し、町独自で社会保障制度を拡充する意図がみられないことから、国民健康保険事業特別会計予算案に反対します。

○議長（森永和夫君） 他に討論はありませんか。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 私はこの保険制度予算に対して賛成の立場で、討論致します。やはり先進国の中でも日本のような皆保険制度があるのは日本だけだと思います。高い医療費を払いながら独自でその場合は個人的に保険に入っている国もおられるようであります。やはりこの皆保険制度ができた時点では、日本経済はどんどんと伸びてきましたしこの保険制度のおかげで寿命もみなさん伸びてきました。ただ、たしかに高齢化になってくるということは、どうしても医療費が必要になってくるという先の見通しは若干甘かったという国の場合も考えはするんですけど、今すぐに皆保険制度をなくして反対してしまうとこの保険に入っている方は大変困ると思います。たしかに今後のことについては高齢化に向けてどのような保険制度がいいかというのは十分に協議していかないといけないことではあると思いますが、今回のこの予算に対しては、私は住民の安心と安全のためにも賛成するものであります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第33号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立多数です。

よって、「議案第33号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第34号 令和2年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第34号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第34号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第35号 令和2年度 内子町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第35号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第35号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第36号 令和2年度 内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第36号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第36号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第37号 令和2年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第37号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第37号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第38号 令和2年度 内子町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第38号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第38号」は、委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第39号 令和2年度 内子町下水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて討論を終結します。採決をおこないます。

本案に対する委員長報告は、可決です。

「議案第39号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第39号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第42 議案第57号 内子町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第42 議案第57号 内子町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保 総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保委員長。

〔久保美博総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第57号「内子町特別会計条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第57号は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、愛媛県県立学校設置条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第57号」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第57号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第57号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第43 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第43 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定致しました。

日程第44 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第44 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご退職されます、稲葉勉会計課長さん、入海孝産業振興課長さん、大森豊茂小田支所長さん、以上3名の方々より、ごあいさつを受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、稲葉会計課長さんお願いします。

○会計管理者（稲葉勉君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲葉会計課長。

〔稲葉勉会計管理者登壇〕

○会計管理者（稲葉勉君） 本日はこのような機会を与えていただきまして厚く御礼を申し上げます。顧みればあっという間の4年間でございました。皆様から特には優しく、時には厳しくご指導いただきました。私にとりましては貴重な体験、そして財産となりましたこと、重ねて御礼を申し上げたいと思います。今後につきましては我が家の農地を守りながら、特には宇和海でさわやかな潮風に吹かれるそんな生活を考えているところでございます。最後になりましたが、議員各位のご多幸、ご活躍、そして活発で建設的な議論が展開されますこと、ご祈念申し上げて御礼とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 続いて、入海産業振興課長さんお願いします。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） 本日は40件を超える議案等で大変お疲れのところ、本議会の最後の発言の機会をいただき誠にありがとうございます。定年にあたりまして一言御礼を申し上げます。定年というふうに思います。私自身、未熟な上に役場人生の中で議場で答弁させていただくことはないだろうと考えておりましたけれども、4年間大変貴重な経験をさせていただきました。今も変わりませんが足がすくむ議場は緊張の連続でございました。前職、税務課、そして現職であります産業振興課ともに実務の経験がないことから、初心に帰りまして一生懸命知識の習得につとめておこたえをさせていただいたつもりでございましたが、的を得ないお答えも多数あり、議員の皆さんには大変ご迷惑をおかけしたこともあったというふうに思っております。そのような私でございましたが、皆様の温かいご厚情によりまして、議場での職務を終えますこと心より感謝を申し上げます。結びになりましたが議員の皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げますと共に、内子町のために引き続き活発な議論が行われることを期待致しまして、議会出席の最後のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 続いて、大森小田支所長さんお願いします。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

〔大森豊茂小田支所長登壇〕

○小田支所長（大森豊茂君） 私事、3月31日で定年退職するにあたりまして議員の皆様にご挨拶できる機会をいただきましたこと、御礼申し上げます。私、昭和57年の4月に上浮穴消防署をかわきりに昭和59年10月に旧の小田町役場に採用となりこれまで38年間公僕として勤務させていただきました。この間、多くの町民の皆様、議員の皆様、職場の同僚、先輩方の指導を受けながら定年まで勤めさせていただきましたことに深く感謝を申し上げます。本来、私は人前に立つことが苦手で議会の席で答弁することとなった時には緊張と心配で生汗をかきうまく話せなかったことも多々あったかと思えます。それでも延べ8年間に渡りまして、議会では何とか務めることができましたのは、議員の皆様、理事者の皆様からの温かいご指導のおかげと思っております。退職後は再任用職員としまして、役場で引き続きお世話になる予定ではございますが、今後は体のゆるす限り地域への貢献をさらに深めていきたいと思っております。また、新深山荘の建設に関しましてはこれまで十分な対応ができず、皆様にはご心配をおかけして参りましたが、私はこの新たな施設ができ、新たな取り組みを増やしていくことで多くの来場者が増え、小田深山だけでなく、小田地区、内子町全体の活性化にもつながっていくものと確信を致しております。まだやり残したことも多く、後任者には迷惑をかけるかもしれませんが、出来得る範囲で連携しながら携わってまいりたいと思っております。議員の皆様におかれましても新深山荘の建設と運営に向けさらなるご理解とご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。最後に内子町議会のますますのご活躍と皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、退職に当たりましてご挨拶とさせていただきます。長年ご愛顧いただきまして、誠にありがとうございました。

○議長（森永和夫君） ありがとうございました。議会としましては長年にわたり、大変お世話になりました。ここで感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。贈呈

は、議員会長、才野議員、副会長、寺岡議員、副会長、林議員にお願いいたします。みなさん、前にお並び願います。

〔花束贈呈〕

ありがとうございました。長い間、大変お疲れ様でした。お席にお戻りください。

○議長（森永和夫君） ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 3月内子町議会閉会にあたりご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、大変ご多忙の折、本定例会にご出席賜り、全議案について適切なご判断を賜りまして誠に有難うございました。審議の中でいただきましたご意見等も踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って執行して参りますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症がなかなか終息への出口が見えにくい状況にあります。内子町においても、国・県の要請を受け、3月4日から幼稚園、小学校、中学校の休校、町主催行事・会議等の中止や延期、施設等の利用制限をおこなうなどの措置を取らせていただいております。また、町民の皆様にも、手洗いの励行や多くの人々が集まる機会をなるべく避けていただきたい、時間も短くしていただきたいというようなことも要請して、様々な分野でご理解、ご協力をいただいているところであります。

一方で、地域経済は、人の動き、物の動きが低下していることなどによりまして、宿泊業、飲食業、交通・旅行業、物販・サービス業をはじめ様々な分野に影響が出ております。今後とも、国・県の感染拡大防止策や経済対策等、その動向を注視しながら、関係団体とも連携を図り、適切に対応して参りたいと考えております。なお、来月4月に予定しておりました、ドイツローテンブルク市からの内子町訪問団が今般のこの状況によりまして、中止ということになりましたので、議員の皆様にご報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、全国的にこの感染者数はまだ増加の傾向にあるようでございます。もし町内から感染者が確認されても、差別したり、遠ざけるようなことはせず、優しいまなざしで見守ってあげていただきたいというふうに思っております。目に見えないウイルスですから、不安な気持ちになることは理解できますが、こうした時こそ、デマや風評に流されることなく、お互いに気持ちをつなげ、この危機を乗り越えていきましょう。このことを結びに申し上げ、本定例会閉会のご挨拶と致します。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、令和2年3月第108回内子町議会定例会を閉会します。

午後4時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第108回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	専決処分の報告について (第78号令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事に係る工事変更請負)	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	受理
議認 1	内子町総合交流促進施設条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	承認
議認 2	内子町移住体験施設(石畳移住体験施設)の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	承認
議案 1	内子町森林環境譲与税基金条例の制定について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2	内子町行政組織条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 3	内子町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 4	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 5	内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 6	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 7	内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 8	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 9	内子町地区集会所条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 10	内子町民会館条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決

議案 1 1	内子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 2	内子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 3	内子町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 4	内子町営住宅条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 5	内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 6	内子町農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 7	内子町斎場の指定管理者の指定について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 8	内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 1 9	内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2 0	内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2 1	内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2 2	内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2 3	内子町新町建設計画の一部変更について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2 4	内子町道路線の変更について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2 5	平成31年度内子町一般会計補正予算（第5号）について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 2 6	平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決

議案 27	平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 28	平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 29	平成31年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 30	平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第4号）について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 31	平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 32	令和2年度内子町一般会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 33	令和2年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 34	令和2年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 35	令和2年度内子町介護保険事業特別会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 36	令和2年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 37	令和2年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 38	令和2年度内子町水道事業会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 39	令和2年度内子町下水道事業会計予算について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
議案 40	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 41	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 42	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決

議案 43	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 44	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 45	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 46	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 47	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 48	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 49	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 50	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 51	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 52	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 53	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 54	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 55	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 56	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	原案可決
議案 57	内子町特別会計条例の一部を改正する条例について	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 19	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 6	同意

2 請願、陳情

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
令和2年 請願 受理 2	国民健康保険税（料）を協会けんぽ並みに引き下げる 改善を求める請願書	令和 2. 3. 5	令和 2. 3. 5	不採択